

令和6年 朝日村議会

9月定例会会議録

令和6年 9月3日 開会

令和6年 9月13日 閉会

朝 日 村 議 会

令和6年朝日村議会9月定例会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2

第 1 号 (9月3日)

○議事日程	3
○出席議員	4
○欠席議員	4
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
○事務局職員出席者	5
○開会及び開議	6
○議事日程の報告	6
○会議録署名議員の指名	6
○会期の決定	6
○諸般の報告	7
○請願・陳情の報告	7
○承認第7号並びに議案第47号から議案第57号まで並びに認定第1号から認定第7号まで並びに報告第5号及び報告第6号の上程	7
○議案提案説明	8
○健全化判断比率及び公営企業会計に係る資金不足比率の報告について	21
○令和5年度決算審査報告	22
○議案内容説明	29
○議案第53号の質疑、討論、採決	29
○議案内容説明	30
○散 会	31
○署名議員	33

第 2 号 (9月10日)

○議事日程	35
-------	----

○出席議員	3 5
○欠席議員	3 5
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	3 5
○事務局職員出席者	3 5
○開 議	3 6
○議事日程の報告	3 6
○会議録署名議員の指名	3 6
○諸般の報告	3 6
○一般質問	3 7
古 池 美佐江 君	3 7
小 林 弘 之 君	5 1
清 沢 正 毅 君	5 7
清 沢 敬 子 君	6 8
齊 藤 正 法 君	8 3
中 村 文 映 君	9 2
羽多野 美 映 君	1 0 5
豊 田 恵美子 君	1 2 2
清 澤 あゆみ 君	1 3 6
○散 会	1 4 5
○署名議員	1 4 7

第 3 号 (9月13日)

○議事日程	1 4 9
○出席議員	1 4 9
○欠席議員	1 5 0
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1 5 0
○事務局職員出席者	1 5 0
○開 議	1 5 1
○議事日程の報告	1 5 1
○会議録署名議員の指名	1 5 1

○諸般の報告	1 5 1
○常任委員長の報告	1 5 2
○常任委員長報告の質疑、討論、採決	1 5 4
○承認第 7 号並びに議案第 4 7 号から議案第 5 2 号まで及び議案第 5 4 号から第 5 7 号まで並びに認定第 1 号から認定第 7 号までの質疑、討論、採決	1 5 5
○報告第 5 号及び報告第 6 号の取扱い	1 6 4
○発議第 5 号から発議第 8 号までの上程	1 6 4
○議案提案説明	1 6 4
○議案内容説明	1 6 4
○発議第 5 号から発議第 8 号までの質疑、討論、採決	1 6 5
○議員派遣について	1 6 7
○閉会中の継続審査の申出について	1 6 7
○閉会中の継続調査の申出について	1 6 8
○村長挨拶	1 6 8
○閉 会	1 6 9
○署名議員	1 7 1

令和6年朝日村告示第66号

令和6年朝日村議会9月定例会を次のとおり招集する。

令和6年8月29日

朝日村長 小林 弘 幸

1 期 日 令和6年9月3日

2 場 所 朝日村役場

○応招・不応招議員

応招議員（10名）

1番	齊藤正法君	2番	中村文映君
3番	羽多野美映君	5番	豊田恵美子君
6番	清澤あゆみ君	7番	古池美佐江君
8番	小林弘之君	9番	清沢正毅君
10番	清沢敬子君	11番	北村直樹君

不応招議員（なし）

令和6年朝日村議会9月定例会 第1日

議事日程(第1号)

令和6年9月3日(火) 午前9時開会

開 会

議事日程の報告

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 (1) 会期の決定

(2) 審議日程表

第 3 諸般の報告

第 4 請願・陳情の報告

(付議事件)

第 5 承認第 7号 専決処分の承認を求めることについて

(令和6年度朝日村一般会計補正予算(第3号)について)

第 6 議案第47号 朝日村保育所条例の一部を改正する条例について

第 7 議案第48号 朝日村福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例について

第 8 議案第49号 朝日村国民健康保険条例の一部を改正する条例について

第 9 議案第50号 朝日村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

第10 議案第51号 松本広域連合の消防費負担金算定基準の変更及び松本広域連合規約の変更について

第11 議案第52号 長野県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

第12 議案第53号 工事請負契約の締結について

第13 議案第54号 令和6年度朝日村一般会計補正予算(第4号)について

第14 議案第55号 令和6年度朝日村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について

第15 議案第56号 令和6年度朝日村介護保険特別会計補正予算(第2号)について

第16 議案第57号 令和6年度朝日村簡易水道事業会計補正予算(第1号)について

第17 認定第 1号 令和5年度朝日村一般会計歳入歳出決算認定について

- 第18 認定第 2号 令和5年度朝日村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第19 認定第 3号 令和5年度朝日村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第20 認定第 4号 令和5年度朝日村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 第21 認定第 5号 令和5年度あさひプライムスキー場事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第22 認定第 6号 令和5年度朝日村簡易水道事業会計決算認定について
- 第23 認定第 7号 令和5年度朝日村下水道事業会計決算認定について
- 第24 報告第 5号 健全化判断比率及び公営企業会計に係る資金不足比率の報告について
- 第25 報告第 6号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の報告について
- 第26 承認第7号並びに議案第47号から議案第57号まで並びに認定第1号から認定第7号まで並びに報告第5号及び報告第6号の議案提案説明
- 第27 令和5年度決算審査報告
- 第28 議案第53号の議案内容説明
- 第29 議案第53号の質疑、討論、採決
- 第30 承認第7号並びに議案第47号から議案第52号まで及び議案第54号から議案第57号まで並びに認定第1号から認定第7号まで並びに報告第5号及び報告第6号の議案内容説明

出席議員（10名）

- | | | | |
|-----|--------|-----|--------|
| 1番 | 齊藤正法君 | 2番 | 中村文映君 |
| 3番 | 羽多野美映君 | 5番 | 豊田恵美子君 |
| 6番 | 清澤あゆみ君 | 7番 | 古池美佐江君 |
| 8番 | 小林弘之君 | 9番 | 清沢正毅君 |
| 10番 | 清沢敬子君 | 11番 | 北村直樹君 |

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長 小林弘幸君 副村長 越川豪君

教 育 長	百 瀬 司 郎 君	代表監査委員	中 村 牧 夫 君
会計管理者兼 総務課長	上 條 晴 彦 君	企画財政課長	清 沢 光 寿 君
住民福祉課長	上 條 裕 子 君	建設環境課長	小 林 秀 樹 君
産業振興課長	大 池 守 君	教 育 次 長	上 條 靖 尚 君
保 育 園 長	上 條 浩 充 君		

事務局職員出席者

議会事務局長	山 本 珠 明 君	書 記	北 林 薫 君
--------	-----------	-----	---------

開会 午前 9時00分

◎開会及び開議の宣告

○議長（北村直樹君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから、令和6年朝日村議会9月定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は10名で、定足数に達しております。

これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（北村直樹君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（北村直樹君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により

8番 小林弘之 議員

9番 清沢正毅 議員

を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（北村直樹君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から9月13日までの11日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から9月13日までの11日間と決定をいたしました。

次に、審議日程は別紙のとおり行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） ご異議なしと認めます。

よって、審議日程は別紙のとおり決定をいたしました。

◎諸般の報告

○議長（北村直樹君） 日程第3、諸般の報告を行います。

本定例会の説明員は、村長、代表監査委員、副村長、教育長、各課長であります。

入札結果調書及び例月出納検査結果が別紙のとおり報告されております。

また、報道関係者から取材の申出がありましたので、これを許可いたしました。

これで諸般の報告を終わります。

◎請願・陳情の報告

○議長（北村直樹君） 日程第4、本日までに受理した請願・陳情は、お手元に配付いたしました請願・陳情文書表のとおり所管の常任委員会に付託をいたしましたのでご報告申し上げます。

◎承認第7号並びに議案第47号から議案第57号まで並びに認定第1

号から認定第7号まで並びに報告第5号及び報告第6号の上程

○議長（北村直樹君） この際、日程第5、承認第7号並びに日程第6、議案第47号から日程第16、議案第57号まで並びに日程第17、認定第1号から日程第23、認定第7号まで並びに日程第24、報告第5号及び日程第25、報告第6号の議案を一括上程いたします。

提出されました議案はお手元に配付のとおりであります。

◎議案提案説明

○議長（北村直樹君） 日程第26、ただいま提出されました議案の提案理由の説明を求めます。
小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） おはようございます。

本日、令和6年朝日村議会9月定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方にはご出席を賜り、感謝を申し上げます。

台風10号は、最強の勢力を維持しつつ九州に上陸し、常識と異なった停滞と迷走をし、警報級の大雨で各地に多くの災害をもたらしました。朝日村では、地震総合防災訓練を中止とし、台風へ備えましたが、影響もなく安堵をいたしました。

6月に、今年度の土砂災害防災訓練を御道開渡地区で行い、多くの皆さんに避難訓練と防災講習会に参加をしていただきました。雨降りの中でしたので、土砂災害の講習会はより現実味を帯びていたと思います。今回で、土砂災害危険地区を対象とした訓練は終了となり、今後は、各地区に合わせた防災マニュアルを完成させ、よりよい防災活動につながりますことを期待したいと思います。

今年も猛暑日が続き、日本各地でゲリラ豪雨による災害が頻繁に発生しております。朝日村でも、お盆の13、14、15日と、短時間でしたが連日の集中豪雨により、土砂災害が4件発生しました。土砂災害危険地区に指定されていない住宅地裏側ののり面が崩壊し、2軒の庭先に土砂が流れ込みました。そのほか、畑ののり面崩壊が3か所と畑の水害が多数発生した状況です。雨量は、1時間当たり27ミリと、災害基準となる20ミリを超える雨量であり、これが短時間でも2日間続くと災害が発生するという教訓となりました。

なお、復旧は、災害と認定した場所は公費を充てる手続を行っております。今回の災害復旧費は約1,500万円となり、住宅地裏のり面の緊急対応は専決処分で、その他は補正予算で復旧工事を行います。

また、農作物への被害は、約1.5ヘクタール、約100万円となりました。主幹産業である野菜生産は、春先の上雪により苗の作付が遅れるなどの影響が出ましたが、7月下旬に行われたJA野菜販売対策会議によりますと、4月、5月の天候の回復により出荷数、売上金額と

も前年比微減で済みました。現在、圃場は秋作の植付けも終わり、青々としてきました。今後、台風等の影響がないことを祈り、よりよい収穫に期待をしたいと思います。

今年も、各種夏の行事が行われました。お夏まつりや各分館主催の納涼祭は、コロナ明けで大盛況であった昨年を上回る盛況ぶりであったと思います。そのほか、鉢盛山登山マラソン、ヤマメのつかみ取り、ヤマメ釣り大会と、主催者の皆さんやボランティアスタッフの皆さんのご苦勞のたまもので、各行事とも成功裏に終了いたしました。皆さんのご苦勞に感謝を申し上げます。なお、今年から名称と趣向を変えた盆野球大会は、前日夜半からの豪雨のため残念でしたが中止となりました。

次に、将来の村づくりに関わる大きなテーマが幾つかありますので、現状を説明したいと思います。

1つ目は、村民の皆さんや議会の承認をいただき、無医村にしないための公設民営の診療所の建設計画です。現在、建設に関することと医師の選考に関する2つの委員会を中心に協議が進められています。9月半ばには、建設場所や医師の採用について公表できる見通しです。その後、建物の設計、建築と進め、令和8年度に診療所の開業ができるよう進めてまいります。

2つ目は、民間企業体による小水力発電の計画です。計画では、御馬越の三俣の堰堤から取水し、下流の発電施設まで約1キロメートル管を県道の地中に埋設した導水管で結び、約50メートルの落差で発電、水を全量、鎖川に戻すという計画でございます。取水時には約1キロメートル間の鎖川の水量は減少しますが、必要最小流量は国が定めた基準の3倍とし、環境への影響を極力少なくする計画です。

村といたしましても、この計画は、ゼロカーボンビジョンにある地球温暖化の原因であるCO₂削減、今回はこの事業で680キロワット、約1,000世帯分の電力量、年間500トンのCO₂削減、杉の木20万本分の吸収の効果があるということです。これらに寄与でき、国や県が定めたカーボンニュートラルの実現のために必要な事業と捉えております。

これまで、御馬越地区説明会を数回開催し、住民の皆さんの意見を基に数回の設計変更と地区要望を取り入れ、御馬越地区の同意をいただけた状態です。地元の同意をいただけたので、全村民向けの説明会へと移行してまいりました。

今後の対応といたしまして、説明会の折、多くのご意見をいただいておりますので、回答を含め継続して、地元地区を含めた全村民へ丁寧な、最終設計案や進捗状況を説明してまいります。

新たに、環境保全の観点から事前調査の要望が上がりました。今まで基本的な考え方として、環境省が定める環境アセスメントが必要な発電所の規模は3万キロワット以上で、今回の小水力発電は680キロワットと小さいため、調査の必要はないとしてきましたが、住民合意のためには調査は必要と判断し、調査について会社側と協議を進めてまいります。環境調査の結果を踏まえ、専門家を含む第三者による意見も求め、行政として最終判断をさせていただきます。そのほか、奈良井川漁協の同意も必須事項でありますから、引き続き協力依頼をさせていただきます。

3つ目は、松本市島内にある松本食肉処理施設の移転に伴い、誘致を進めてまいります。私たちがごみを焼却している松本クリーンセンターが、老朽化を迎え新施設に更新する時期となり、現在の松本食肉処理施設の敷地を、新たな焼却場建設地とするものでございます。焼却施設の耐用年数が迫っており早急な対応が必要です。その移転候補地として、4市町村の4か所に候補地が上がりましたが、原新田の下原が最有力候補地となりました。現在、地下水等の調査が開始されています。県、全農長野、食肉公社から地権者説明会、近隣住民説明会が行われ、希望者により食肉加工施設の先進事例であります京都中央食肉市場の視察を行いました。今後、調査結果と計画案の提示を受け、地権者、全村民へ向けた説明会の開催を行ってまいります。村といたしましても、焼却場の早期課題解決と優良企業の誘致の両面で誘致を進めてまいります。

そのほか、老朽化を迎える公民館周辺施設の統廃合検討、一之沢上流西沢に砂防堰堤建設計画、役場からバイパス延長の工事、数か所の歩道新設事業等、大きなプロジェクトが今後も続きます。これらの計画に対し、村民の皆様のご理解とご協力をお願いをいたします。

続きまして、ただいま説明したテーマ以外の各課トピックスについて報告をいたします。まずは総務課関係でございます。

環境省の進めるゼロカーボン事業に、太陽光発電を主体とした地域レジリエンス自立分散型エネルギー設備導入事業があります。令和5年度の補正予算分に、朝日村役場の屋根を活用した太陽光発電事業が7月に採択されました。138キロワットの発電と蓄電池システムを設置し、事業費は約2.1億円で、国庫補助約2分の1、地方債約2分の1、一般財源は約280万円でございます。継続して、令和6年度の同事業として、小学校、中央公民館周辺施設を対象に太陽光発電設備導入計画を申請してまいります。

定額減税調整給付金の関係ですが、定額減税し切れないと見込まれる方への給付金支給を行います。対象者は926人、4,200万円の規模となります。

次に、企画財政課関係でございます。

村づくりの基軸となる第6次総合計画後期基本計画の策定に向け、審議会開催と素案づくりを進めております。策定後は、村民の皆さんによるパブリックコメントを計画してまいります。

朝日保育園西側に建設を計画しています若者世帯向け集合賃貸住宅整備事業は、用地取得、農振の除外、基本設計策定を進めております。基本設計案がまとまりましたら住民説明会を実施してまいります。

次に、住民福祉課関係でございます。

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の関係でございますが、8月から支給が始まっており、対象家庭48世帯中37世帯に1世帯10万円が支給されました。なお、10月末までの受付となっております。

買物弱者の支援として、住民要望がありました移動販売車の体験が始まりました。現在は、オレンジランチの開催日に合わせて販売をしていただいております。盛況でございます。今後は、村内巡回での販売が可能か、支援策も含め検討してまいります。

次に、建設環境課関係でございます。

官民8社による地域エネルギー会社である松本平ゼロカーボンエネルギー株式会社が8月に設立されました。始めは松本クリーンセンターの余剰電力の販売からスタートいたしますが、地域内における再エネの開発、調達、供給など、脱炭素に関する事業を展開し、脱炭素社会の実現に貢献してまいります。

村民が共同して村づくりを進めることが将来にわたり重要とされておりますが、共同として長年行われている草刈りボランティアが今年も3回行われ、村民の皆様約500名の参加をいただき、村の美化活動の一役を担っていただきました。ありがとうございました。

大尾沢浄水場建設工事の進捗ですが、7月下旬に新ろ過装置への切替工事が完了し、安心・安全・安定した水が供給できております。今後は、旧ろ過地の撤去と新排水池の建設工事を行い、令和7年10月の完工を予定しております。

次に、産業振興課関係でございます。

松くい虫の被害が拡大していますが、被害木の調査も、地上からの目視に加え、ドローンによる光学的な調査を西洗馬方面から開始をしました。

今年も早くから村内全域で熊の目撃情報が多く寄せられ、注意喚起と職員によるパトロールを実施してまいりました。いよいよキノコシーズンとなり、山に入る機会も多くなります

ので、引き続き熊への注意をお願いをいたします。

観光協会が主導して取り組んでいますプロジェクトに、ビーツを使った商品開発があり、このたび、レトルト商品としてボルシチシチューが完成し先月末に発売となりました。こういったプロジェクトに関しましては、行政としても後押しをしてまいりたいと思います。

次に、教育委員会関係でございます。

朝日小学校では、管理特別教室棟の長寿命化工事を夏休みに合わせ行い、2学期が無事にスタートいたしました。また、給食昇降口棟は、来年度工事に向け設計業務を発注いたしました。

先月に通学路安全点検が行われ、冬季間の降雪時歩道確保対策について確認が行われました。除雪は地区の子供のため、地区みんなで、地域の宝である子供を見守りする体制づくり、これにご協力をお願いいたします。

子育て支援センターのロビーにエアコンを設置いたしました。利用する放課後児童クラブは152名、未就園児は26名が登録されております。

各課報告は以上でございます。

さて、今定例会は令和5年度の決算議会でもあります。決算認定について今議会でご審議をいただきますが、令和5年度の一般会計決算案は、歳入決算額は40億3,099万円、歳出決算額は38億6,499万円となり、前年比歳入6.3%、歳出5.6%の増となりました。なお、歳入歳出差引額は1億6,600万円の黒字となり、健全化判断比率は4つの財政指標とも健全財政範囲内の結果でありました。

それでは、ただいま上程されました議案につきましてご説明を申し上げます。

本日提案いたしました議案は、専決処分1件、条例4件、規約の変更2件、契約1件、予算4件、決算認定7件、報告2件の計21件でございます。

初めに、承認第7号につきましては、専決処分をお願いをするものでございます。承認第7号 令和6年度朝日村一般会計補正予算（第3号）につきましては、歳入歳出予算にそれぞれ600万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ40億2,680万円としたものでございます。

8月13日から15日の集中豪雨の影響を受けた本郷地区ののり面擁護のため、緊急措置を行うもので、歳入では緊急自然災害防止対策事業債550万円、歳出では委託料100万円、工事請負費500万円が主な内容でございます。

次に、議案第47号 朝日村保育所条例の一部を改正する条例につきましては、条文に不適

切な用語が含まれているため、文言の改正等を行うものでございます。

次に、議案第48号 朝日村福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例につきましては、12月の医療保険に関する被保険者証等の廃止に伴い、文言を改正するものでございます。

次に、議案第49号 朝日村国民健康保険条例の一部を改正する条例につきましては、国民健康保険法の改正に伴い、所要の改正をするものでございます。

次に、議案第50号 朝日村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましては、介護保険法施行規則の改正に伴い、所要の改正をするものでございます。

次に、議案第51号 松本広域連合の消防費負担金算定基準の変更及び松本広域連合規約の変更につきましては、松本広域連合の消防費負担金の算定基準の変更に伴い、規約の一部を変更するため、地方自治法の規定により議会の承認をお願いするものでございます。

次に、議案第52号 長野県後期高齢者医療広域連合規約の変更につきましては、12月から被保険者証が発行されなくなることに伴い、規約の一部を変更するため、地方自治法の規定により議会の承認をお願いするものでございます。

次に、議案第53号 工事請負契約の締結につきましては、朝日村役場庁舎地域レジリエンス自立分散型エネルギー設備導入事業の実施に当たり、2億900万円で株式会社降旗電業社と仮契約が締結されましたので、地方自治法及び条例の規定により議会の承認をお願いするものでございます。

次に、議案第54号から57号までは補正予算でございます。

初めに、議案第54号 令和6年度朝日村一般会計補正予算（第4号）につきましては、歳入歳出予算にそれぞれ5,680万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ40億8,360万円とするものでございます。

歳入の主なものは、国庫支出金1,795万円、繰越金3,197万円、諸収入747万円を増額し、地方交付税422万円を減額するものでございます。

歳出の主なものは、物価高騰対応重点支援助地方創生臨時交付金、定額減税調整給付金1,208万円、小学校周辺地域レジリエンス自立分散型エネルギー設備導入計画策定990万円、豪雨災害か所復旧事業700万円、新型コロナウイルスワクチン接種事業過年度返還金539万円、緑の体験館・コテージ改修工事335万円でございます。

次に、議案第55号 令和6年度朝日村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につつま

しては、歳入歳出予算にそれぞれ770万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億730万円とするものでございます。主なものは、一般被保険者移送費700万円でございます。

次に、議案第56号 令和6年度朝日村介護保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、歳入歳出予算にそれぞれ460万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億3,630万円とするものでございます。主なものは、介護給付費交付金等返還金460万円でございます。

次に、議案第57号 令和6年度朝日村簡易水道事業会計補正予算（第1号）につきましては、大尾沢導水管布設工事に関する債務負担行為の補正を行うものでございます。

次に、認定第1号から第7号までは令和5年度各会計の決算認定でございます。

初めに、認定第1号 令和5年度朝日村一般会計歳入歳出決算認定につきましては、歳入決算額40億3,099万円、歳出決算額38億6,499万円について決算の認定に付するものでございます。

次に、認定第2号 令和5年度朝日村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定につきましては、歳入決算額5億2,649万円、歳出決算額5億2,476万円について決算の認定に付するものでございます。

次に、認定第3号 令和5年度朝日村介護保険特別会計歳入歳出決算認定につきましては、歳入決算額6億1,836万円、歳出決算額5億6,432万円について決算の認定に付するものでございます。

次に、認定第4号 令和5年度朝日村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定につきましては、歳入歳出決算額それぞれ5,224万円について決算の認定に付するものでございます。

次に、認定第5号 令和5年度あさひプライムスキー場事業特別会計歳入歳出決算認定につきましては、歳入歳出決算額それぞれ1,550万円について決算の認定に付するものでございます。

次に、認定第6号 令和5年度朝日村簡易水道事業会計決算認定につきましては、収益的収入決算額1億6,782万円、収益的支出決算額1億1,066万円、資本的収入決算額4億6,984万円、資本的支出決算額4億9,914万円について決算の認定に付するものでございます。

次に、認定第7号 令和5年度朝日村下水道事業会計決算認定につきましては、収益的収入決算額4億1,316万円、収益的支出決算額2億5,671万円、資本的収入決算額2,968万円、資本的支出決算額2億2,069万円について決算の認定に付するものでございます。

次に、報告第5号 健全化判断比率及び公営企業会計に係る資金不足比率の報告につきましては、令和5年度決算に基づく健全化判断比率及び公営企業会計に係る資金不足比率を報告するものでございます。

次に、報告第6号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の報告につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、教育に関する事務の管理及び施行の状況につきまして点検及び評価を行いましたので、その結果を報告するものでございます。

以上、本日提案いたしました議案等についてご説明を申し上げます。担当課長及び担当者から補足説明をいたしますので、ご審議を賜りますようお願いをいたします。

○議長（北村直樹君） ここで、決算書について説明があります。

上條会計管理者。

〔会計管理者兼総務課長 上條晴彦君登壇〕

○会計管理者兼総務課長（上條晴彦君） それでは、私からは、認定第1号から第7号までの一般会計及び特別会計並びに公営企業会計の決算認定につきまして補足説明をさせていただきます。金額は、千円単位を切捨て、万単位でご説明いたします。

それでは、決算書に基づきまして説明をさせていただきたいと思います。

決算書の添付資料の決算明細書により説明申し上げますので、決算書の8-2ページのほうをお開きいただきたいと思います。決算書の後ろのほうに水色の仕切り紙がございますけれども、その後ろになります。8-2ページとなります。

こちら、令和5年度会計別の歳入歳出決算総括表になります。

令和5年度は、一般会計のほか4つの特別会計、また、簡易水道事業会計、下水道事業会計につきましては、地方公営企業法を適用した会計として予算を執行を行いました。会計ごとの歳入歳出決算額、歳入歳出差引額につきましては、先ほど村長が申し上げましたので、ここでは省略をさせていただきます。

一般会計、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計では、それぞれ歳入歳出差引残高が黒字の決算となっております。

続きまして、8-9ページをご覧ください。

一般会計の歳入の款別決算額でございます。

歳入の内容につきましては後ほど別の資料で説明をさせていただきますので、ここでは、収入未済額について説明をさせていただきます。

収入未済額の総計は2,857万円でございます。

内訳でございますが、1款の村税が708万円で、主に固定資産税、村民税の未収金によるものでございます。前年度に比べ173万円、32.4%の増加となっております。13款使用料及び手数料の5万円は、督促手数料の未収金でございます。14款国庫支出金の2,143万円につきましては、繰越明許事業の特定財源として翌年度へ繰り越したものでございます。

続きまして、8-10をご覧ください。

一般会計の歳入の決算状況でございます。前年度との比較になります。

主な内容を説明させていただきます。

1款の村税は5,382万円、5.0%の減で、償却資産の減価償却に伴い、固定資産税が減額になったものでございます。

10款の地方交付税は5,473万円、3.7%の増で、普通交付税の増額によるものでございます。

14款の国庫支出金は1億2,082万円、31.4%の減で、昨年、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の減が主な要因でございます。

15款の県支出金は4,867万円、38.7%の増で、農業水路長寿命化・防災減災事業補助金の増が主な要因でございます。

21款の村債は3億4,620万円、109.7%の増で、西洗馬防災センター建設に伴う緊急防災・減災事業債の増が主な要因でございます。

続きまして、8-13ページをお願いします。

一般会計歳出の款別決算額でございます。

翌年度繰越額は2,539万円でございます。6月定例会で報告をさせていただきました戸籍振り仮名記載関連システム整備事業のほか、3事業の明許繰越しに伴うものでございます。

続きまして、8-14ページをお願いします。

一般会計の歳出の決算状況でございます。前年度との比較でございます。

主な内容を説明させていただきます。

8款の土木費は1億4,018万円、23.3%の減で、下水道事業会計負担金、昨年度実施しました緊急自然災害防止対策工事の減によるものでございます。

9款の消防費は2億3,493万円、138.2%の増でございます。西洗馬防災センター建設工事請負費の増額によるものでございます。

10款の教育費は2億7,994万円、83.3%の増で、小学校の普通教室棟とプール施設の長寿命化改修工事の増によるものでございます。

12款の公債費は1億4,536万円、49.9%の増で、地方債の繰上償還によるものでございます。

13款の諸支出金は2億9,386万円、69.6%の減で、財政調整基金積立ての減によるものでございます。

続きまして、令和5年度決算の主要事業について、課ごとに申し上げます。

ページのほう戻りまして、8-3ページをお願いいたします。

後ほど各課より説明いたしますので、ここでは主なものを申し上げます。

初めに、総務課関係でございます。

公共施設ゼロカーボン推進計画策定事業に986万円、古見ふれあい広場改修事業に434万円、固定資産税課税客体調査に596万円、防火水槽設置工事に1,492万円、西洗馬防災センター建設事業に2億5万円、指定避難所Wi-Fi設備設置に127万円が主な事業でございます。

次に、企画財政関係でございます。

第6次総合計画の推進事業に254万円、移住定住推進事業に1,421万円。

8-4ページをお願いします。

地域公共交通維持確保事業に2,976万円、DXの推進195万円が主な事業でございます。

次に、住民福祉課関係でございます。

新型コロナウイルス感染症対応や物価高騰による低所得世帯等への各種給付金事業に総額で4,131万円、障害者の地域生活支援等に1億2,940万円、福祉医療給付事業に2,967万円。

8-5ページをお願いします。

村内医療体制関連事業に94万円、健康づくり計画策定事業に209万円、新型コロナワクチン接種事業に1,277万円、介護保険特別会計では第9期介護保険事業計画策定事業294万円が主な内容でございます。

続いて、8-6ページをお願いします。

建設環境課関係でございます。

農業用水路等長寿命化・防災減災事業に6,470万円、農業農村整備事業に4,441万円、史跡調査事業に1,043万円、道路長寿命化事業に1億288万円、橋梁長寿命化事業に921万円、村営住宅等長寿命化事業に3,838万円、簡易水道事業会計では大尾沢浄水場建設事業に4億3,655万円。

8-7ページをお願いします。

下水道事業会計では下水道ストックマネジメント全体計画策定事業1,050万円が主な内容

でございます。

次に、産業振興課関係でございます。

農業用機械購入補助事業に186万円、化学肥料低減及び地力向上に伴う堆肥購入支援金事業に468万円、松くい虫防除対策事業に1,310万円、新型コロナウイルス感染症対応による村民生活応援券配布事業に1,382万円、同じく貨物運送事業者の燃料高騰対策に496万円、物価高騰対策による生活支援商品券配布事業に642万円、緑の体験館・コテージカメムシ等侵入対策工事に478万円。

8-8ページをお願いします。

あさひプライムスキー場事業特別会計では、索道設備整備工事893万円が主な内容でございます。

次に、教育委員会関係でございます。

朝日村子ども計画策定に係る調査業務に215万円、新型コロナウイルス感染症対応による子育て世帯家計応援給付金に928万円、小学校長寿命化改修工事に2億6,331万円、公民館・周辺施設あり方検討事業に302万円、トレーニングセンター長寿命化事業5,123万円が主な内容でございます。

続きまして、8-56ページをお願いします。

村債の状況でございます。合計金額で申し上げます。

令和5年度の起債額でございますけれども、6億6,190万円、元金償還金は4億3,153万円でございます。そのうち、1億2,705万円は繰上償還金でございます。令和5年度末の残高は23億2,072万円で、前年度から2億3,036万円の増となっております。

続きまして、8-59ページをお願いします。

基金の状況でございます。

基金につきましては、財政調整基金へ1億2,181万円を積み立て、財政調整基金は25億2,745万円となりました。

なお、基金の総額につきましては、前年度から1億2,733万円増の33億3,596万円となっております。

続きまして、特別会計について申し上げます。

ページ飛びまして、9-1ページをご覧ください。

国民健康保険特別会計でございます。

歳入の主なものは、1款の国民健康保険税が1億1,808万円で、前年度に比べて9.9%の減

となっております。

収入未済額は、国民健康保険税552万円、使用料及び手数料2万円の554万円で、前年度に比べ171万円、44.8%の増となっております。

歳出の主なものは、2款の保険給付費が3億4,718万円で、前年度に比べ11.4%の減、3款の国民健康保険事業納付金が1億5,199万円で、前年度に比べ7.6%の増となりました。

続きまして、9-5ページをお願いします。

国民健康保険事業の財政調整基金になります。

財政調整基金につきましては、前年度から762万円の積立てと914万円の取崩しを行いまして、令和5年度末現在高は7,445万円となっております。

続きまして、10-1ページをお願いします。

介護保険特別会計でございます。

歳入の主なものは、1款の介護保険料1億2,603万円で、前年度に比べ0.4%の増となりました。

収入未済額は、保険料26万円で、前年度より26万円、5023%の増となっております。

歳出の主なものは、2款の保険給付金が4億5,856万円で、前年度に比べ1.5%の減でございます。

10-7ページをお願いします。

介護保険特別会計の支払準備基金でございます。

支払準備基金につきましては、3,236万円の積立てを行いまして、令和5年度末現在高は7,870万円となっております。

続きまして、11-1ページをお願いします。

後期高齢者医療特別会計でございます。

歳入の主なものは、1款の後期高齢者医療保険料が3,974万円で、前年度に比べ4.3%の増となりました。

収入未済額は、後期高齢者医療保険料で三角マイナスの2,000円となっております。これは、保険料の構成により次年度に還付を行う還付未済額でございます。

歳出の主なものは、2款の広域連合納付金が5,174万円で、前年度に比べ3.3%の増でございます。

次に、12-1ページをご覧ください。

あさひプライムスキー場事業特別会計でございます。

歳入の主なものは、2款繰入金が1,250万円で、前年度に比べ33.6%の増でございます。

歳出の主なものは、1款の事業費1,530万円で、前年度に比べ30.2%の増でございます。

主に、リフトの油圧緊張ユニット等の整備工事費となっております。

続きまして、事業会計についてご説明申し上げます。

決算書は戻りまして、6-2、6-3ページのほうをご覧ください。

事業会計の関係になりますけれども、簡易水道事業、下水道事業会計の予算は、収益的収支と資本的収支の2つに区分されておりました、収益的収支とは1年間の営業活動の収支、資本的収支とは施設の更新や建設時に関わる収支を示しております。

それでは、簡易水道事業についてご説明申し上げます。

簡易水道事業会計の収益的収入の主なものは、第1項営業収益で8,630万円、収益的支出の主なものは、第1項営業費用で1億267万円のうち、減価償却費が6,479万円となっております。

資本的収入の主なものは、第1項企業債が3億140万円、第2項補助金が1億3,621万円でございます。

資本的支出の主な内容につきましては、先ほど主要事業の中で申し上げましたので、省略をさせていただきます。

続きまして6-18ページをご覧ください。

こちらのほう、企業債の明細書になります。

右下のほうに数字がございます。

企業債の未償還残高でございますけれども、令和5年度末、8億5,926万円でございまして、前年度に比べて2億3,991万円、38.7%増加している状況でございます。

次に、7-2、7-3ページをご覧ください。

下水道事業会計でございます。

収益的収入の主なものは、第1項の営業収益で1億475万円、収益的支出の主なものは、第1項営業費用で2億2,967万円、このうち減価償却費が1億5,152万円となっております。

資本的収入では、第1項負担金等が2,968万円でございます。

資本的支出の主なものは、先ほど主要事業で申し上げたとおりでございますので、省略をさせていただきます。

7-17ページをご覧ください。

企業債の明細書でございます。

企業債の未償還残高は10億3,935万円、前年度に比べて2億2,069万円、17.5%減少しております。

以上で、一般会計及び特別会計並びに公営企業会計の決算認定につきまして、補足説明を終わらせていただきます。

◎健全化判断比率及び公営企業会計に係る資金不足比率の報告について

○議長（北村直樹君） ここで、関連がありますので、日程第24、報告第5号 健全化判断比率及び公営企業会計に係る資金不足比率の報告があります。

清沢企画財政課長。

〔企画財政課長 清沢光寿君登壇〕

○企画財政課長（清沢光寿君） それでは、引き続きまして私のほうからは、議案書の報告第5号 健全化判断比率及び公営企業会計に係る資金不足比率の報告について行いますので、お願いいたします。

報告第5号をお開き願います。認定第7号の次のページでございますので、お願いいたします。議案書の報告第5号でございます。議案書の報告第6号という教育委員会のほうにあるんですけども、その1個前の手前のところでございますね。議案書の後ろのほうからめくってもらくと、報告の第5号というところがあるんですが、よろしいでしょうか。

それでは、議案書の報告第5号 健全化判断比率及び公営企業会計に係る資金不足比率でございますが、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定によりまして、令和5年度決算に基づく健全化判断比率及び公営企業会計に係る資金不足比率を別紙のとおり報告するものでございます。

1枚おめくりいただきまして、横版になりますが、別紙となっております。

令和5年度決算に基づく健全化判断比率につきましては、実質赤字比率なし、連結実質赤字比率なし、実質公債費比率7.1%、将来負担比率なしでございました。

また、その右側の公営企業会計の資金不足比率につきましては、簡易水道事業会計、下水道事業会計、あさひプライムスキー場特別会計、それぞれ資金不足はございませんでした。

以上、健全化判断比率等の報告につきましては以上でございます。

◎令和5年度決算審査報告

○議長（北村直樹君） 日程第27、ここで代表監査委員から令和5年度決算審査報告を求めます。

なお、羽多野議員は監査委員席へ移動し、着席を願います。

ここで、中村牧夫代表監査委員より報告を求めます。

中村牧夫代表監査委員。

〔代表監査委員 中村牧夫君登壇〕

○代表監査委員（中村牧夫君） 監査委員の中村です。

私から、令和5年度の決算審査報告をさせていただきます。

このたびの決算審査を、羽多野美映監査委員とともに実施させていただきました。

報告は、報告書に沿い、各会計、概要の部分は省略をさせていただきますことと、審査意見にあります各課業務の確認に対する総評意見はここにとどめ、監査での指摘、重点事項を中心に簡略にご報告させていただきますことをご容赦お願いいたします。

では早速、報告書の2ページをご覧ください。

令和5年度朝日村一般会計及び特別会計並びに公営企業会計決算審査報告書の前文をご覧ください。

地方自治法第233条第2項及び第241条第5項並びに地方公営企業法第30条第2項の規定により審査に付された令和5年度朝日村一般会計及び特別会計並びに公営企業会計決算につき、決算書並びに関係諸帳簿及び証書類を審査しましたので、その結果を、意見を付して8月8日に小林村長にご報告させていただきました。

第1、審査の対象です。

- 1、令和5年度朝日村一般会計歳入歳出決算。
- 2、令和5年度朝日村国民健康保険特別会計歳入歳出決算。
- 3、令和5年度朝日村介護保険特別会計歳入歳出決算。
- 4、令和5年度朝日村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算。
- 5、令和5年度あさひプライムスキー場事業特別会計歳入歳出決算。
- 6、令和5年度朝日村簡易水道事業会計決算。
- 7、令和5年度朝日村下水道事業会計決算。

8、令和5年度朝日村定額運用基金の運用状況です。

第2、審査の期間ですが、令和6年7月30日から8月7日までの期間、審査を行いました。

第3、審査の方法です。

審査に当たっては、村長から審査に付された決算書類が法令の基準に準拠して作成され、かつ、計数が正確であるかを確認するとともに、予算執行及び公営企業の経営、財産運営が適正かつ効率的になされたかについて、担当課長等から説明を受け、定期監査、例月出納検査等の結果を参考にし、関係諸帳簿等及び証拠書類との照合等審査を実施しました。また、基金の運用が目的に照らし確実に効果的に運用されているかなどを主眼として実施いたしました。

次、3ページをご覧ください。

第4、審査の結果です。

審査に付された決算書類及び基金運用の状況は、関係諸帳簿、証拠書類との照合の結果、適正であり、計数的に正確であるとともに、予算執行を含め、事務事業が適正に行われたことを認めました。

第5、決算の概要及び審査意見であります。これに関しましては先ほど申し上げましたが、各会計及び概要につきましては省略をさせていただき、審査意見のみご報告を申し上げてまいりますのでお願いいたします。

では引き続き、8ページをご覧ください。

審査意見です。

①、令和5年度決算について。

令和5年度の決算額は、歳入が40億3,099万円で、前年比6.3%の増額に対し、歳出は38億6,499万円で、前年比5.6%の増加となり、実質収支は1億6,204万円の黒字となったが、実質収支比率は6.3%で前年比1.8%の上昇となっている。実質収支の適正化には、歳出の不用額について年度の途中で状況を確認し、補正予算を編成し、財源を有効に活用する必要があったと思われる。

財政の状況については、経常収支比率の改善、財政力指数の上昇及び健全化指標も基準値以下であり、財政計画を基準とした執行管理が的確に行われた結果だと判断する。引き続き、財政の健全化に向け取り組んでいただきたい。

②、総務課です。

1点目、アの職員活性化事業についてです。

人事評価制度の運用により、職員の意識改革と資質向上につながっている。近隣自治体と比較しても、先進的な取組であることを確認した。今年度中に人材育成基本方針を策定し、さらに、朝日村の実情に合った評価項目とし、村が求める職員像を目指すとのこと。各課で評価水準を合わせ、平等な人事評価が実現する基盤が整いつつあることは評価に値する。また、自主研修の奨励等に合わせ、今後の各課の事業展開で必要となる関連技術知識や資格習得に向けた支援、奨励も行い、職員の能力向上強化に取り組んでいただきたい。

2点目、イの公共施設ゼロカーボン推進計画策定事業についてです。

策定された公共施設ゼロカーボン推進計画を評価、分析し、令和6年度以降、現行の庁舎の太陽光発電の増強と蓄電池を組み合わせた電力供給システムの導入と、その運用計画について確認した。これに続き、推進計画では、小学校、中央公民館へのシステム導入も計画されているとのこと。これにより、朝日村のゼロカーボンシティ構想が実現のものとなることを期待する。

9ページをご覧ください。

③、企画財政課です。

1点目、ウのDXの推進についてです。

朝日村庁舎のDX推進の取組は2年目となる。この2年間の地域プロジェクトマネージャーの取組により、庁舎業務の何がDX化され、それにより業務改善、効率化がどのように図られたのか、費用対効果も含め振り返り評価、分析をする必要があると感じる。各課の事業のさらなる改善、効率化に向け達成目標を明確にし、地域プロジェクトマネージャーとともに職員一丸となって取り組んでいただきたい。

2点目、エの移住定住促進事業についてです。

空き家については、建設環境課と情報共有し整理ができていることは長年の取組として評価できる。持ち主の意向により制約が多く、第三者に引き継ぐ状況ではないケースが大多数を占めているとのことで、空き家への対応を明確にし、正しい活用、維持、処分ができるよう、活用できる空き家の設定を再考することを要望する。

④、住民福祉課です。

1点目、オの低所得世帯支援に対する臨時交付金事業についてです。

低所得者への臨時交付金事業の申請率97%をどう捉えるか。申請がなかった世帯について督促するか否かの判断が難しい。中には、急な住所変更や入院により対象者の所在の特定が難しいケースがあるということで、手続の煩雑さの解消などを含め、担当者との情報共有を

密に行い、期間中に申請できる環境整備に努めてほしい。

10ページにお進みください。

2点目、カのマイナンバーカード普及促進事業についてです。

交付率77.6%、依然として夜間窓口、出張申請の利用が一定数ある。マイナ保険証移行に伴い、今後も若干数の申請増が見込まれる中で、移動が困難なケース、施設利用や在宅介護などです、の割合が増えることが予想される。カード申請、発行に関すること、マイナ保険証への移行手順など、今一度理解を促す周知を工夫されることを要望する。

⑤、建設環境課です。

1点目、キの道路維持補修事業についてです。

令和5年度は、11線路の舗装修繕工事を実施し、道路使用の安全が確保された。他道路の状態確認については、職員の定期的な巡回と郵便局、配達員との連携により情報の収集を行い、職員による修繕、補修を行っている。この創意工夫が迅速な対応へとつながり、住民へのサービス向上、安全確保への貢献となっている。職員活性化による成果の現れであると評価する。今後の継続的な取組に期待する。

2点目、クの街灯LED化事業についてです。

令和5年度は、道路照明101か所のLED化工事が実施された。職員による夜間の状況確認、調査により効果的な工事が実施され、夜間照度の確保により村内の防犯対策及び住民の安全が確保されている。電気料金も大幅に削減され、この消費電力減少はCO₂削減に貢献するものであり、朝日村のSDGsへの取組として評価されるものである。

⑥、産業振興課です。

1点目、ケの農業振興事業についてです。

地域おこし協力隊は、令和5年度で3年間の活動が終了。当初、農地ホスピタルあさひとの趣旨合致から地域おこし協力隊が事業に参画したが、ホスピタルと振興事業の趣旨、協力隊の思いとの整合が図れない状況もあり、取組の成果と課題が明確に確認できなかった。協力隊には、住居の確保等対応されたが、もう少し担当課として、支援、指導、聞き取りが必要であったと思われる。また、条件に合致する住居の確保を積極的に行うため、企画財政課、建設環境課と協力体制を組み進めることを望む。

2点目のコです。松くい虫防除対策事業です。

毎年、駆除処理数が増加しているが、現段階では感染木が致命的な増加とされない取組ができていることを確認した。中断していた古見区で再開していくとのこと、住民への説明と

周知は丁寧に行い、理解を得て進めるよう要望する。西洗馬地区でも感染木の確認が目立ってきている。国の施策を確認し、後れを取らないよう対応する必要があります。

⑦、教育委員会でございます。

サの小学校給食無償化事業についてです。

2年目となる学校給食無償化事業の取組は、物価高騰の中、地元農家からの食材提供の協力もいただきながら、学校給食摂取基準を満たし、事業が継続できていることを確認した。食材提供農家の食材運搬負担軽減のために、担当係員が食材収集を行っているとのことだが、担当係員の負担軽減のための改善が求められる。令和6年度は、1食当たりの費用を7%増額とのこと。今後継続されるこの取組が、子供たちに無償化の記憶だけでなく、満足感や感謝の思いが残る事業となることを期待する。

一般会計に関しましては以上になります。

次、12ページをご覧ください。

2の国民健康保険特別会計です。

下段にあります審査意見をご覧ください。

3、審査意見です。

国民健康保険に関する保険料は、納付金と基金残高のバランスにより負担額の検討を慎重に、一般会計からの繰入れとまらない範囲で想定される必要額の基金を確保しつつ、加入者負担が大きくならないよう取組をお願いしたい。

13ページをご覧ください。

3、介護保険特別会計です。

こちらも、下段の審査意見です。

第9期介護保険事業計画の計画策定のための委託業務を、スケジュールどおりに進め、契約期間内の計画策定完了を確認した。業務期間は、第1四半期から開始することにより、年内に完了することができ、それにより、喪失された時間を業務結果の再評価、検討に充当することができたと思われる。また、受託法人は各自治体からの業務依頼が多く、入札辞退となるケースもあるとのことなので、早めの着手が望ましい。

続いて14ページへお進みください。

4、後期高齢者医療特別会計です。

下段にあります審査意見を述べます。

保険料は、収納率100%を維持することができている。1人当たりの医療費は53位で、令

和4年度の63位から水準が上がっている。人間ドックの補助金は、昨年度から7名の増となっているので、健康志向の定着は進んでいると考えられる。潜在的な疾病を予防するための取組に工夫が必要。

次、15ページをご覧ください。

5、あさひプライムスキー場事業特別会計です。

下段の審査意見を述べます。

3、審査意見、リフト点検業務及び索道設備の整備工事について、シーズン開始間際に索道の点検を行い、期間中に不具合箇所の整備工事が実施されていた。整備工事は、交換修理部品等の手配、納期の関係から当初予定していた12月25日から3月31日へ変更したが、利用者の安全確保及び指定管理者の安全運用面からも早めの計画実施が必要であった。指定管理の契約更新を控え、設備を維持管理するためにも、保守手引等の作成と定期的な点検を行い、索道等関連設備の機能維持に万全を期していただきたい。

次、16ページにお移りください。

6、簡易水道事業会計です。

審査意見を述べます。

令和5年度の秋季の降雨量不足による水源渇水状況を予測し、監視強化を行い、供給水確保のために大尾沢浄水場建設工事業者の協力の下、仮設の膜ろ過設備を迅速に配備稼働させ、水源の確保が図られた。これにより、村民の飲料水を確保できたことは担当課の事業成果として大きく評価する。今後、水源地調査など、このたびの事象を想定した整備や体制づくりが検討されるが、場当たりの対応とならないようフローチャートを作成し、課内で共有し、対応の強化を図っていただきたい。

次、17ページをご覧ください。

7、下水道事業会計です。

審査意見を述べます。

ピュアラインあさひ他、下水道ストックマネジメント全体計画策定業務委託の事務処理は、適正に行われたことを確認した。業務期間、業務工程から見ると、業務を第1四半期から開始することにより、年内に委託業務を完了させることができ、それを令和6年度に向けての予算編成、事業計画の精度向上に資することができたと思われる。下水道事業の広域化は数年にわたり大きな課題となっている。どのタイミングで関係市村との連携を図るのか、広域化、広域連携の推進は、今後村にとって施設や管路の老朽化に対する更新事業にも大きく関

わるものである。持続可能な事業となるよう下水道事業の在り方について検討を進めてほしい。

次、18ページにお移りください。

ここからは、令和5年度決算に基づく、朝日村健全化判断比率及び公営企業会計に関わる資金不足比率に関する審査報告です。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により審査に付された令和5年度決算に基づく朝日村健全化判断比率及び同法第22条第1項の規定により審査に付された令和5年度決算に基づく朝日村公営企業会計に係る資金不足比率につき、それらの算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、その結果を下記のとおり意見を付して、同じく8月8日、小林村長にご報告しております。

1、審査対象です。

令和5年度決算に基づく朝日村健全化判断比率、公営企業会計に係る資金不足比率及びそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類です。

2、審査期間です。令和6年7月30日から8月7日までの期間です。

3、審査意見です。

審査に付された健全化判断比率は、実質赤字比率なし、連結実質赤字比率なし、実質公債費率比は7.1%、将来負担比率なし、資金不足比率なしであり、それらの算定の基礎となる事項を記載した書類は計数的に正確であることを認めます。

4、審査意見です。

(1) 法令に照らし、財政指標の算出過程に誤りがないことを認めます。

(2) 法令等に基づき、適正な算定要素が財政指標の計算に用いられていることを認めます。

(3) 財政指標の算定の基礎となった書類等が正確に作成されていることを認めます。

(4) 客観的事実の妥当性を判断した上で、財政指標の算定を行う場合において、公正な判断が行われていることを認めます。

次の、19ページ、20ページにございます資料1、資料2の状況表についてご覧いただければと思います。

以上、令和5年度決算審査の報告をさせていただきました。ありがとうございました。

○議長（北村直樹君） 羽多野監査委員は自席へお戻りをお願いいたします。

◎議案内容説明

○議長（北村直樹君） 日程第28、議案第53号の内容説明を求めます。

お諮りいたします。議案内容説明は、全員協議会において行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案内容説明は全員協議会で行いますので、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時20分

〔全 員 協 議 会〕

再開 午前10時35分

○議長（北村直樹君） これより本会議を再開いたします。

◎議案第53号の質疑、討論、採決

○議長（北村直樹君） 日程第29、議案第53号の質疑、討論、採決を行います。

本案について、質疑を行います。質疑はございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第53号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（北村直樹君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第53号は原案のとおり可決をされました。

◎議案内容説明

○議長（北村直樹君） 日程第30、承認第7号並びに議案第47号から議案第52号まで及び議案第54号から議案第57号まで並びに認定第1号から認定第7号まで並びに報告第5号及び報告第6号の議案内容説明を求めます。

お諮りします。議案内容説明は、全員協議会において行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案内容説明は全員協議会で行いますので、暫時休憩といたします。

休憩 午前10時36分

〔全 員 協 議 会〕

再開 午後 4時15分

○議長（北村直樹君） これより本会議を再開いたします。

本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめ延長いたします。

ここで、引き続いて全員協議会に移りたいと思います。議案内容説明を行いますので、暫時休憩といたします。

休憩 午後 4時15分

〔全 員 協 議 会〕

再開 午後 5時20分

○議長（北村直樹君） これより本会議を再開いたします。

◎散会の宣言

○議長（北村直樹君） 本日は以上で終了といたします。

本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

皆様、大変お疲れさまでした。

散会 午後 5時20分

地方自治法第123条の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

令和6年朝日村議会9月定例会 第2日

議 事 日 程 (第2号)

令和6年9月10日(火) 午前9時開議

開 議

議事日程の報告

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 諸般の報告

第 3 一般質問

出席議員(10名)

1番	齊藤正法君	2番	中村文映君
3番	羽多野美映君	5番	豊田恵美子君
6番	清澤あゆみ君	7番	古池美佐江君
8番	小林弘之君	9番	清沢正毅君
10番	清沢敬子君	11番	北村直樹君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	小林弘幸君	副 村 長	越川 豪君
教 育 長	百瀬司郎君	会計管理者兼 総務課長	上條晴彦君
企画財政課長	清沢光寿君	住民福祉課長	上條裕子君
建設環境課長	小林秀樹君	産業振興課長	大池 守君
教育次長	上條靖尚君	保 育 園 長	上條浩充君

事務局職員出席者

議会事務局長	山本珠明君	書 記	北林 薫君
--------	-------	-----	-------

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（北村直樹君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は10名で定足数に達しております。

直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（北村直樹君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（北村直樹君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により

1番 齊藤正法 議員

2番 中村文映 議員

を指名いたします。

◎諸般の報告

○議長（北村直樹君） 日程第2、諸般の報告を行います。

本日の説明員は、村長、副村長、教育長、各課長です。

また、報道関係者から取材の申出がありましたので、これを許可いたしました。

これで諸般の報告を終わります。

◎一般質問

○議長（北村直樹君） 日程第3、これから一般質問を行います。

質問は申合せの順に行います。質問席にて、議員番号、氏名を告げてから発言をしてください。

なお、議員1人の持ち時間が、答弁を含めて50分と決められております。簡潔にお願いいたします。また、持ち時間の終了5分前になりましたら、事務局からリンでお知らせいたしますので、お含みおきをください。

◇ 古 池 美 佐 江 君

○議長（北村直樹君） それでは、最初に、7番、古池美佐江議員。

古池議員。

〔7番 古池美佐江君登壇〕

○7番（古池美佐江君） 7番、古池美佐江でございます。

私は、2問質問いたします。

1問、個人情報の取扱いについて。

最近、異常気象や大地震が全国各地で頻発しているため、日頃から住民自らが災害時に備えることが必要です。

9月1日の新しく新設された西洗馬防災センターでの訓練が、大型台風接近のため残念ながら中止になりました。訓練や実際の非常時に必要な、基礎資料となる各地区のお助け台帳や、朝日村避難行動支援者名簿の作成、調査と個人情報の取扱い方について伺います。

地区長会議で、災害時の救助を円滑にするために、要支援者宅の家の間取り図（寝室の場所やふだん生活する場所）などの把握が地区長に依頼されました。

朝日村避難行動支援者名簿登録制度に関する要綱、令和3年5月12日に発令されておりますが、第4条には、村長は、要支援者に対する避難支援等を円滑に行うことができる体制を整備するため、要支援者名簿を作成するものとする。第6条には、村長は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な範囲で関係者に対し、第4条第2項の規定により作成した名簿情報を、本人の同意のあったものについては提供できるものとするこのように明記され

ており、名簿に関しての調査、作成は村長が行い、関係者に提供することになっています。

しかし、実際には、地区長に調査させ、村に提出を求めているのはなぜか伺います。

○議長（北村直樹君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

上條住民福祉課長。

〔住民福祉課長 上條裕子君登壇〕

○住民福祉課長（上條裕子君） それでは、古池議員ご質問の朝日村避難行動要支援者名簿の作成に関して地区長に調査させ、村に提出を求めているのはなぜかというご質問につきましてお答えいたします。

避難行動要支援者の名簿につきましては、災害対策基本法等に基づきまして、避難行動要支援者に対する平常時の見守り支援及び災害時の避難支援等を実施するため、議員おっしゃいますように要綱がございますとおり、要支援者に対する避難支援等を円滑に行うことができる体制を整備するため、村が作成しております。

要支援者から名簿状況を、平常時から関係者に提供することに同意する場合は、同意書の提出をいただいております。この同意書により、同意の確認ができている方の名簿とマップにつきまして、関係者であります地区長の皆様へも名簿情報を提供しているところでございます。

名簿の作成に当たっての地区長の皆様へ、調査の依頼は行っておりません。

なお、名簿の更新は年2回となっており、7月と1月の地区長会の折に、更新をお願いし、個人情報であることから、以前の名簿につきましては、回収をさせていただいております。

以上です。

○議長（北村直樹君） 古池議員。

〔7番 古池美佐江君登壇〕

○7番（古池美佐江君） 名簿については依頼、作成村のほうでして、していないということですけども。更新時のごときですけども、名簿いただいて、それで、今年やっぱり円滑に行うために、おうちに行って寝室とか間取り図を描いてもらってこいという内容だったんですね。それもすっかり、私は個人情報の一つだと思います。

それで、今年、うちの夫が地区長をしておりますので、一応更新のほうは大丈夫だったんですけども、そっちの家の中を描いてもらってくるということに、大変抵抗を感じまして、それで、親戚とか、本当にふだん親しく付き合っている方に対しては、そんなに心配するこ

となくお願いするとか、あと若い人がいるとしたら、若い人にお願いができたわけです。

ところが、私の地域でも、本当に若い人がいらっしやなくて、訪ねたときに、毎週週末には来るとか、いつ来るとかそういう情報がある場合は、分かっている場合は、その人たちがいらしてくださる日を見つけて、それでその日に、これを描いてくれないかということでお願いをしました。

しかし、1軒に対しては、そういう方がお見えにならないおうちで、ふだんから、とても二人で暮らしておられまして、それでこれを描いてくださいということで、お二人にお願いしましたら、お二方はやっぱり高齢になっておって、ちょっと描けないわなと言われてしましまして、二人とも、お父さんに聞いてくれと言って奥さんがおっしゃり、それでご主人がいらっしやるときに行ったときには、俺は描けねえで困ったな、悪いな、地区長さん描いてくれやと言われてたそうです。

それで、本人が一応、同意をしてくださったので、中には入らずに聞き取って、今ここ玄関だが、どうなっているねと言いながら、そうやって大体の間取りを聞いてきました。

それで、一応、地区長としてやっていますので、地域の方はとても信頼をして教えてくださったんですけども、ちょっとそういうところがとても聞きにくいというか、いいのかなということ、疑問を感じながら聞いてきた次第でございます。

ですので、やっぱり直接地区長が、そうやって調べなければいけないということになった場合、大変、心苦しいかなと思います。それで、そういうところを何かどうにかできないかなということで、それについては、村としてはどのように考えているかお聞かせください。

○議長（北村直樹君） 上條住民福祉課長。

〔住民福祉課長 上條裕子君登壇〕

○住民福祉課長（上條裕子君） それでは、多分、議員おっしゃっていらっしやるのは、個別支援計画というものがございまして、そちらにつきましては地区へ作成を、地区長会の折にも作成をお願いしておるところでございます。

この個別支援計画の作成に際しましては、地区の皆様のご協力が不可欠でございまして、支援を必要とされている方が避難する際には、どなたかの手助けが必須となってくるわけでございますけれども、要支援者と信頼関係にあるご近所、または、地域の方が支援者となつていただくことが、村としては最善と捉えております。

日頃から、有事の備え、また、災害時に不可欠となる共助、互助による支援について、より実効性のあるものとするためにも、地域の皆様と要支援者、あるいはご家族と一緒に作成

していただきまして、地域での備えとしていただいているところでございます。

地区長さんの皆様におきましては、ご理解いただきまして、ご尽力、またいただいておりますこと、こちらといたしましても感謝しております。

以上となります。

○議長（北村直樹君） 古池議員。

〔7番 古池美佐江君登壇〕

○7番（古池美佐江君） やっぱり、災害時には個人情報とか、いろんなことを言っていられない状態で、救助活動とか、支援をしなければいけないということは分かっておりますし、知っていないより、知っていたほうが良いとは思ってはいます。

しかし、ふだんの生活の中で、一応大体のことをそこで聞いてきたんですけれども、やはり、個別支援の政策のところによって名簿をつくるときに、細かいことになりますけれども、これから介護とか、いろんなことで届けるというか、そこに相談に行つて同意書を書いたり、それをするとき、そういうものもご家族でいらっしゃるので、そのときに、一旦書いてもらってしまうという。

それでまた、更新があるときには、それをもし違ったら、名簿もそうですけれども、作成のときも、そこに同意書を役場で書いていただき、それで名簿ができるわけで、ですから細かいところは、そういうものはやはり家の中の間取り、こんなことは言っちゃいけないんですけれども、皆さん村民の方に、そんな悪い方はいらっしゃらないとは思いますが、もし、悪用された場合、家の中にまで入って、じゃちょっと俺描くで、ちょっと家の中見せてくれよと言って、もし入って、ここにはこんな物がある、このうちがここが弱点だとか、そんなことをもし悪用する、そんな下心がある人がいた場合は、何か大変なことになるんじゃないかなと、泥棒に入られたとか、そんないうふうなことにもなりかねないので、やはり、私は、同意書を役場に提出するときに、一緒に記入してもらおう。

もう、そういうものは、役場で用意してありますので、これも書いて提出していただけますかという方法を、一旦は取っていただき、その後、更新のときに変更があったら、地区長が毎年更新しますので、ここに、記入漏れがないように書いてくださいという、間取り図とかそういうものについても、そういう形を取っていただくと、安心して地区長も仕事ができるのではないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（北村直樹君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

上條住民福祉課長。

〔住民福祉課長 上條裕子君登壇〕

○住民福祉課長（上條裕子君） 避難行動要支援者名簿と、災害時の個別の支援計画というのは、別のものと捉えておりました、名簿の同意をいただくときに、今間取り図等も一緒に描いていただいたらどうかというご提案なんです、ちょっと、取扱い等につきましては、また検討させていただきたいと思います。

地区によっては、本当は、間取り図まで描いていただくというところにつきましては、実際に、おうちの中へ助けに入らなきゃいけないときに、ふだんご本人さんが、どこで過ごしていらっしゃるかというところが分かるようにというところの部分がありまして、間取り図という欄を設けさせていただいておりますので、その記入につきましては、ご近所さんが助けに行かなきゃいけないときに、行けるような形であればよろしいかとは思っております。

内容の作成につきましては、地区のほうに任せてお願いしている部分もございますので、ちょっとそこにつきましては、実際に地区長さんへお願いしているというところにつきましては、悪用されるという、今ご心配のほうおっしゃっていましたが、そこにつきましては、地域の皆さんで助け出す、助けに行く避難、日頃から備えておくという部分をぜひ、ご協力させていただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（北村直樹君） 古池議員。

〔7番 古池美佐江君登壇〕

○7番（古池美佐江君） 地域みんなで、助けなければならないということは重々承知しておりますし、私の近所も高齢者が多いので、お隣さんのところは絶対、誰がどうやって助ければいんだろうねと、日頃からいつもちょっと案じているところでございます。

しかし、やっぱり個別の支援者提供とか、いろんな個人情報の入ったものは、そのときしか見ませんよと、だから地区長さんが持っていてくださいみたいな感じで、持ち回りでやっていますよね。

ですから、ふだんはそれを見ることはないわけですね。本当に必要なときだけしか見ないので、個人情報も提供してくださいということで、携帯番号も書いていただいたり、いろんな詳しいこと書いていますので、やはり協力はいたしますけれども、基本的には村が把握というか、していただいて、本当にうちの地区は小さいというか、自分のところは割と小さいです、顔も知れていますし、どこどここのうちの誰々さんということもよく知っていますので、割と抵抗なく提供はして下さるし、書いてくださると思うんですけれども、新興住宅の中とかいろんな中で、もし、そういうところは、人数は少ないと思うんですけれども、

日頃あまり挨拶ぐらいしか知らなくて、よく知らないとかいう方もいらっしゃいますので、そうすると、とても地区長さんにとってみれば、それも持ち回りで毎年変わっていくわけで、どんどん変わって回っていくわけで、ちょっと大変かなと。そのプレッシャーというか、俺がこんなこと聞いてきていいのかなとか思いますので、まず基本は、村でやっぱり調査して、それで、こういう者が入っていますので、何かあったときはよろしくお願いしますねということで、承知するという形を取るほうが一番いいような気がします。

ぜひ、さっきちょっと考えてみますという課長のお話がありましたけれども、これから、来年度とか、これから更新時に、少し工夫をしていただいて村が関わることも多くしていただいて、そこに私たちが協力するという形を取っていただきたいと思いますので、今後また、どういうふうにするのか、やり方について知らせていただければいいと思いますので、1問目の質問は、そういう希望を持ちまして終わりたいと思います。

○議長（北村直樹君） 古池議員の1問目の質問は終わりました。

2問目の質問をどうぞ。

古池議員。

〔7番 古池美佐江君登壇〕

○7番（古池美佐江君） 2問目は、小水力発電についてでございます。

鎖川での小水力発電所設立計画に対し、御馬越地区だけに説明会を開き、同地区全世帯から合意が得られたとして7月7日（日曜日）に全村民対象の説明会が開かれました。しかし、その説明会に私も参加し、多くの村民の意見を聞きましたが、賛成している意見はなかったと記憶しています。このようなプロセスだけで建設に着手するのか、村長の見解を伺いたいと思います。

（1）鎖川は誰のものと考えているか。

（2）小水力発電所を建設する朝日村としてのメリットとデメリットは何か。

（3）奈良井川漁業協同組合が合意に至らない理由は何か。

（4）村長は7月7日の説明会で村民の理解を得たとして、建設に向けてゴーサインを出すのか。

以上です。

○議長（北村直樹君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） おはようございます。

今日もよろしくお願ひいたします。

それでは、古池議員の小水力発電関係のご質問にお答えします。

私の基本的な考え方は、それと今までの経過、これは、今議会の冒頭、提案説明の中で触れましたので確認をしておいてください。

それで、ただいまの、今の古池議員の質問の中に、御馬越地区だけに、説明会を開きというところが、私には引っかかっておりまして、真っ先に、一番関係する地元の地区の皆さんに、説明会をするのは当たり前の話で、そこで大体の合意が取れてから、村全体への説明ということ、輪を広げていくということは、事の進め方としては、王道と私は捉えております。

それと、説明会において、賛成している意見はなかったという表現をされておりますが、あれは、第1回の全村民向けの説明会になりますので、賛成、反対じゃなくて、各種質問がいっぱい出たというふうに私は捉えております。

それで、具体的に古池議員のご質問でございますけれども、鎖川は誰のものかということですが、古池議員はこの質問によって、私から何を答弁させようとしているかちょっと意図分かりませんが、しゃくし定規に言いますと鎖川は国のものがございます。

そういうことでは話になりませんが、ですから国民のものであり、みんなのもの、朝日村民のものというふうに拡大解釈ができると思います。

そして次に、メリット、デメリットは何かというご質問でございますけれども、今回の小水力発電は、メリット、デメリットということである、そういう簡単なものではないと私は思っています。大所高所に立った見方、考え方で必要と、そういった考え方が、本当に必要なのではないかなと思います。

皆さんも、温暖化が日々進んでいるということは、もう承知でございますし、実際に全世界で、また日本の各地で災害も起きております。このお盆には、朝日村でも、今までなかったような土砂崩れもありました。

そういう中で、温暖化をストップさせるには、私たち一人一人がどうやっていくんですかということ、私はあえて聞きたいと思います。鎖川の小水力発電が、再生可能エネルギーとして地球の温暖化にストップをかけてくれる。また、地球を救ってくれる。地球を守ってくれると思いますが、いかがですかね。

そういったことで、これは大所高所に立った話でございます。

だからといって、小水力発電事業について、もろ手を挙げて賛成しているわけでは、今、ございません。

環境への影響度をよく見て、よく精査して、このレベルなら村民の皆さんに納得をしていただけると、そういったことで、そういう確認ができましたら最終判断をして、また議員の皆様にお諮りをして、進めていきたいというふうに思っております。

次に、奈良井川漁協の合意が取れないのはどういう理由かというようなことでございますけれども、漁協より反対理由、これは、流量がやっぱり少なくなるということを文書で頂いておりますして、それに対する回答は、今、国の環境基準でいう、3倍は流しますというお答えで文書回答しておりますけれども、いずれにしましても、全て反対という回答があっただけで、こちらからの再三の呼びかけに対して、いわゆるお答えをいただけていない、または、お目にかかれていないということが現状であります。

お会いできて、いろいろ話合いができれば、どういうことが本当に反対の理由なのか、または、そういったことのためにこういうふうに改善したら賛成をいただけるのかとか、そういう具体的な話が、今一切できておりませんので、これが現状ですけれども、そういうことでございます。

ただ、諦めることなく、対話を今、申し込んでおりますので、今後どうなっていくかというふうに、ぜひ、一緒に顔を合わせて話をしていきたいというふうに思っております。

それと、7月7日の理解が得られたとして、ゴーなのかという質問ですが、当日も、私、発言をいたしましたけれども、一番関係ある地元地区の同意をいただきましたけれども、全村民のご理解が深まったとは、まだ到底、私思っておりません。

それですから、その場で出たいろんな質問に対する回答含めて、今後も再三再四、説明会をして、理解が少しずつ深まっていけばいいなというふうに思っております。

そういったことで、今後も村としての立場は、もろ手を挙げて賛成云々ということではありませんので、よろしく申し上げます。

なお、議員のほうからもCO₂削減だとか、ゼロカーボンだとか、そういったお話が全然出てこない、いわゆる片方だけの話しかされていないというのは、私は非常に残念でございます。

以上でございます。

○議長（北村直樹君） 古池議員。

〔7番 古池美佐江君登壇〕

○7番（古池美佐江君） 私も、この小水力というか、今、水力発電が全く悪いものではないと思っています。やっぱり、必要な場合もありますし、メリットもあると思っていますけれども。

今、メリット、デメリットという簡単なものではないと村長おっしゃいましたけれども、今までの説明会で、村長は7日のときもそうですけれども、御馬越地区のときも傍聴に行きましたけれども、メリットについてはCO₂削減、これは本当にあると思いますけれども、あと、固定資産税も少し入るとか、そういう話はありませんでしたが、小水力発電というのは、自然への影響が最小限に押さえられるものであるということが、メリットであるというふうには説明もされておりますし、メリットの部分については、私は聞いておりますけれども、じゃ、デメリットは何なのか、私、物事は均衡が取れる場合、必ずメリットだけではなく、デメリットもあって、それで均衡が取れてプラマイゼロになると思うんですけれども、デメリットについては、残念ながら、あまり聞いていないような気がするので、そのデメリットについて、ちょっと説明をしていただきたいんですけれども。

○議長（北村直樹君） 小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） 今考えられるデメリットは、やっぱり、少なからずとも水が減るということはありますから、自然に対してどういう影響があるかということころは、もしかしたらデメリットということはあるかもしれません。

ただし、ここからが考え方、もうそのものなんですけど、今、私たちの判断基準というのは、国の環境省が示している各種データだとか、方法というのののっとなってます。

ですから、すごい規模の大きな発電所、これは水力にかかわらず、火力も全てそうだと思うんですが、そういったものでない、ごく小さな小水力発電というものは、こういった基準さえ守れば、地球の環境、その地域の環境を維持できるという基準にのっとなったものの見方、考え方をしておりますので、そういったことがちゃんと確認できれば、それは、国があえて認めている範囲内であるということで、環境に対する負荷は非常に少ないという捉え方しております。

あと、ほかにデメリットということで考えるならば、あんまりこれがデメリットだというのは、私にはないように思うんですが、もしおありでしたら、教えてもらいたいというように思っています。

現在、最終的な設計案も、今、村としては二転三転フィードバックを繰り返して、そして、

今まだ最終設計が、今後固まりつつありますので、そういった最終的な絵ができたときに、これから何度でも、皆さんに説明会に足を運んでいただいたり、また、現地で説明会も企画しておるようでございますので、そういったところに足を運んでいただいて、デメリットを探してもらいたいというふうに思っています。

○議長（北村直樹君） 古池議員。

〔7番 古池美佐江君登壇〕

○7番（古池美佐江君） 今、デメリットについては、水が減るということで少し、やっぱり魚には、影響があるんじゃないかなと私思っております。

それで、私一つ思うんですが、あそこの前に初めは、右岸のほうだったんですけども、右岸は駄目ということで、左岸のほうになったわけですね。それで、現地に行ったらこら辺に、沈砂槽ができるのかなとか、大体の場所とか見てきたんですけども、その前には、やっぱり自然が売りのキャンプ場もあるわけですね。

その前のところに、大体、向こうではプールと言っていました、小学校のプール程度の大きさだと思ってくださいと言われましたが、実際には10メートル掛ける10メートルぐらいですかね。深さがもうちょっとあって、みたいな大きな貯水槽とか、沈砂槽ができるわけですね。

それを見たときに、ここにできるのかなと、場所も確定で、やっぱり現地説明をしてくださるというふうに、今計画をしているということなんですけれども、ここに対してどのぐらいの大きさになるんだろうというのが本当に見えなくて、こんなのが目の前にでんとできるのか、それで、そのところを計画書を見ると金網。危ないので、危険なので、目立たないような色で金網みたいな防護柵というか、それを作りますといふふうに聞いています。へえと思いつつながら、私は景観についても、とても疑問を感じています。

あそこはやっぱり自然、こちら側は山もあり、きれいな水が入ってきていて、その河岸の右側のところの、多分この下の入ったところだよなと思いつついるんですけども、ここに10メートル掛ける10メートルぐらいの大きなものが、ちょっと離れて、もうちょっと下にはあってというのがあって、それが、道を行く人たちに金網越しに見えるんだ。金網もあるんだねと思いつつながら、こんなに自然を売り物にしている、どこにも書いてありますよね。私、この朝日村第6次総合計画というのに、もう冒頭の朝日村の姿というところの一番下に、「朝日村は鉢盛山と鎖川にはぐくまれたすばらしい自然と肥沃な耕地、そして、縄文のいにしえからの歴史と文化をもった村です。私たちが、この美しい郷土を誇りに思い、豊かな心

を育てながら、健康で住みよいむらづくりをめざすため、制定したものです」といって、この計画については、ここにも鎖川がうたわれているわけです。

それとあと、やっぱりいろんなところですよ。 「朝日小唄」、 「朝日小学校校歌」、 「鉢盛中学校校歌」、 「山は大きく」、 何しろ、うちの村に関わるいろんなことには、必ず、美しい川、自然豊かな山々というような感じで、どこにもうたわれているわけですよ。なのに、ここにでんと、そんな貯水池と金網が張られたものができていいのか、ということもすごく危惧しています。

もし、私がですよ、朝日村はとていいところだからと、外部からだとして、キャンプ場とていいところだと。私のお友達も言っていました。東京の人ですけれども、やっぱり、朝日村のキャンプ場でキャンプしたことあるよと、いいところだねと教えてくださいましてすけれども。そこに来たときに、ちょっと道入る前のところに、金網が張られたそんな貯水槽があつて、すごいねと思うでしょうかね。

そういうところも、私は、すごいデメリットのひとつじゃないかと思います。やっぱり、自然を大事にしたい。

村長は、何にもない村だと、事情的に時々うちの村のこと言いますがけれども、何もないわけではなく、それは工場とか鉄道とかそういうものとかがないわけで、ですけれどもやっぱり、ずっとみんなが大切にしてきた自然は、いっぱいあるわけですよ。ですから、そういうもののデメリットについては、村長は考えていないんでしょうか、お聞かせください。

○議長（北村直樹君） 小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） ありがとうございます。

古池議員は、まずは、沈殿槽というのがどこにできるかってご存じですか。

多分、よく分からなくて発言しておられると思うんです、どこにできるか。知っていますか。ちゃんといいますと、多分できたときに、キャンプ場からは見えません。今の鎖川の三俣の堰堤ありますよね。堰堤に左側から行って、堰堤のある左側に大きなやぶがいっぱいあります、今やぶで、みぐさいところがきれいになります。

それと、自然景観を壊すようなと、言いますがけれども、黒部ダムだとか高瀬ダムだとか、ああいったものはちゃんと、自然に、景観にマッチしているよね。私は、今度造る物は、そういう自然景観にマッチしたデザインなり、いろいろ工夫が、今後、設計上必要だと思っています。

デメリットにならないような景観を保つための工夫というのを、今後、やっぱり見ていく必要があるなというふうに思っています。

○議長（北村直樹君） 古池議員。

〔7番 古池美佐江君登壇〕

○7番（古池美佐江君） そうですね。ここら辺かなというところは、見に行っています。

それで、こうやって低くなっていますので、深さ的には、こういう感じなのかなって、設計と見ながら、そういうものもね、何もまだ、示されていないわけですね。

私は、できたら、日本水力に模型とか、そこら辺の物を示していただいて、このぐらい、この道幅とこの川のあれだったら、ここら辺にこういうものができますよとか、そういった物も、目で分かるような、ああいうコンピューターグラフィックで描いた物だけではなく、そういう具体的な物も示していただいて、何かそういう物を見たいなと思っています。そういう物も要求してもらいたいなというのは、希望として持っています。

それと、あともう一つは、漁協さんは、向こうはもうシャットアウトじゃないけれども、いつも同じ返事しかしてこないと言いまして、今になって、村長は、会って話をしたいと言っておられますけれども、今まで、こんなに長いこと、私が議員になってからもう1年以上ですよね。そういう説明みたいのがあるんですけども、それまでに漁協と会って話をするとか、どういうあれなのかとか、向こうが賛成しないのを直接説明を聞いたりとか、そういうことは、してこようとは思わなかったんですかね。

今になってからやるというのは、どういうことなんでしょうか。

○議長（北村直樹君） 小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） それも、古池議員の理解不足です。

今になってやっているわけじゃなくて、漁協の組合長さんと今まで2度、1年半くらいかな、2年くらい前に、2度お会いしております。それ以降、ちょっとお会いできていないということでございます。

○議長（北村直樹君） 古池議員。

〔7番 古池美佐江君登壇〕

○7番（古池美佐江君） じゃ、2年前は会ってお話を聞いていると、それから向こうは変わらないということですね。

私は、8月8日のときに、漁協の組合長さんから、どうして反対をしているのかという事

態というかについて、少しお話を聞く機会を得まして、聞いてきました。

それで、やはり奈良井川水系の中で、唯一どうにか上のほうで産卵をして、必死で産卵をして、少し生きている、住んでいる魚がいる、そういう川なんだよということをお聞きしました。

それで、水力発電所の持つメリットというのはありますけれども、大きなダムの場合、やはり奈良井川はどうしても、どんなに放流しても魚が住めるような環境でなくなってしまった。増えていませんということを知って、それでも鎖川はどうにか、生きている。産卵して育っているということも見つかっているというお話を聞きまして、やはり幾らそんなに自然には影響がないとわかっていても、やっぱり何かしらの影響あるんだろうなということ、すごく感じました。

やはり、この川は守っていききたいなと。ただ、今までの洪水とか、鉄砲水とかのために、堰堤などはできてしまいましたけれども、それでも上のほうではそうやって生きている。

いろんなホームページ見ますと、鎖川で溪流釣りをしてきたとか、そういう方のものも載っていますし、ぜひこれを残したいなと思った次第でございます。

それは、感情量かもしれませんが、ここの村にはやっぱり水力だけ、たった1本しかない大きな、村にとってみれば鎖川ってそういう川なんですよ。ほかになんか全然ないですよ。内山沢にしても、トヤマザワにしても小さい川で、あれだけ大きなというか、一番、唯一のしっかりとした一級河川でございますので、ぜひ、自然を残すように工夫していただきたいし、そういう点からも、ぜひ民意を聞いてもらいたい。

これから、村長はいろんなところで、丁寧に説明をしていくとおっしゃっていますけれども、村長のいう丁寧なという説明というのは、どういうのもって丁寧とするのか、これからの方向をお教えてください。

○議長（北村直樹君） 小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） 丁寧な説明というのは、ちゃんとした設計が固まった時点で、皆さんに、そういった説明をしていくように我々としては、企業に指導していくということです。

これは、村が進めようとしていることではなくて、企業がここで、電力開発をしたいという申入れに対して、今、村は、今私たちが持っている条例の中で、それが本当にいいのか悪いのかという、そういった判断を、今している最中でありますから、村が説明会を云々じゃなくて、その企業がこの地でちゃんとして、皆さんに同意を得てやっていくんだしたら、そ

の企業に、全面的に今のような説明会を、もう毎日でも開いてもらってでも結構です。そういうようにしていくと、それがかなわなかったら、企業に撤退してもらおうということでもいいんじゃないかと思っています。

ですから、我々村としましては、そういうふうに企業に説明努力をするように、もっともっと、仕向けていくということかと思います。

その最終的には、皆さんがちっともこういうことを、いろいろ村民の話を基に、設計変更してきたんだけど、聞く耳持たずという人がいっぱいいるんだなということになれば、多分企業が撤退していくと思います。

以上です。

○議長（北村直樹君） 古池議員、どうぞ。

〔7番 古池美佐江君登壇〕

○7番（古池美佐江君） じゃ、企業に何度でも説明をするように求めるということですね。

では、やはり全村民に、きちんと分かるような説明をするように求めてほしいと思います。

あと一つ、とても気になっていることは、この御馬越地区の住民に説明をして同意を得る。それってやはり、音がするからとか、そういう迷惑をかけるからということで、常会でやってそのときに、常会で何か、同意を書いてもらうというふうにしたようです。

それで、私とても、一度最後のときに行ったときに、地区長が取りまとめてもらうみたいな、村で発言をしていたんですけども、それって違うんじゃないのかなと。

同意を取るのは、やっぱり今、企業と言いましたけれども、企業が1軒、1軒回るなり、同意をしてくださるなら、ここにサインをしてくださいというふうにするべきだと思うんですが、常会で同意をする、してくださる方に同意書を書いてもらう。そのときに、どうもここに同意を書かずに出ようとした方に、これ書いていかないと、後で、企業がお宅まで行くんだぞ、みたいなことを言われてということ、ちょっと耳にしております。それで、慌てて書いていったと。

それって同調圧力じゃないのかなって、私は、ちょっと疑問に感じているんです。

ですから、やはり企業が、村が、地区長に関わらせるとか、そういうこと自体は、最後の同意のところでは、おかしいかなって思いますので、そのところ、もう一回調べていただきたいとちょっと考えています。

○議長（北村直樹君） 小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） 今の話は、本当に知りません。

どうしてそういう話が出てくるのか。今後、そういったことが本当にあったなら、よろしくなくと思いますので、今の古池議員が言ったようにいきたいと思いますけれども。

ただ、それを誰がどういように話をしたのか、ちゃんと調べてください。発言したからには。

○議長（北村直樹君） 古池議員、残り時間が2分を切りました。集約に入ってください。

〔7番 古池美佐江君登壇〕

○7番（古池美佐江君） じゃ、そのことについては、お聞きしていますので、ちゃんと調べたいと思います。もう一度。

四国の四万十川が尊ばれているのは、本流には、源流から海までダムがないからと言われている。

鎖川には、既に鉄砲水を防ぐために砂防堰堤はあるが、これ以上、川をいじめないで自然を残す方向にかじを切り、奈良井川水系に残された数少ない自然産卵の魚類が生息する河川として、尊ばれるよう尊大になってほしいことを願って、私の質問を終わります。

○議長（北村直樹君） これで、古池美佐江議員の一般質問は終わりました。

◇ 小 林 弘 之 君

○議長（北村直樹君） 次に、8番、小林弘之議員。

小林弘之議員。

〔8番 小林弘之君登壇〕

○8番（小林弘之君） 8番、小林弘之でございます。

私は、今回1問の質問をさせていただきます。

1、朝日村旧おひさま保育園跡地の今後の利用計画についてです。

村は、旧おひさま保育園跡地を、村の重要課題であります人口減少問題への対応として、唯一の村有地の有効活用として、村営住宅建設を提案し、周辺住民の皆さんや周辺地区の皆さんに村営住宅建設に関わる説明会を行ってきましたが、アンケート結果では、反対が賛成を上回る結果となり、令和4年12月に、おひさま保育園跡地での村営住宅建設計画を一旦中止し、検討するとなっています。

その後、約2年間がたとうとしていますが、一向に今後の跡地利用計画、具体的な予定すら出てこない状況です。そこで幾つか質問させていただきます。

(1) その後の村営住宅建設と記載しましたが、若者世帯向け集合賃貸住宅整備は聞いております。しかしながら、中止してから旧おひさま保育園の跡地利用は約2年がたっていますが、具体的な計画案も出てきていない。村では、この約2年間の間に何か検討されたことはありますか。

(2) 周辺住民や周辺地区の皆さんはもとより、村民が少なからずとも、賛同できるような跡地利用案を何点か、私なりに挙げてみました。

住宅分譲。

役場職員賃貸住宅。

右岸おひさま防災センター。

診療所建設地。

まだまだ、利用案はあるかと思いますが、旧おひさま保育園は、前にも申し上げましたが、唯一の村有地であり、土地購入をしなくてよいことから、遊ばせておく手はないかと思っています。村はどう考え、今後、どう推進していきますか。

以上、ご回答をお願いします。

○議長（北村直樹君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

越川副村長。

〔副村長 越川 豪君登壇〕

○副村長（越川 豪君） ただいまの小林議員のご質問に関して答弁させていただきます。

村の重要課題の一つであります人口問題。このことについて、真摯に向き合っていたいで、誠にありがとうございます。

さて、お話にありました約2年前になりますけれども、若者向けの村営の賃貸住宅というプランを、一応、断念させていただいた後、旧おひさま保育園の跡地、この有効利用につきまして、小林議員ご心配のとおり様々検討はしてまいりました。

ただ、中身につきましては、議員が質問の中で述べられている利用案と、ほぼほぼ同様なものということになりますが、それに沿ってお答えしますと、まず、村外に居住する村職員に向けてのいわゆる単身のアパートはどうだということなのですが、そもそも賃貸住宅という構想そのものが、ご賛同いただけなかったという経過もございましたので、これは、一旦見送りとさせていただきます。

それから次に、防災センターの建設ということですが、この賃貸住宅の建設構想がありましたとき、既に西洗馬の防災センターの建設計画が決定して進行しておりましたため、構想には加えておりません。

また、村の診療所の建設用地といたしましては、ここの医療誘致ということで設立いたしました診療所建設委員会、ここでも候補地として検討を重ねていただきましたが、立地条件を考慮し、役場、それから小学校の周辺でどうかという結論に達しております。

そのほかにも、介護施設には非常に適地であるとも考えました。ただ、現状の朝日村の介護動向ですとか、近隣市村を含めた介護サービスの提供状況、これを見るに、ちょっと大がかりな施設建設というものは難しい、あるいは必要ないのではないかと考えるに至っております。

このように様々な検討を重ねてまいりますと、今のところ小林議員が、このご提案の筆頭に掲げていらっしゃる宅地分譲が、最も有効な土地利用ではないかと考えられるため、現在分譲地としての売却の検討を始めているところでございます。

以上でございます。

○議長（北村直樹君） 小林議員。

〔8番 小林弘之君登壇〕

○8番（小林弘之君） 1番目です。検討はされてきたということですが、我々からすると、新しいものには進んでいく、でも、何か止まっているじゃないかなという感じがしております。

ですので、やっぱり検討の途中経過でもいいので、今こういう案があつて、こういうような状況でもって、今行政は進めています、のような形といいますか、説明していただきたいということです。

要は、何で計画というか、検討している内容を、これまでに出てこなかったということが懸念されると、そんなことをちょっと、ひとつお聞かせいただきたいと思います。

以上です。

○議長（北村直樹君） 越川副村長。

〔副村長 越川 豪君登壇〕

○副村長（越川 豪君） ご質問ありがとうございます。

今まで検討してきたことに関しましては、なかなか発表する機会もなかったと申しますか、そういう機会を捉え、私どもでつくることができなかったということはございますが、これ

から、そういったことも参考にさせていただきながら、やらせていただきたいと思います。

ただ、住宅施策に関しましては、特に、ご指摘の旧おひさま保育園というのは、ご質問にもありましたように数少ない村の、それも宅地化された形もいい、ある程度面積もあるという1等地というか、そういう位置づけにもなりますので、そのことに関してはなかなか軽はずみな、村の財産としての活用ということで、軽はずみなこともできないなという逡巡もありましたことを、ご理解いただければと思います。

○議長（北村直樹君） 小林議員。

〔8番 小林弘之君登壇〕

○8番（小林弘之君） やっぱり、住民というか村民の皆さんも、中止になったけれども、その後、どうなっているかということで、心配しているわけですよね。ですので、そういうことで何も見えてこないというのが、何か不安といいますか、どうしているだということを、やっぱり問いかけていると思うんです。

今後、そういう部分でも、いろんな場面があるかと思うんですけれども、そういう途中経過でも話していただければと、そんなふうに思います。

(2) ですが、今、越川副村長が話、まず最初にさせていただいたんですけれども、何で私が、ここにわざわざこういうことを挙げさせてもらったその思い、ちょっと話したいと思いますが、1つの宅地分譲ですが、これ先ほど言われましたので、やっぱり宅地分譲であれば個人での購入、新築でもありますし、あとは個々の責任の下、管理されると。また、移住者も増えてくる。そんなことから、こういうことも考えてみました。

役場職員賃貸住宅、先ほど見送っているというような話、していましたが、現在、役場職員の約6割が村外から勤めているということをお聞きしていますが、災害や一応有事の際に、現場に駆けつけていくことができ、行政業務も遂行できるとなどを考えて、こんなことを挙げた次第です。

右岸の防災センター、私、ここでおひさま防災センターなんて言っちゃいましたけれども、右岸には、西洗馬防災センターが開設されて、収容人員が約57名ですかね。まだまだ厳しいと考えた上、本郷地区とか、下洗馬地区等の皆さんの避難移動が困難と考えた中で、防災センターというのもどうなのかなというようなことを言いました。

診療所建設地ですが、先ほど、越川副村長言いました。建設の委員会でも挙げられたと言われましたが、候補地とすれば、最良地とは私も言い切れない部分がありますが、少し、ちょっと余談になりますが、公民館周辺、先ほども言いましたが、周辺施設のあり方検討事

業が始まって、町内検討委員会を立ち上げ検討されている中、診療所建設をシェアに入れた検討をすべきかと考えますが、こういう今説明しましたがいかがな、ご意見はどうなんでしょう。

○議長（北村直樹君） 小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） 今の小林議員の質問に、直接合致するかということはちょっと分かりませんが、本当にいいタイミングで、小林議員がこの質問をしてくれました。

実は、あそこに若者向け賃貸住宅を建てようということで、下洗馬と本郷の地区の皆さんに、結構な回数で説明会を行って、結果として、村としてはあそこの地に建てるのを断念したわけですが、それ以降、本当にノーアイデアで、今までずっときた次第です。

草は、ぼうぼうになるは、手入れはしなくちゃいけないはということで、早く何とかしなくちゃいけない、そういう思っている今日、本当にその矢先なんです。

先ほども、副村長のほうから答弁ありましたとおり、そろそろ私たちも、いろんなテーマが片づいてきたものですから、次のテーマができる余力ができてきたということで、あれをどうするかということの中の一つとして、やはり、村のためになるんだったら、住宅地だろうなということで、今、これから、まだまだ絵が描けた状態ではありませんが、これからお示しをしていくということでもあります。

ですから、今議員のほうの提案の4つほどの云々の中の、職員向けの住宅だとか、防災センターだとか、診療所というようなお話もございましたけれども、これはこれで、ある方向づけがそれぞれできて、職員住宅だけは違いますけれども、ある方向づけができてきていますので、いよいよあそこを、一番、うまく活用できる住宅地にということでいきたいと、今、思っています。

また、その構想がまとまったら、当然のこと議員の皆様にお諮りをして、また、もんでもらって進めていくということかと思えます。

○議長（北村直樹君） 小林議員。

〔8番 小林弘之君登壇〕

○8番（小林弘之君） ありがとうございます。

私が言うのも何なんですけど、今、村長がノーアイデアでいたということですが、私が、ざっと、こんなことも考えられるということは、そんなに時間を置かなくても、いろいろ考えられると思います。

ですので、今、方向性をこの分譲のほうにしたいという村の行政の方針を聞かれた。その点については、村民もこれから説明を受けて、理解が深まっていければというふうに、私は思っております。

そんなことで、さっき、草ぼうぼうとかと言ったんですけれども、今、手をつけていない環境、現状というのは、そういう例えば、除草剤とかそういうことでの整備はされていますでしょうか。

○議長（北村直樹君） 小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） 近所から苦情が来ない程度には、管理をしております。

○議長（北村直樹君） 小林議員。

〔8番 小林弘之君登壇〕

○8番（小林弘之君） 分かりました。

また、苦情が来ると、いいものも悪くなっていちゃう場合がありますので、ぜひ、そこら辺の管理はよろしくをお願いします。

具体的に、その方向性というものをなるべく早く出していただいて、方向性というか説明というのは、大体いつ頃をめどにして村から出てきますか。

○議長（北村直樹君） 越川副村長。

〔副村長 越川 豪君登壇〕

○副村長（越川 豪君） ご質問ありがとうございます。

まだまだ、いわゆるこの構想としては、途に就いたばかりでございますので、それから絵を描いてこんな形、一つ懸念のあるのは、地価をどうするかとか、インフラをどうするかというところは、専門家の意見というか、そういうものを取り入れながら検討させていただきたいと思っておりますので、恐らく、今期中の中では、ラフスケッチができるのではないかなと思います。来期にかけてのお話になってくるかと思いますが、来期が具体的に基本設計ですとか、いわゆる分譲方法、売却方法、そういったものをクリアしていかなければならないと思います。

ラフなスケッチは、できるだけ今期中の中できれればなどは思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（北村直樹君） 小林議員。

〔8番 小林弘之君登壇〕

○8番（小林弘之君） 分かりました。

じゃ今期中には、そういうところのお示しができるということで、村民の皆さんも待っているかと思しますので、ぜひよろしくをお願いします。

そんなことで、今後、このようないろんな状況、課題が多々あるかと思いますが、やはり、行政も、要は、関係部署ありますので、その関係部署が集って早期課題解決に向けて、総合力を発揮して取り組むことに期待して、質問を終わらせていただきます。

○議長（北村直樹君） これで、小林弘之議員の一般質問は終わりました。

ここで休憩を取りたいと思います。

再開を10時25分といたします。

休憩 午前10時12分

再開 午前10時25分

○議長（北村直樹君） それでは時間となりました。

ただいまより一般質問を再開いたします。

◇ 清 沢 正 毅 君

○議長（北村直樹君） 次に、9番、清沢正毅議員。

清沢正毅議員。

〔9番 清沢正毅君登壇〕

○9番（清沢正毅君） 9番、清沢正毅でございます。

私は2問質問をさせていただきます。

最初に、村道安全環境整備について（第二弾）でございます。

私どもの生活に一番欠かせないインフラについて、私はいつも通る中で気がついている内容として、第二弾で質問させていただきます。

昨年9月に村道環境整備について質問させていただきましたが、今回その第二弾として、2017年11月に各地区の区長さんと議会と両方で村道の点検を行いました。その村道修繕要請

を、当時の村長に要望書を提出させていただいた経緯がございます。その後、修繕対策に行政も取り組んでいただき、要請箇所の安全対策が徐々に進んでまいりましたが、今回はその中で2か所気になるところがありますので、再度村道安全化に向けた対策を講じていただきたく、質問をさせていただきます。

最初に1問ですが、1か所は上針尾橋から北村地区に上る通称みたけ坂(針尾幹2号線)の舗装に亀裂が入っており、雨水が浸透し、凍結により道路壁面が崩落する危険がある。亀裂が約50メートルぐらいあります。過去に地区の専門家の方から防災カルテAにても、行政依頼もしてございますといった要望箇所ではありますが、その後行政として亀裂部分に雨水が浸透しないよう補修対策を講じ、一旦修繕終了との報告はいただいております。

しかしながら、最近になってこの道路環境が大きく変わってまいりました。大尾沢浄水場の工事が始まったことにより、大型重機やダの往来が激しく、最近亀裂の段差が深くなった、これは写真を添付してありますので、見ていただければ分かると思いますが、私の見る限りの話でございますけど、大変段差が深くなったように感じております。よって以前の状態より崩落のリスクがますます高まっているのではないかと危惧しております。

あのみたけ坂は通行頻度が最も高く、生活道路としては重要な生命線の道路であります。再度専門家等の見解も伺う中で道路管理者の村として安全診断を徹底して行い、必要な安全対策を実施すべきと考えますが、村の見解をお伺いいたします。

2つ目ですが、2箇所目、一ノ沢西沢から川天白に向かう山沿いの道路、これは針尾12・25号線ということのようですが、ここがメンテナンスされていない、草が生い茂り、通行に支障があるという箇所であります。これも2017年11月に要望をしてある場所であります。

行政からは、碎石布設・除草対策を講じ、一旦修繕が終了したとの報告はいただいております。しかしながら最近の実態を見ると、写真にもございますように軽トラックがやっと通れるような状態、もう道路に樹木が覆いかぶさっちゃっているという状態で、トラックが横が当たったり、樹木が障害で通れない状態、そんな実態でございます。道路脇の樹木が道路に覆いかぶさっており、軽トラの通行にも支障となっているのが現状であります。

また、この道路は針尾水路の維持管理に欠かせない重要なアクセス道路ともなっております。通行に支障とならないよう、樹木の伐採・除草対策等実施の必要性を強く感じますが、村の見解をお伺いいたします。

3つ目、昨年9月の一般質問で、仮称ではありますが「村道安全環境維持管理要綱」なるものを作成し、村道の定期的安全点検や安全環境維持に向けた行政の果たすべき役割と、地

権者及び住民の果たす役割及び緩衝帯の確保などを明確にして、恒久的な村道安全環境維持に取り組んではどうかということで提案をさせていただきました。その際の村長回答は「ルール化を考える」とありましたが、その後の進捗状況はいかがか。

以上3点お伺いをいたします。

○議長（北村直樹君） ただいまの質問に対して当局の答弁を求めます。

小林建設環境課長。

〔建設環境課長 小林秀樹君登壇〕

○建設環境課長（小林秀樹君） それでは、清沢議員ご質問の村道安全環境整備についてお答えいたします。

（1）の村道針尾幹2号線ですけれども、議員おっしゃられるとおり、防災カルテの写真と現地の状況を確認すると、舗装の亀裂の拡大、また段差が高くなっていることが見受けられます。早急に専門技術者に知識を求めて安全対策を講じますので、よろしく願いいたします。

（2）の村道針尾12・25号線ですけれども、当該道路は農道及びその他の路線として位置づけております。農林業で捉えると、受益者が利用する道路であり、他の地域や圃場でも受益者の方に管理をいただいているところでございます。今年の7月頃、鳥獣の関係で担当課において一部樹木の管理をしていただいているところではございますけれども、樹木は所有者の個人財産であり、大前提として所有者に管理責任があります。支障となる樹木については管理を促しておりますが、所有者が対応いただけないところもございます。

また、除草対策等は、できる範囲で受益者及び地元関係者においてご対応いただきますようご理解いただきたいと思います。

（3）の村道維持管理におけるルール化についてですけれども、現時点でできていないのが現状であります。先ほどの針尾12・25号線もそうですけれども、行政、委託業者、住民、受益者が維持する箇所が曖昧となっているところがございます。現在除草対策、通学路安全対策、道路環境対策等それぞれの項目に対して素案を作成しているところです。よろしく願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（北村直樹君） 清沢議員。

〔9番 清沢正毅君登壇〕

○9番（清沢正毅君） ありがとうございます。

1つ目の針尾のみたけ坂の件なんですけど、これは前にも地元の専門家の見解が出されて、防災カルテAで出しているということもありまして、今回答では再度きちっと診断をして対策をとという話あります。

実際のところ、今現在物すごくダンプや重機が通っているという段階ですから、相当リスクは高くなってきているということがありますので、やはり現段階である程度ちょっと診断をしてみないと、さらにまだこれから大尾沢の浄水場の工事はどんどん続いていくわけですから、多分防災堰堤のときにはあそこは使わなくなるだろうというふうには思いますが、現状の中でも毎日私も通っているものですから、相当あの段差が出てきているというところで、このまま冬になっていくのに非常にリスクが高いというふうに思いますんで、専門家の方がすぐ近所にいるわけですから、その方の見解も踏まえて、早急にそういった診断、対策の措置を、やっていただくという回答ありますが、早めにやれるようなことで、専門家の意見をぜひ取り入れてやってもらいたいと思うんですが、その辺については何かコンタクトはとれているんでしょうか。

○議長（北村直樹君） 小林建設環境課長。

〔建設環境課長 小林秀樹君登壇〕

○建設環境課長（小林秀樹君） 今のところ下田力さんが防災カルテを作成していただいていますので、その方をお願いすると同時に、一部そういった事例が朝日村の中でもありますので、その業者にも今後近いうちに相談したいと思います。で、知識を得たいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（北村直樹君） 清沢議員。

〔9番 清沢正毅君登壇〕

○9番（清沢正毅君） ぜひよろしく願いしたいと思います。これは凍結だとかそれだけの要因じゃなくて、地震がもし、どの程度来るかという、この前の宮崎とかいろいろの実態を見ていると、ああいう擁壁が同じような形のものが崩れたという実態がドライブレコーダーでも映っていましたので、ああいう現象で地震がいつ起こるか分からないこともあって、リスクが高いということ想定して早急な対応をぜひお願いしたいなというふうに思います。

もう一つ、2つ目の部分については、なかなか所有者と地権者のあれがありますから難しいかもしれないというふうには思いますが、そうはいつてもやはりあの環境を見ていただいたと思いますけど、軽トラのやっとなら屋根が支障木に当たりながら通る状態になっているし、

過去2017年から要請してある内容で、まだ樹木の伐採等については何も手がついていない、そういった状態ですから、やはり通れるような安全環境はぜひ対応していただきたい。

所有者はなかなか、この前森林経営環境管理制度の話も出ていて、その中でもいろんな地権者がなかなか見つかりにくいとか、いろんな話が出ていますけど、その辺が見つからなければ何らかの方法でとにかく対処しないと、日々も樹木はどんどん大きくなっていってもっと支障になってくる、そういうことがありますからぜひ、せめて車がきちっと通れるそういった環境にできるように、私どもの地元では結構あそこは地元の、例えば大日堂の祭りだとかいろんなときにあそこを通ったりして使っていくことがあったり、針尾区でも水路管理にあそこを相当使っているということですので。

分からないところをどうするかというのは、やたらやっちゃっていいのかということのは確かにあるんですけど、そうはいつでも地権者を見つけていたりコンタクトを取っている時間というのが相当かかると思いますから、支障になる部分だけは、ある程度行政の考えというか、行政の立場としても支障木だけは伐採できるような対応をぜひとってもらいたい。

いわゆる交通安全協会だとかそういったところも、支障木を伐採したりしているところもありますから、ここも同じように先行してそういうふうにはやれないかというふうに思うんですが、その辺行政はどうなんでしょう。

○議長（北村直樹君） 小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） そこを通ってみました。すごいことになっていて、「はい」という返事ができないほどえらいことになっています。ですから、一つの切り口として鳥獣害防止柵の、あれそばだよ、その関係で作業ができるかどうか、そういったところをちょっと検討しないと、人に頼むとかなりの、皆さんに補正予算を組んでもらわないといけなくらいな工事になると思いますので、いわゆる木を伐採するというので、やぶをね。ですから、もうちょっと検討させていただきたいと思います。

ですから、鳥獣柵保護というあっちの観点を使ったほうがいいような気もするし、今のままだったら毎日通る人何台いるのとなっちゃうので、えらいことになっていることは見えましたので、何らかの対応部署と検討をさせていただきます。

○議長（北村直樹君） 清沢議員。

〔9番 清沢正毅君登壇〕

○9番（清沢正毅君） ありがとうございます。やはり何らかの形という、状況を今見ていた

だいていますから、あれをもうこれ以上1か月、2か月ほっておくともっとひどい状態になっちゃうということがありますから、やはり早急にその辺を検討いただいて、防護柵保護みたいな手段でもいいですけど、行政の特権といいますか考え方で、ぜひ支障の伐採、駆除に対応していただきたいというふうに思います。

3つ目なんですけど、まだルール化の検討というのは手がついていないというようなことなんですけど、村道の安全環境維持のルール、これがある程度明確になると、前にも村長の回答にもありましたけど、行政がやること、それから住民がやること、それから地権者がやるべきこと、こういったところをある程度明確にしていくと、日常的に安全環境が維持できる、こういうふうに思いますから、ぜひ早期にルール化を期待をさせていただきたいと
思います。

それからもう一つ、ちょっと2番にも振り返るかもしれないんですけど、森林系管理制度の話は、この前も全協のときにいろいろ話をいただきました。内山沢、この地区をモデルとして今取り組んでいますということですが、なかなか地権者の特定に困難したり、あるいは山の伐採をする人たちがなかなかいなくなっている、こういう話もいただいています。

こういった実情は分かるんですけど、内山沢以外のところも、村のほうでは村道の状況管理を定期的に巡回して見てもらっているという話はいただいていますけど、さっきの西沢から川天白の状況と同じように、もっとひどいところもあるかもしれません。こういうところをほっておくと、支障木がどんどん大きくなる。繰り返し先ほどから言っていますが、そういうことがありますから、そういう箇所だけは優先して、先ほどの話のように所有者と話をしたり、行政の特権といいますか考え方で、支障木だけは取り払って道路の安全維持管理、こういった状態を維持できるようにぜひ進めていただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（北村直樹君） 小林建設環境課長。

〔建設環境課長 小林秀樹君登壇〕

○建設環境課長（小林秀樹君） ありがとうございます。そうですね、議員おっしゃられるとおり、支障木というのはかなりやっかいな問題であります。なるべく通行に支障がないよう安全対策をとっていきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（北村直樹君） 清沢議員。

〔9番 清沢正毅君登壇〕

○9番（清沢正毅君） じゃ、前向きな回答をいただきましたので、ぜひそれに期待をして1

問目の質問は終了させていただきます。

○議長（北村直樹君） 清沢議員の1問目の質問は終わりました。

2問目の質問をどうぞ。

清沢議員。

〔9番 清沢正毅君登壇〕

○9番（清沢正毅君） それでは、2問目の質問をさせていただきます。ゲリラ豪雨等による畑浸水・農作物被害への支援。

近年、地球温暖化によって頻繁に発生する線状降水帯の影響で、今までに経験したことのないゲリラ豪雨が多発をし、当地域においても土砂災害や畑への浸水及び局地的な降雹などで農作物に多くの被害が発生していることは、既にご承知のとおりであります。

そんな中、土砂災害等については行政主導で公共事業として復旧工事が進められますが、畑の浸水で肥えた土の流失被害や、降雹による農作物被害については特別な保証がなく、耕作者が単独で復旧作業に取り組んでいるのが現状であると認識をしております。行政としても、古見原洪水災害対策として東京電力周辺の排水路の改修工事に取り組んでいただき、周辺耕作者としても一定の成果に結びついたと評価をされております。しかし、あまりにも頻繁に発生するゲリラ豪雨により、畑への浸水でその都度肥えた土の流失等が発生し、多くの耕作者が悲鳴を上げているのが実情でございます。

2年前の小林議員の一般質問で、行政から浸水防止壁、通称アスカーブについては、村で耕作者からの相談で、都度新設・修繕を行っているとの回答も承知をしております。こうした実情を鑑みの中で、さらに少しでも耕作者の悲鳴に支援の手を差し伸べる方法はないかと考え、以下の質問をさせていただきます。

1問目ですが、畑浸水被害及び降雹の被害があったとき、村は耕作者からの相談に対応できる窓口は設置されているのか。窓口設置されていることを耕作者の皆さんに明確に伝わっているか。今まで実態として相談件数はどのくらいあって、その相談に対応した実績と耕作者の満足度はどうだったのか。この辺が、耕作者のある方からも、なかなか窓口が見えないというような話も直接伺っているところがありましたので、この質問をさせていただきます。

2つ目、自然災害によるものであるから手の施しようがないものではあります。最近頻繁に発生していることを考えて、農家経営支援として朝日村補助金交付規則を運用し、災害見舞金あるいは災害対策支援金なるものを新設し、村として少しでも農業経営者の気持ちに寄り添って、農業経営へのやる気の助長につなげる支援制度を検討できないか。

例えば、自然災害が要因ですから、現在地震の罹災の申請制度があるんですが、現在ある地震罹災届と同じように、申請によって被害程度のランク付けを行って、被害状況に応じた支援金または災害見舞金を支給できる制度を朝日村独自に設定したらと考えますが、いかがか。

3つ目です。現在農業関係の共済制度の保険商品カテゴリーに、こうした畑浸水被害及び降雹農作物被害への補償が、私の知る限りではないように思います。ぜひ行政が仲介し、JAとの懇談会などがありますが、そういった機会を利用し、JA共済やNOSA I長野、こういったところに投げかけを行って、最近頻繁に発生するゲリラ豪雨災害への見舞金、商品開発実現に取り組んでいただきたいと思います。行政のお考えをお伺いします。

○議長（北村直樹君） ただいまの質問に対して当局の答弁を求めます。

大池産業振興課長。

〔産業振興課長 大池 守君登壇〕

○産業振興課長（大池 守君） それでは、清沢議員ご質問のゲリラ豪雨などによる畑浸水・農作物被害への支援についてお答えさせていただきます。

初めに（１）相談窓口であります。村では設置しておりません。畑浸水による農作物の被害、降雹による農作物被害に関しましてはJAが窓口となっており、被害状況の把握に村も協力している状況です。耕作者の皆さんも、農作物被害の場合はJAへの相談・報告をしているのが現状であります。今回の被害につきましても、現場確認後JAで被害を取りまとめ、村へ報告いただき、村から県松本農業農村支援センターに報告しているのが現状でございます。

次に、（２）支援制度につきましては、県内でも取り組んでいる自治体があります。しかし、被害状況が耕作面積の何割かなど各種設定があり、また、県の農作物等災害緊急対策事業補助金制度を準用しているところがほとんどであります。村独自の見舞金制度につきましては、JAなど関係者から意見を聞きながら検討をさせていただきたいと思っております。

最後に（３）共済制度保険カテゴリーにつきましては、議員おっしゃるとおり、浸水被害等による農作物被害への保証制度はございません。該当すると思われる事業に、農業共済制度の収入保険事業があります。こちらは頻発する各種災害へ対応するための保険事業であります。しかし、国事業の野菜安定化制度との同時利用の特例が、令和7年度で廃止となります。全国組織でありますNOSA Iでありますので、畑作物の共済の品目が決まっております。一自治体の力では、各種制度に豪雨災害への保険メニューを組み込んでいくことは難し

いと考えております。

以上でございます。

○議長（北村直樹君） 清沢議員。

〔9番 清沢正毅君登壇〕

○9番（清沢正毅君） 分かりました。実態の説明をいただきました。

1番目の窓口の件なんですけど、実際には村では全くない。JAが窓口で、全てJAの対応ということで、実際のいろんな被害はJAから報告は受けていますということなんですけど、耕作者からの実際の悲鳴というのは、結構村の産業振興課のほうにいろいろ相談したいという、そういう希望って結構持っているんですけど、JAに行っても、実際的に真剣に対応してもらいたい。でもそれは組合員だからしっかりやればいいじゃんという話はするんですけど、行政も何らかの形で支援の対応をしていただきたいという希望が、結構耕作者からはあります。

JAはJAで当然自分の組合員ですから、そこへ対応していますけど、村の産業振興課の中でもそういうのを被害の相談を受けて、受けられる範囲、どういうところが受けられるかは別としても、そういう窓口ができていて、そこで耕作者あるいはJAとのパイプ役みたいなこともできれば、そういう役割ぐらいは果たせるようにしておいてもらったほうがいいのかなと。全く村にはありません、その件は例えば村へ来て、実はこういう件ですけどと言ったら、いや、うちじゃないよ、それは全部JAへ行ってくださいということでは、やはり村民に寄り添っていないなというところが、どうしても村民の中からそういう意見が出てきているというのがありますから。

まず相談に来たら聞いてやって、それに行政が対応できる内容なのか、あるいはJAで対応してもらいべきものなのか個人でやるものなのか、そういったところに向き合ってもらい窓口ぐらいは、機能として置いておいてもらいたいなというふうに思いますが、そういう点についてはどうなのでしょうね。

○議長（北村直樹君） 大池産業振興課長。

〔産業振興課長 大池 守君登壇〕

○産業振興課長（大池 守君） 清沢議員おっしゃるとおり、今回のお盆の災害でも、村に農作物をこれだけ被害が出たというところは、ちょっと連絡もなかったものですから、相談も特になくて、先ほど清沢議員が言ったそういう窓口だったり聞き役となって、JAとのパイプ役というのは重要だと思いますので、そういうものが、窓口という名称をつくるかどうかはあれですけども、役場に来た場合にはそういうような取組でJAとの中であつたり、県農

業農村支援センターへのものに関係してくるようなものだったりというのがありますので、そういう相談窓口という名前を付けるわけではなくて、村にも相談していただきたいというような広報はしていきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（北村直樹君） 清沢議員。

〔9番 清沢正毅君登壇〕

○9番（清沢正毅君） そういう機能なるものは一応設けてもらうという前向きな話ですので、ぜひお願いしたいなど。

2つ目のことなのですが、確かに私の知識不足でもあるんですけど、県の制度が何かあって今活用していますということでもありますけど、それ以外についても、もしこういうことで本当に罹災的な、自然災害ですから、罹災的なもので何か制度運用ができればいいなというふうに思いますのは、いわゆる肥えた土地の流出だとかあるいは降雹で農作物の被害だとか、そういうものについてを対象にするんですけど、それ以外の前話がありました道路脇のアスカーブ等については、それぞれ状況を見て現場に駆けつけて、行政としても地権者と一緒に高くするのはどうかということは、実際に見ながら進めてきている。

この前のゲリラ豪雨のときも、今暫定的に職員も行って土のうを積んである。そういう道路からオーバーフローしてくるものについては、役場のほうとしても地権者と一生懸命やっているというふうには伺っていますが、やはりそれ以降の災害、こういったものについては、どういう方法が本当に良いか分からないのはありますが、JAとも相談しながら、例の補償制度、支援制度、見舞金制度、こういったものをぜひご検討いただければありがたいなど。

さっき3番のところの説明がありましたけど、収入保険事業、こういったものがあります。これももう令和7年で終わっちゃいますということなのですが、温暖化で頻繁にこれからゲリラ豪雨は常態化してくる、こういうことがしっかり予測されていますから、今まで以上に出てくると、頻繁に畑への災害、農作物への被害、こういったものが想定されますから、そこへ支援する何らかの制度といますか、そういう仕組みを産業振興課の中で検討していただければ本当にありがたいなど。

JAです、あるいは向こうですという、自治体では非常に難しいとはいっても、そういうような、朝日村の中で例の朝日村補助金交付規則、これがありますから、この対象として何をどうするかというのは村長判断で決められるというふうにも運用でなっていますから、そういうこともできたら対象として検討に値するのじゃないかなというふうにも思いますが、その辺は村長、いかがでしょうか。

○議長（北村直樹君） 小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） ありがとうございます。非常に難しいテーマをいただきました。例えばこの前のお盆の土砂の関係も、私全部見て歩きましたけどね、あれを誰がどのように評価をして、そして災害認定で、じゃ、保険をどうする。全く今ある共済制度の中で運用ができなければ、村独自でやるのは非常に困難が伴うと。いわゆるそういった保険を査定する人から始まって、非常にハードルの高いテーマだというふうには思っております。ですから、そういった今ある共済制度の中に、今の我々朝日村の実情が組み入れられるかどうかというところがポイントだと思います。

果樹農家は果樹農家で、非常にその辺の共済制度というのはしっかりしていて、霜が降ったときにはどうだとか査定する人もちゃんといますしね。野菜農家に関しては、その辺が非常に遅れているということかと思えます。ですから、それはちょっと課題としていただいて、議員からの提案もありますけども、JA等と相談をさせてもらうということかと思えますので、現時点ではそういうお答えで勘弁を願いたいと思います。

○議長（北村直樹君） 清沢議員。

〔9番 清沢正毅君登壇〕

○9番（清沢正毅君） ありがとうございます。前向きなご回答をいただきました。

とにかく今の対象としている畑被害あるいは農作物被害、果樹農家は別としても高原野菜を作っている農家、こういったところの救済措置がなかなか今ないと。JA等でも共済の中でそういう対象がない。でも、やはりこれから先ほど、くどくなりますけど、常態化してくるゲリラ豪雨の災害というのは、どんどん頻繁に発生するだろうということを行政としても想定できるわけですから、ぜひJAだとかNOSA Iだとか県だとか、そういったところでそれに対する支援策として何かないのか、つくれないのか。

これは行政や県でつくらなくて、JAやNOSA Iがそういうのを商品開発してくればそれに越したことはないんですが、やはりそういうアクションを、朝日村は農家でもっているようなところがある訳ですから、農家への支援策として行政が一つの中心となってそういったところへ働きかけをする。できるかどうかというのは、相手の感触見なきゃいけないと思うんですが、そういう実態がこれから続いていくということを考えていけば、農家経営のやる気を助長させていくには、そういった制度をぜひつくれるように、そのアクションを行政として動いてもらえるということだけでも、耕作者からすれば非常にありがたいことだと。

いつまでに具体的につくろうということはなかなか難しいかもしれないけど、そういうアクションを起こせる、実態を農家の人たちからしっかりと確認をして、それをそういう方向に結びつけていける、そんな行動を行政としてアクションを起こしてもらいたいなというふうに私は思うんですが、その辺については村長どうでしょうね。

○議長（北村直樹君） 小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） 議員からも提案をいただいておりますので、事あるたびにJAのほうとは、または共済ということのほうとの相談はしてみたいと思います。いろいろなマイナス面が考えられますが、それはちょっとこっちへ置いておいて、まずは相談をすると。または実現性があるかどうかということを探りたいと思います。

○議長（北村直樹君） 清沢議員。

〔9番 清沢正毅君登壇〕

○9番（清沢正毅君） ありがとうございます。ぜひそれを期待していきたいと思います。最終的にはやはり農業でもつ朝日村、その農家支援、それから農家の経営のやる気をどんどん助長させていく、継続させていく、そういったところに少し寄り添う形での行動ということ、行政が考えてくれています、動いてくれています、それが一番大事だというふうに思いますので、ぜひ今後の課題としていろんなところを折衝し、制度化の実現に向けてぜひ取り組んでいただきたいということをお願いして、私の質問を終了します。

○議長（北村直樹君） これで、清沢正毅議員の一般質問は終わりました。

◇ 清 沢 敬 子 君

○議長（北村直樹君） 次に、10番、清沢敬子議員。

清沢敬子議員。

〔10番 清沢敬子君登壇〕

○10番（清沢敬子君） 10番、清沢敬子でございます。本日は2問の質問をいたします。

1番、小水力発電事業について。

鎖川は、先人から受け継がれ、村民に愛される大切な川です。私が子供の頃には、カジカをヤスで突いたりヤマメ・イワナを捕まえたり、もっと昔にはサケが産卵のため上ってきて

いたとか。令和4年5月、県企業局と日本水力による小水力発電事業についての住民説明会が行われました。令和4年9月から令和5年8月までの1年間、鎖川の流量調査が実施されました。

令和5年1月から令和6年1月までの間に、数回にわたり地元説明会が行われ、地元の合意がとれました。それを受け、7月7日曜日午後2時より中央公民館にて住民説明会が行われました。参加人数は約50名。小水力発電事業への関心の高さが伺われます。その中で、多くの質問、疑問、不安、意見、提案などが出されました。村民の声を聞く中で、本当にこのまま進めていってよいのかという疑問が湧いてきました。そこで以下の質問をいたします。

(1) 針尾水路の水は畑を潤す農業用水であり、地域を守る防火用水であり、集落内を流れる生活用水であり、住民の生活を支える大切な水路です。かねてより区で対策を講じてきていますが、鎖川の水が取入口の対岸に寄りやすく、渇水期には水位が下がるなど、取入口に水が入りにくく、常に不安を抱えています。

今回の小水力発電事業の影響で、1.2キロメートルの水圧管を流れてきた水が取入口の対岸30メートル上流に放水され、水の流れが変わることにより、水の入入口へ鎖川からの水が更に入りにくくなるのではないかと不安や懸念の声が上げられました。村長は「受益者に影響が出るようなことはあってはいけません。検討します。」とのお答えでしたが、どのようにお考えですか。

(2) 日本水力は、入三地域62戸、御馬越・大石原・御道開渡に対してCO₂削減協力金を支払うと、信毎の記事に記載されていました。朝日村における再生可能エネルギー発電設備設置事業と環境等との調和に関する条例第10条に、事業者は前条の規定により、事前協議を実施した後、速やかに事業の内容、規模及び工事の施工方法、安全対策、発電事業終了後の計画などについて、当該事業に係る該当自治会の村民及び近隣関係者に対し説明会を開催し、十分な理解を得るものとする。事業者は前項の規定による説明会を開催し、同意を得たときはその内容を村長に報告するとありますが、報告を受けていますか。

(3) 住民説明会で多くの質問、意見、提案などが出されましたが、会議中回答できていないものに対し、どのように回答しましたか。また、どのように回答していきますか。

(4) 日本水力からは、「年度内に着工したい。県の河川の許認可に1か月半から2か月、事業認可に3か月かかる。できるだけ早くしたい。」とのことでした。村長からは、村民からのたくさんの質問から新たな課題が見えてきたとのことでしたが、日本水力に協力しながら進めていく意向を示されました。そこまで急いで進めたい理由は何ですか。

(5) 「小水力発電建設ありきでの説明会なのか。もう少し早い段階での説明をしてほしかった。」との村民からの声がありましたが、どのように考えますか。お願いします。

○議長（北村直樹君） ただいまの質問に対して当局の答弁を求めます。

小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） ただいまのご質問にお答えいたします。

針尾水路の取入口の件でございますけれども、取入口に影響がない対策を追加を依頼しております。そしてまだその詳細設計が出てきておりませんので、今後そういった内容を確認していきます。

一つ聞いている方策として、放水する箇所、いわゆる一旦取った水が鎖側に流れ込む、その河床に洗堀ブロックという河床がさらわれないようなブロックを入れて、その誘導でいくというような設計をしているというようなことは聞いております。

具体的に現場を見たことがあります。私もつい昨日改めて見てみました、今までさんざん見えていますけれども。昨日の流量でいうと、川幅一面に水が広がって、そして流れがこちらへできている。そういったことでありますので、どのポイントで水を戻すか、または今検討しているのが本当に30メートルの地点でいいのか、そういったのを、また現場を見ながら流量のあるときないとき含めて検討する必要があるというふうに思っています。

次に、条例での報告という件ですけれども、一旦御馬越地区における地点での同意というところの報告は受けておりますが、今村民全体への説明会がまさに進行している最中でありますので、最終的な報告というものにはまだなっていないという理解でおります。

次に、質問、意見、提案に関する回答云々の件ですけれども、今後も現地説明会だとかいわゆる説明会の開催を、何度も何度も求めていく予定でおります。そういったことで、会社側に丁寧な説明をしていただくということを求めてまいります。

次に、早い段階で説明をとということでございますけれども、こういった案件についてはよくいろんな事案で耳にすることです。何でもっと早く説明してくれねえだとか、遅いじゃねえかとか。だけど今がその時期なんです、今が。今回の場合で言いますとね。ちゃんと手順を踏んで説明ができる段階になったら、いろんな人に説明をしていくということですので、私知らなかったわということをよく口にする人がいますが、それはやはりちょっと待ってもらいたいということでもあります。

先ほどもちょっと触れましたけれども、いろんな懸念事項が私の段階でもまだまだあります

ので、それを設計にフィードバックをして、今まさに住民の皆さんからいただいた意見だとかそういったものを基に、設計を詰めている段階でありますので、そういったものがちゃんと決まってきたら次の説明会、またその次の説明会ということで、皆さんが疑問に思われている点は払拭できていくものと思います。その上で、本当にこの事業をやっているのか悪いのか、そういったことをまたみんなで検討したいと思います。

○議長（北村直樹君） 清沢議員。

〔10番 清沢敬子君登壇〕

○10番（清沢敬子君） まず、針尾区の水路のことにに関してなんですけれども、設計のほうから考えていただき、また洗堀ブロックを入れることで流れを変えていくような案も考えてくださっているということで、本当に追加の依頼をしていただいているということで、ちょっと安心した部分があります。

これできっとうまくいけばいいんですけれども、この事業は耐用年数20年の太陽光発電とは違い、小水力発電事業は耐用年数50年以上と説明をお聞きしています。例えば小水力発電を開始して10年、20年、30年と経過していく中で、三俣堰堤から取水した水が県道下へ埋設した水圧管を通り、1.2キロ先の針尾水路の取入口の上流、ちょっとこれも設計で変わるのかもしれないけれども、放水され続けた場合、対岸の川底の浸食、砂利が堆積するなどにより水の流量が減るなど、もしも悪影響を及ぼしていった場合は、例えば県、村あるいは日本水力の責任として、長いスパンで考えたときにそのところは対応していただけますか。

○議長（北村直樹君） 小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） 今でも大雨が出るたびに砂利が、今まではここに砂利があったのに、それがなくなって逆にここに砂利山ができる。もういつも水路というのは変わっています。ですから、例えば現状でも針尾水路の頭首工においては、常に管理する人たちが管理しているわけですね。ですから、例えば今後小水力発電が行われるようになって、そこに新たな道筋ができて、そうなった場合でも、常にそれは原因の発生元である人がならしたり整備をしていくというのは、もう当然だと思います。今、自然災害で大雨が出るたびに今のような土砂が動いていますけれども、それでもって不具合がある場合には、それは村なりまたは地権者なりまたは県が復旧をしていますからね。それはもう常にそういった状態に保っていくということかと思います。

○議長（北村直樹君） 清沢議員。

〔10番 清沢敬子君登壇〕

○10番（清沢敬子君） では、県、村あるいは地権者である針尾区にしても努力を重ねていくということで、ただ、村でも責任を持っていただけるということで理解してよろしいですね。

次に、1月31日、御馬越の地元説明会でも入三地区62戸に対して、年間12万円のCO₂削減協力金を支払うとの説明がありました。漏れ聞くとところによりますと、御馬越、御道開渡、大石原にそれぞれ4万円ずつ支払うとお聞きしています。どのような趣旨のお金で、どのような根拠でしょうか。事業所からどのようにお聞きになっていらっしゃいますか。

○議長（北村直樹君） 小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） まだそれが正式に決定されたかどうかは分かりません。いわゆる協力をしていただける地域住民の方たちに協力金を還元するという趣旨で、会社側は考えておると思います。ですから、それ以上に協力金が出るかもしれませんし、ちょっとそこまではまだ分かりません。ですから、地元地区に対する協力金というような形になるかと思えます。

そのほか、例えば漁協に対してだとかいろいろ、会社側としては迷惑をかける対象の方たちにいろんな支援をするということは聞いておりますけども、具体的にまだ幾らとか何だということまでは聞いておりません。一応そういうことを考えているということは聞いています。

○議長（北村直樹君） 再質問はございますか。

清沢議員。

〔10番 清沢敬子君登壇〕

○10番（清沢敬子君） そうしますと、近隣関係者の御馬越以外の御道開渡と大石原の住民は、この条例の10条にある該当自治会というふうに考えていいということでしょうか。迷惑をかけるという意味で。

○議長（北村直樹君） 小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） 一番は私は御馬越だと思うんですが、昔から入三地区とって、あそこは一つの文化圏でもありますし、みんなで協力し合うという地域性もありますから、会社側としてはそういう意向だというふうに、私は判断しております。

○議長（北村直樹君） 清沢議員。

〔10番 清沢敬子君登壇〕

○10番（清沢敬子君） 理解いたしました。そうしますと、先ほど御道開渡と大石原の住民に対して説明会がまだされていないということをおっしゃっていたと思うんですけれども、ここにはやはりそういう対象の地区であるならば、きちんとした説明会をする必要があると思うんですが、その辺どのようにお考えでしょうか。

○議長（北村直樹君） 小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） 今申し上げたとおり、一番は御馬越でございますから、それ以外はその2つの地区も、村全体としての説明会に参加をしていただきたいというふうに思っています。

○議長（北村直樹君） 清沢議員。

〔10番 清沢敬子君登壇〕

○10番（清沢敬子君） 分かりました。定例会初日の村長の議案説明でも、全村民へ丁寧な説明をしていくと。私もそれが重要だと感じています。では、具体的にどのような日程でということを考えていますか。

○議長（北村直樹君） 小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） 流量というのが一番のまずはポイントになりますので、今月末から来月の中旬にかけて実際に川で今の流量を見るのと、そして一番最高流量になった場合にはどうなるというのを現地で説明をしたいということまでは、申出を受けております。またはこちらからも要望しております。ですから、また具体的な案内はこれから出ると思いますけども、そういった機会がまずはあるかと思えます。

その後、今日程は全然定かではありませんが、いわゆる先ほどから何回も申ししているとおり、ある程度まとまった時点で全体説明というのをすると、またはするように、こちらも仕向けていくということかと思えます。

○議長（北村直樹君） 清沢議員。

〔10番 清沢敬子君登壇〕

○10番（清沢敬子君） 流量調査を来月上旬までされるということで、現地での説明をしたいということですが、その説明の対象はどなたになるんでしょうか。

〔「みんなです」の声あり〕

○10番（清沢敬子君） みんな、はい。

そうしましたら、今後計画されていくということで、7月7日の日曜日の午後2時からの住民説明会では、この日程では出られない方もいました。お勤めしている方にはよい時間帯だったと思いますが、農家の皆さんは最盛期でもあり、この時間帯に出てこられる方はほとんどいませんでした。

私のところにも電話があつて、その方は夕方だと勘違いされていたんですけど、もう説明会終わりましたということで、やはりなるべく多くの村民に参加していただけるような工夫をしてほしいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（北村直樹君） 小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） 工夫をいたします。

○議長（北村直樹君） 清沢議員。

〔10番 清沢敬子君登壇〕

○10番（清沢敬子君） あと、7月7日の住民説明会に来られなかった方からの、そのときに出ていない意見をいただいています。これどのくらいお答えいただけるのか、事業者の方がお答えくださるのかあれですけども、分かる範囲でお答えいただきたいと思いたくても。

1、県道の下に直径110センチの水道管を1.2キロ埋設するというのですが、下水管が埋設しているだけでも道路が傷んで路面がでこぼこしているところがあります。地下にも水脈があると思うのだが、傷みやすくなるのではなか。もし傷んでしまった場合、県はすぐに対応してくれるのか。

2、減水区間が1.2キロあるが、熊、猿など渡りやすくなり、獣害が出るのではないかと。また、減水したことによって川に草が生えやすくなるのではないかとということと、その対処ですね。

3、取水口から土砂ばかりでなく、秋には落ち葉がたくさん流れてくるけれども、その処理はどうなるのか。

4、地元住民の不動産価値が下がるのではないかとというような意見をいただいています、お答えいただける範囲でお答えください。

○議長（北村直樹君） 小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） 確かに御馬越地区のちょうど齊藤議員の近くの道路は、常に穴ができていく状況です。多分あそこは下に水脈があつて、水脈で土砂が流れることが原因だと私は想像しています。同じような例が広丘のほうにもあるものですから、想像します。そういったところに大丈夫かということですよ。それは私何とも言えませんが、大丈夫なように我々行政としては指導をしていくということになるかと思います。

それと、水が少なくなるから熊が渡るとかという話ですが、今でも熊は渡ってきますし、私はそれが原因で熊が渡るとは思っておりません。あと落ち葉の関係ですが、落ち葉がどこに集まるかというのは、ちょっとさっき聞き取れなかったんですが、私の知識で言いますと、導水管に入る前というのは、ごみは絶対に入っちゃいけないので、そこで自動でごみ取り機があります。ですから、そこで落ち葉は自動ごみ取り機で除去されて、ごみとしてたまってきます。ですから、そういったものが産業廃棄物になるのかちょっと扱いは分かりませんが、業者が、または企業が正式にというか、業者が片づけると、そういうことになると思います。

○議長（北村直樹君） 清沢議員。

〔10番 清沢敬子君登壇〕

○10番（清沢敬子君） 地元の不動産価値が下がるのではないかとすることはどうでしょう。

○議長（北村直樹君） 小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） 私は不動産価値は上がると思っています。

○議長（北村直樹君） 清沢議員。

〔10番 清沢敬子君登壇〕

○10番（清沢敬子君） しつこくて申し訳ないんですけども、不動産価値が水管が通って目の前にそういうものが埋まっていると。それでも不動産価値は上がりますか。どういう意味で不動産価値が上がるとお考えでしょう。

○議長（北村直樹君） 小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） そういう意味では変わらないと思います。要するに、これだけ先進的な自然エネルギーを活用している施設があるんだということは、ある人にとっては不動産価値が上がると思います。で、多分反対する人は下がると言います。そういったことで、私は

専門家じゃありませんので詳しく言えませんが、推測するに、そんな意見も私は持っております。詳しくはそういった不動産鑑定士に鑑定を依頼するということだと思いますので、心配されている方はそういったことをやってみたらいかがでしょうか。

○議長（北村直樹君） 清沢議員。

〔10番 清沢敬子君登壇〕

○10番（清沢敬子君） そうですね。不動産価値が上がるのか下がるのかちょっと判断はできませんけれども、これも気になる方に対しての対応はしていただきたいと思います。

次に、住民説明会に関して遅いとは思っていないということで、今がその時期である、今が説明の段階なんだということでしたが、村長のお考えは分かりました。しかしながら、住民はそのように思っていないです。もっと早く説明してほしいという方はいます。そういう方も多いです。この認識のずれはどこからくると思われませんか。

○議長（北村直樹君） 小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） 私が質問を返すわけにはいきませんので。どうだから遅いと思われているのか、それが分からないと、私も返事のしようがありません。

○議長（北村直樹君） 清沢議員。

〔10番 清沢敬子君登壇〕

○10番（清沢敬子君） 村民の中には、知らないところでどんどん話が進められている。それからあとは、言っても無理だと諦めている人もいます。要するに、もうちょっと早く言ってもらったら、村長は7月7日の段階では説明会では、日本水力に協力していきたいということをはっきり言われたんですけれども、なので、自分たちは判断できる場にはないのではないかというか、そこにいないのではないかというふうに思われている、もうこれは進められていくものだというような、もうちょっとその判断するところに加わりたかったということではないかと思えますけれども、そのずれですかね。

○議長（北村直樹君） 清沢議員、今のは質問ということで受け付けてよろしいですか。

〔10番 清沢敬子君登壇〕

○10番（清沢敬子君） そうですね、要するに、でも先ほど村長がおっしゃられたのは、理解が得られない場合は毎日でも説明をします。撤退してもらってもいいんだということをおっしゃいましたけれども、村としては日本水力に協力していきたいと言っていたのが、今日になってもう撤退してもらっても、理解が得られない場合はそうしてもらっても構わないと

ということでしたが、そのときの村民の気持ちとすると、何でどんどん進められているんだというふうに思っている人は、そういうふうに言ってくる人は多かったです。

なので、そういう認識のずれというのは、今後も大事な部分でやはりみんなと協力してやっていくということからすると、この認識のずれというものは、村長の考え方と村民が思っていることとずれたのには原因があると思うんですけれども、どういう原因だと思われませんか。

○議長（北村直樹君） 小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） 私は分かりません。何をおっしゃっているかもよく分からないんですけども。さっきも小池議員のときに言いましたけども、企業の目的は、会社の名前が「水力」であるとおり、企業としてなりわいをするためには利益を出していくという事業をやるわけですね。我々行政は、今日本でも長野県でも朝日村でもゼロカーボンというものを進めていこうという中の良いテーマがあるということで、できることは協力をしていくというスタンスで今まで来ているわけだよね、だから協力していきますと。

ただし、最終的に不具合があったりした場合には同意ができるかどうか分からないという、今スタンスでいるわけですから、その同意ができるように彼らは、または住民の皆さんに同意していただけるように設計の精度を上げたり、または新しい機具を入れたり、そうやって今一生懸命練っているわけですね。今そういう過程であるということが、こういう過程で今説明会を設けていることが、私は知らなかったとかそういったずれになっているところ、私はあっちゃいけないと思っているから、説明会があったりしているわけですよ。

ですから、私の思いと議員がおっしゃっている方との差というのは分かりませんが、できたら説明をしてもらいたいと思います。

○議長（北村直樹君） 清沢議員。

〔10番 清沢敬子君登壇〕

○10番（清沢敬子君） 令和4年5月には、県の企業局と日本水力による小水力発電事業についての住民説明会が、まず1回行われています。その後は日本水力によるもので説明がなくて、村民としても今の段階まで来て、もう全部設計もみんな出ている調査もして、地元の合意もあって、そこまで進んでいるのに、相談してもらっていないというような意識があると思うんですよね。なので、私達の議員の仕事は、村民の思いを行政に届けることなんですけれども、改めて地方自治とは何かということを思ったときに、地方自治とは。

○議長（北村直樹君） 清沢議員、簡潔にお願いいたします、簡潔に。

○10番（清沢敬子君） 地方のことを自ら治めることを意味し、その事務の処理や事業の実施を住民の意思に基づいて行う。つまり住民が主役の民主主義でなければならないということなんですけれども、これをそういうふう感じていないということだと思っただけです。住民の意見をもうちょっと早く聞いてほしかったということなんです。これからは食肉公社との誘致の問題もありますので、やはりその辺早めの対応というか、全部が調ってからのより、こういう話が来ているというところから説明をしていただくようなことはできないのでしょうか。

○議長（北村直樹君） 清沢議員、恐れ入ります、本件は小水力の関係になってくると思いますので、ただいまの質問はちょっと関連とはずれておりますので、質問は却下いたします。

ほかに質問ございましたら。

清沢議員。

〔10番 清沢敬子君登壇〕

○10番（清沢敬子君） やはり住民とどうコミュニケーションをとっていくか、どう理解してもらおうかということはとても重要なことだと思いますので、小水力発電事業についても、今ここで一旦立ち止まるということをしていただければいいと思います。慎重に丁寧な真摯に説明をして、その上で住民の声をしっかりお聞きして、それから改めて判断するというので、じゃ、そのところはそうのように理解していいですね。

○議長（北村直樹君） 小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） 大げさに言うと、もう何十回もそういったことを言っていますので、ぜひご理解ください。今まさしく説明している最中です。ですから、どんな方でも来ていただいて、いろんな疑問点がまだまだあると思いますので、質問をしていただければと思います。そういう段取りを行政はしたいと思います。さっき言うように、行政もこの小水力発電はCO₂削減に良いテーマだと思いますので、影響がなければ協力していくという現在はスタンスでございます。

○議長（北村直樹君） 清沢議員。

〔10番 清沢敬子君登壇〕

○10番（清沢敬子君） 村民からもいろんな意見があると思いますので、私のところにもいろいろ意見が届いておりますが、しっかりお聞きいただいて、そこからの判断をしていただ

くように期待しております。では1問目の質問を終わります。

○議長（北村直樹君） 清沢議員の1問目の質問は終わりました。

2問目の質問をどうぞ。

清沢議員。

〔10番 清沢敬子君登壇〕

○10番（清沢敬子君） 2問目、ご意見箱について。

ちょうど1年前、役場村民交流ホールにご意見箱が設置されました。なかなか手を挙げられない人、メール・SNSが苦手な人、普段なかなか言えない悩みなど、村民の声をお聞きするためのご意見箱です。1年の経過を伺います。

（1）設置から1年が経過しましたが、何通の投書がありましたか。それに対し、どのような回答をされましたか。

（2）ご意見箱が十分に機能していると思いますか。

お願いします。

○議長（北村直樹君） ただいまの質問に対して当局の答弁を求めます。

清沢企画財政課長。

〔企画財政課長 清沢光寿君登壇〕

○企画財政課長（清沢光寿君） それでは、清沢議員のご質問にお答えいたします。

ご意見箱の関係でございます。令和5年7月にスタートいたしました。村民交流ホールに設置してございます。投書数でございますが、令和5年度に6件、令和6年度に入りましてこれまでに4件の投書をいただいております、これまでに計10件の投書がございました。

村からの回答を希望された方につきましては、該当する内容につきまして担当課にお渡しし、その回答を作成後、文書にて回答してございます。回答を希望されない方、また住所等不明は投書につきましては回答しておりませんので、お願いいたします。

次に、意見箱が十分に機能しているかでございますが、議員ご承知のとおり、意見箱は村民の皆様の声が行政に届く一つ的手段として村のほうでも考えてございますので、これまで意見数は少ないものの、投書があったという事実は発揮してございますので、その分機能していると捉えてございますので、お願いいたします。

以上でございます。

○議長（北村直樹君） 清沢議員。

〔10番 清沢敬子君登壇〕

○10番（清沢敬子君） 10件の投書があったということで、文書にて回答していただいているようですね。不明なものがあるということでしたが、不明なものは何件くらいあったんでしょうか。

○議長（北村直樹君） 清沢企画財政課長。

〔企画財政課長 清沢光寿君登壇〕

○企画財政課長（清沢光寿君） 2番目のご質問にお答えいたします。

10件の内訳でございますが、10件のうち5件は文書によるご回答を望まれるという方でございますので、回答してございます。そのほか全く回答は不要ということで、チェックがされていなかった件につきましては3点、あと2つにつきましては内容が少し分からなかったということころでございますので、お願いいたします。

以上でございます。

○議長（北村直樹君） 清沢議員、再質問はございますか。

清沢議員。

〔10番 清沢敬子君登壇〕

○10番（清沢敬子君） そうしますと、機能しているというふうに判断していただいている良かったなと思います。さらにご意見箱の活用については、私的にはちょっと工夫が必要でないかとは思っています。ご意見箱、投函箱がちょっと目立たないと思っています。どこにあるのか分からないと言われていることもあるんですけども、実際見ただと、よく見ないとこれがご意見箱なんだなということがちょっと分からない、そういう感じだなと思っていて、もったいないな、目立つように工夫することは必要ではないかと思います。

これはあるところのご意見箱ですが、こういう形で目立つようなものにしていただけたらいいかなと思います。今のものももったいないので、目立つような工夫ができればいいかなと思います。

置き場所が分かりにくい。現在交流ホール東側に置かれていますが、お昼休みにコンビニへ行くために職員が通ることと、会議に来た方が通るということはよくありますけれども、役場に用事のある方で、執務室の窓口に行ってお帰りになるという方は、交流ホールの東側は通らないということがあると思います。なので、置き場所についても考えたほうがいいのではないかと思います。

記入用紙に関してなんですけれども、以前豊田議員からもご質問があったと思うんですけども、回答しませんという10項目が書かれていて、もうちょっとこれ簡潔に、「誹謗中傷、

個人的なものはお答えできません」程度のことにしていただいたほうが、書きやすいのではないかなど。ちょっとこう、書くときにうっという、書いてみようという気持ちにならないような10項目かなと思っています。その辺は改善できるでしょうか。

あと、タイトルについても「声をお聞かせください」というのもいいですけども、今、例えば「新しいアイデアをお寄せください」とか、そういう形のものもここに書き添えるだけで、建設的な意見が書いていただけるような、そういうものになるのではないかと思います。その辺どのようにお考えでしょうか。

○議長（北村直樹君） 清沢企画財政課長。

〔企画財政課長 清沢光寿君登壇〕

○企画財政課長（清沢光寿君） それでは、清沢議員の3回目のご質問にお答えいたします。

今清沢議員ご提案いただいた内容につきましては、置き場所であったり紙の活用の方法であったり、また紙の内容であったりということだと思います。置き場所等につきましては分からない部分が少しあるかもしれませんが、参考までにお示しいただいたような内容をまた工夫して、置き場所等については検討させていただきます。

また、紙の書き方の部分でございますが、村のほうから、正しく受け取るにはこういった条項がなければいけないという部分がございますので、こうやって記載させていただきます。あえて書く欄をうんと小さくしているわけじゃなくて、ご説明の欄が少しあって、書く欄はもう裏面を含めて大きく書けるようになってございますので、活用のほうの主体の受止め方ではないかなというふうに思っています。こういったことを十数名という少ない人数でございますので、また様子を見させていただきまして、そういったことも踏まえてご意見があれば、改善の方法も考えていきたいというふうに思っています。

また議員さんも何かありましたら、こういった書く場所であったり、こういったものがあるということをご周知いただきまして、その中でいろんな意見が示されればまた検討していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（北村直樹君） 清沢議員、持ち時間が4分を切りました。集約に入ってください。

清沢議員。

〔10番 清沢敬子君登壇〕

○10番（清沢敬子君） 中央公民館集約化の検討委員が決まったとのご報告があって、いよいよ検討会がスタートします。中央公民館の周辺施設の集約化のアイデアを募るご意見箱と

いうのを、中央公民館のところに設置していただけるとどうでしょうかということと、あと
すいません、まだちょっとあるんですけども、ご意見箱は村民とのコミュニケーションの
ツールの一つであり、メール、ご意見箱、いろんな形で多くの村民から声をお聞きする機会
があると思うんですけども、これに対して村長が掲げている融和、人と人とが話し合っ
て打ち解け合っ
て仲よくなり、将来の朝日村を一緒につくっていくという意味での公約があり
ますけれども、このご意見箱に出されたものを公開していくというようなお考えはないで
すか。

○議長（北村直樹君） 清沢企画財政課長。

〔企画財政課長 清沢光寿君登壇〕

○企画財政課長（清沢光寿君） 続いて清沢議員のご質問にお答えいたします。

まず、中央公民館の在り方につきましては教育委員会のほうでやっておりますので、今後
どういった形で意見を聞くかという部分につきましては、また関係する課のほうで検討して
まいりますので、お願いいたします。

また、こういった公表部分のことでございますけども、基本的にいただいた意見について
はいろいろな面でいただく意見というのがございます。当然個人的なこともありますので、
こういった部分については特に公表は考えてございません。村の参考の意見としていただい
ているということで捉えてございますので、お願いをしたいと思っております。

以上で終わります。

○議長（北村直樹君） 清沢議員。

〔10番 清沢敬子君登壇〕

○10番（清沢敬子君） ちょっと途中になってしまったので、また次回にと思えますけれど
も、また次回につないでいきたいと思えます。ご意見箱の活用がもうちょっと進んでいっ
たらいいとは思っておりますので、また次回続けて質問させていただきたいと思えます。あ
りがとうございます。

これで質問を終わります。

○議長（北村直樹君） これで、清沢敬子議員の一般質問は終わりました。

これより昼食の時間をとりたいと思えます。再開を13時10分といたします。

休憩 午前11時53分

再開 午後 1時10分

○議長（北村直樹君） それでは、時間となりました。

午前中に引き続き、一般質問を再開いたします。

◇ 齊 藤 正 法 君

○議長（北村直樹君） 次に、1番、齊藤正法議員。

齊藤正法議員。

〔1番 齊藤正法君登壇〕

○1番（齊藤正法君） 1番、齊藤正法でございます。

本日は、2問の質問をさせていただきます。

まず、1問目になります。広報誌館報あさひの公平性・正確性の確保についてでございます。

インターネットやソーシャルメディアの普及により、情報が非常に早く広がる時代になりました。しかし、情報の中には、事実と異なる誤情報や誤解を招く内容も含まれていることが多々あります。特に広報誌のような公式のメディアでは、こうした誤情報が村民に広がるリスクを避けるため、正確な情報提供が求められます。

特に館報あさひにおいては、地域での出来事だけでなく、地域ならではの顔の見える身近な話題を取り上げ、コミュニティづくりに役立たせる役割の下、館報編集委員を中心に紙面づくりが行われています。広報誌の中で、最も村民の感情が発露される紙面であると言えます。

一方で、広報誌は公式な情報源であり、その内容には信頼性が求められます。感情が強く全面に出ると、事実の正確性や公平性が損なわれるリスクが生じるため、事実に基づいた情報提供と感情表現のバランスを取ることが必要です。

また、ファクトチェックと表現の自由や言論の自由のバランスを取ることも、公共の広報誌において重要な課題です。公共の利益を守りつつ個人の意見や表現が尊重される場を維持することが、健全な情報社会の形成に寄与すると考えます。

以下、質問いたします。

1、掲載される情報の正確性を確保するために、現在どのようなファクトチェックの体制が整えられていますか。

2、特定の意見や立場に偏らないようにするため、編集方法や投稿の扱いに関してどのような基準を設けているのか、具体的なガイドラインはありますか。

以上、お伺いいたします。

○議長（北村直樹君） ただ今の質問に対して、当局の答弁を求めます。

百瀬教育長。

〔教育長 百瀬司郎君登壇〕

○教育長（百瀬司郎君） それでは、私からは齊藤正法議員の1番目のご質問、掲載される情報の正確性を確保するために、現在どのようなファクトチェックの体制が整えられているのかについてお答えをいたします。

まずもって、公民館報あさひにつきましては、昭和26年に創刊されて以来、長い間村民の皆様にご覧いただき、現在は476号を数えております。これまで村民の皆様にご覧いただき、ありがとうございます。この場をお借りして心より感謝を申し上げます。

館報は生涯学習、社会教育の広域的な情報提供の役割と、地域の課題を取り上げ、情報を共有し合い、問題解決のきっかけづくりをするなど、住民の立場で地域づくりの一助となる情報誌の役割を併せ持っているものでございます。年間6回、奇数月に発行しており、編集委員には各区より8名が選出され、任期3年間をご苦労いただいております。

ご質問のファクトチェックの体制についてでございますが、編集作業は企画会議、取材編集、原稿作成、校正会議を経て発行となります。ご質問のチェックは、この校正会議で行われる作業になります。誤字・脱字はもちろんでございますが、内容が館報としてふさわしいか検討されます。記載されている記事が正しいか誤っているかは、大事な視点であると捉えております。

ただ、編集委員の皆さんは、ご承知のとおり、ご自分のお仕事を終えて夜の編集会議に参加してまいります。編集のプロでもなく、あくまで素人の皆さんが集まり、作業を行っております。ですから、甘くてもよいということではございませんが、委員の皆さんの共通の認識で、常識的な範囲内で校正作業が行われていると承知しております。その後は、公民館長決済を得て発行という運びになります。

次に、特定の意見や立場に偏らないようにするため、編集方針や投稿の扱いに関してどのような基準を設けているか、具体的なガイドラインはあるかのご質問にお答えをします。

編集方針は先ほど申し上げたとおりでございますが、投稿の扱いやガイドランなどは特に設けてはございません。あくまで編集委員の常識、あるいは社会通念上の良識の範囲内での校正や検討がなされているものと承知しております。

しかし、議員ご指摘のような、誤情報や誤解を招く内容が含まれている心配も確かにございます。また、今、社会で問題になっている誹謗中傷的な内容、偏った一方的な考え方などについては、一層の公平性や信頼性を基本に検討がなされるべきものだと考えております。

また一方で、憲法で保障されている表現、言論の自由も尊重されなくてはなりません。何でも許されるということではなく、あくまで常識の範囲内での判断が求められると考えております。編集の信頼性の精度を高めながら、より一層、村民の皆様に親しまれる館報づくりを目指してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（北村直樹君） 齊藤議員。

〔1番 齊藤正法君登壇〕

○1番（齊藤正法君） ありがとうございます。

今回、私がこの質問をするに当たって、やはり昨今の館報の中で、拝見させていただく中で、ちょっとこの表現は広報誌としてどうかなというようなところですか、今、村が関わっている事業等について、ちょっと関連性を問うような内容であったりするものが、こちらは内容として違うのではないかなというようなところが、ちょっと最近、掲載の中で感ずるようなところがあったものですから、今回このような質問をさせていただいたんですが、実際、それぞれ記者の方の感性といったところの中での記事にはなってくるかと思うんですが、やはりその方の感情が表に出過ぎてしまいますと、今、教育長もおっしゃいましたように、誤情報といいますか、勘違いがそのまま、それを見た村民の人が、ああそうかなと思ってしまうようなことも出てくるかと思えます。

当然、全てを規制するということは当然できないかと思いますが、やはり村が直接間接問わず関わる事業については、やはり一旦庁内で、その記載されている内容が正しい根拠に基づかれた、例えば賛否については特に問いませんが、根拠に基づいた内容での記事になっているかといったようなところを、全てではなくていいと思います。ただ、今後村が関わる、先ほども申し上げましたが、直接間接問わず、村が関わる事業については、一旦庁内で確認をしていただければ、より正確性が増すかと思いますが、そのところはいかがでしょうか。

○議長（北村直樹君） 百瀬教育長。

〔教育長 百瀬司郎君登壇〕

○教育長（百瀬司郎君） 齊藤議員、2問目の質問にお答えをしたいと思います。

最近の館報の中に、この表現はどうかというような内容が含まれていたということですが、記者の感性が表に出過ぎると、誤解を生むような表現も生まれてくるというようなお話もございました。私どもの編集としては、先ほど申し上げましたとおり、やはり編集のプロというわけではありませんので、なかなかご期待に沿えるような内容にならないようなことも生じることがあるかと思いますが、基本的には、やはり編集委員会の中で、委員の皆様のお互いの感性、それから常識の認識等が、皆の共通の理解の下に行われているということが基本かと思えます。

先ほど、庁内においても事実に基づいた確認をしろというようなお話がございましたが、校正会議に回る前に、私ども事務局内での目は通させていただいております。今回そういった内容が含まれていたとすれば、大変申し訳なかったというふうに思いますけれども、今後村民の皆様のご期待に沿える記事内容にするため、やはり事実に基づいた内容に近づけていきたいとそんなふうに思いますので、そんなところをまたご理解いただきながら、今後とも編集作業に精進をしまいたいとそんなふうに思っております。

以上であります。

○議長（北村直樹君） 齊藤議員。

〔1番 齊藤正法君登壇〕

○1番（齊藤正法君） ありがとうございます。

内容につきましては、また引き続き、教育委員も含めて精査しながら進めていただければと思いますが、今現在、ガイドラインについては、記者、編集委員ですとか館長の常識の中で進めていくというお答えではあったんですが、やはり今後、編集委員の方も替わってこられますし、館長もどこかで任期で替わってこられると思います。やはり最低限のベースとしてのガイドラインといったところは、村としてあったほうがいいんじゃないかというふうに思うところではあるんですが、再度そのガイドラインの必要性のところについて、教育長、お考えありましたらお伺いいたします。

○議長（北村直樹君） 百瀬教育長。

〔教育長 百瀬司郎君登壇〕

○教育長（百瀬司郎君） 齊藤議員に3問目のご質問にお答えをしたいと思います。

基準あるいはガイドラン的なものが、やっぱり必要ではないかというご質問でございませ

た。編集委員の皆さんに、先ほどお話ししましたように、校正等、ファクトチェック等をお願いをしているわけでありますけれども、そのことによさもある半面、その基準、あるいは誰が委員になっても同じような基準、あるいは目で、あるいは認識で対応ができるというようなことが必要ということであれば、そういったガイドラインも必要になるのではないかというお考えもあるかと思えます。

逆に、そのガイドラインに縛られてしまうというような面もございます。いろんな意味で、ここはご検討させていただきたいわけではございますけれども、近隣の市村でこういったものを持っているというのは非常に少なく、それをどのように位置づけていくかというのは、もうちょっと検討が必要かと思えますので、やはり言論の自由、また、村民の皆さんが本当に読んで楽しい、そういった情報誌になるようなものに高めていくためにも、そういったところはもう一回見直してみたい。そして、据えるということを約束するというわけではございませんが、やはりそれがどういったことで必要になるかどうかを検討させていただくということで、また、編集責任者である公民館長に相談をしてみたいと考えております。

以上であります。

○議長（北村直樹君） 齊藤議員。

〔1番 齊藤正法君登壇〕

○1番（齊藤正法君） ありがとうございます。

教育長も先ほどおっしゃられたように、やはり言論の自由、表現の自由とファクトチェックのバランスを取っていかなければいけないといったところの難しさは重々承知しておりますので、一概にガイドラインができたからいいとか悪いとかって話ではないとは思いますが、やはりその最終的なバランスのところは、恐らく教育委員の皆さんで、うまいところで取っていただかなければいけないかと思えますので、引き続き、館報あさひにつきましては、昭和26年から続いているものになりますので、今後も本当に10年、20年、朝日村がある限り続けていけるように、ぜひ、記事の内容も含めて、引き続きご協力いただければと思いますので、よろしく願いいたします。

以上で、1問目の質問を終了いたします。

○議長（北村直樹君） 齊藤議員の1問目の質問は終わりました。

2問目の質問をどうぞ。

齊藤議員。

〔1番 齊藤正法君登壇〕

○1番（齊藤正法君） それでは、2問目の質問をさせていただきます。

水道管の老朽化対応と耐震補強についてでございます。

近年、全国的に老朽化した水道管の問題が顕在化しております。特に耐用年数を超えた水道管においては、破損や漏水のリスクが高まっています。一般的に水道管の耐用年数はおおよそ40年とされており、それを超えた水道管は早急な交換や修繕が必要とされています。

また、昨今の地震活動を踏まえ、耐震強化の必要性がますます高まっています。能登半島地震では水道の断水が長期化し、設備の耐震化の課題が浮き彫りになりました。能登半島地震では最大でおおよそ14万戸で断水が発生し、早期の復旧が難しい地域を除いて、解消するまでに5か月近くかかり、下水道の復旧にも時間がかかりました。

これについて、国土交通省が設けた専門家による委員会は、耐震化工事が実施されていた水道設備などでは被害が比較的小さかったことを指摘しています。これを受けて国土交通省は、全国の上下水道の主要な設備で集中的に耐震化対策を進めることとし、来年度予算案の概算要求に必要な経費を盛り込み、対策を加速する方針との報道がなされました。

以下、質問いたします。

1、水道管の老朽化の現状把握と更新計画はどのようになっていますか。また、老朽化が原因で破損や漏水が発生した事例はありますか。

2、避難所などの重要設備に係る上下水道管路の一体的な耐震化など、水道管や関連インフラの耐震補強の状況はどのようになっていますか。

3、老朽化対応や耐震補強などで相当な額の事業費が見込まれると予想されます。これらを踏まえ、水道事業経営について、今後どのように取り組んでいかれるのか、以上、お答えをお願いいたします。

○議長（北村直樹君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

小林建設環境課長。

〔建設環境課長 小林秀樹君登壇〕

○建設環境課長（小林秀樹君） それでは、齊藤議員ご質問の水道管の老朽化対策と耐震補強についてお答えします。

まず、（1）につきまして、水道管の老朽化の現状把握ですけれども、村の水道管路は総延長で約57キロございます。そのうち布設後40年から60年以内の経年管路、法定耐用年数の1.5倍以内の管路について1.7キロございます。布設後60年を超える老朽管路として約9キロ、15.9%が老朽化しているのが現状であります。

続いて、更新計画についてですが、現在、大尾沢浄水場改築工事、新規水源調査を実施しており、施設整備等で令和8年度までの計画、その後、令和9年度からは導水管及び公共施設周辺の本管の耐震工事を整備する計画です。老朽化の更新については、施設整備、導水管、公共施設周辺の本管を優先に考えているため、現在、老朽管路の更新計画はございません。

しかし、現在実施しております水源開発の結果によっては、水運用の在り方が大きく変わる可能性があります。その結果を踏まえて、施設や管路の重要度、優先度を判断し、更新、耐震化等について対応していきたいと考えております。

なお、老朽化が原因で破損や漏水が発生した事例については、老朽化がという絞り込みは難しいところでございますが、近年ではございません。

(2)の耐震化の状況ですけれども、水道施設、下水道処理施設の重要施設は耐震化を進めております。しかし、村指定の避難所周辺の管路については、耐震補強ができていない状況です。

(3)につきまして、水道事業は現計画で約25億円見込まれる計画となっております。水道事業経営については、投資的経費の増、給水人口の減により、経営が厳しい状況が続きます。現状で、投資額に対して資金残高が少ないため、投資額の大部分を起債の借入れによって賄っていかざるを得ませんが、翌年度以降に起債償還が負担となって、さらに資金不足が発生するという状況になってしまいます。これを回避するため、料金引上げと他会計からの繰入金によって利益を確保し、これを資金確保に充てる計画で経営に取り組んでいくこととしています。

また、生活に欠くことのできない水道事業の基盤強化と維持可能な経営体制を目指すためにも、広域化を一つの方向として近隣市村と検討をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（北村直樹君） 齊藤議員。

〔1番 齊藤正法君登壇〕

○1番（齊藤正法君） ありがとうございます。

まず、1番目の老朽化のところでございますが、現在、60年以上経過したものが約9キロあるということですが、この9キロに関わる住民等は、今、自分のところの管がそろそろ何かあってもおかしくないかとか、そういうようなところというのは理解されている状況でしょうか。

○議長（北村直樹君） 小林建設環境課長。

〔建設環境課長 小林秀樹君登壇〕

○建設環境課長（小林秀樹君） ただいまの質問について回答させていただきます。

そうですね、9キロございまして、その付近の住民が大変困るんじゃないかと予測されますので、その辺の対応も含めていろいろ考えていきたいと思えます。

○議長（北村直樹君） 齊藤議員。

〔1番 齊藤正法君登壇〕

○1番（齊藤正法君） ありがとうございます。

実際、40年、耐用年数を越えたものも含めると、約10.7キロぐらいですか。実際、今、私のところも、じゃ、水道管がどのぐらいかと言われれば全然分からないような状況ではございますが、何らかの形でやはり今、住民の方にその耐用年数も含めて、変にあおって恐怖心といいますか、不安をあおるような必要はないかと思えますが、何らかの形で情報を開示していただく必要もあるかなと思えますので、そのところもまたご検討いただければありがたいと思えます。

それからまた、（2）の避難所の耐震補強ですね。重要施設については今進んでいるということですが、今回の能登半島の地震等も踏まえますと、やはり避難所での上下水道の耐震補強というのも急務になってくるかと思えます。来年度以降、国交省のほうもその予算ですね、補助のほうで、概算要求のほうで増えて来るかと思えますが、そのところのまた情報を取りながら、早め早めに耐震補強を進めていただければと思えます。

具体的に、この耐震補強についても、また計画ですとか整備計画等も必要になってくるかと思えますが、特にこちらについても、計画は今後立てていただけるということによろしいでしょうか。

○議長（北村直樹君） 小林建設環境課長。

〔建設環境課長 小林秀樹君登壇〕

○建設環境課長（小林秀樹君） ただいまの質問に対してお答えします。

先ほども申し上げましたけれども、今、水源調査を実施しておりますので、その結果を踏まえて、計画のほうまた、再度立て直していきたいと思えますのでよろしく願います。

以上です。

○議長（北村直樹君） 齊藤議員。

〔1番 齊藤正法君登壇〕

○1番（齊藤正法君） ありがとうございます。

平成29年に、簡易水道事業とあと下水道のそれぞれ経営戦略というものが立てられました。その中で、耐震工事については、今後計画的に進めていきますという文言が載っております。この平成29年にできました経営戦略は10年で見直すというところですので、令和8年あたりが恐らく見直しの時期になってくるかと思えます。ぜひ、今、能登半島のこの地震の件も含めまして、あと2年後、経営戦略の見直しということではなくて、こちらの経営戦略も早め早めに見直しをしていただければと思うんですが、こちらの経営戦略の見直しについてのスケジュール等というのは、今、策定といたしますか、何か動きというのはございますでしょうか。

○議長（北村直樹君） 小林建設環境課長。

〔建設環境課長 小林秀樹君登壇〕

○建設環境課長（小林秀樹君） 経営戦略の見直しについてですけれども、今、担当のほうで進めております。よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（北村直樹君） 齊藤議員。

〔1番 齊藤正法君登壇〕

○1番（齊藤正法君） ありがとうございます。

もう1点だけお伺いさせていただきます。

2022年です。令和4年に朝日村水循環・資源循環の道2022というものの構想が策定されております。その中でも、やはり防災ですか、減災対策への取組という項目がございます。一文ですね、「村全体の防災計画を主体的に地区防災会と研究するとともに、朝日村下水道BCPにより災害に対する体制強化を図ります」という一文で取組が載っておりますが、朝日村下水道BCPというものは、こちらはもう策定されているものでしょうか。

○議長（北村直樹君） 小林建設環境課長。

〔建設環境課長 小林秀樹君登壇〕

○建設環境課長（小林秀樹君） ただいまのご質問に対してお答えします。

下水道のBCPについてですけれども、進めていると認識しております。

以上です。

○議長（北村直樹君） 齊藤議員。

〔1番 齊藤正法君登壇〕

○1番（齊藤正法君） ありがとうございます。

この構想ですとか経営戦略も含めて、計画はいろいろ策定されているかと思えますので、

ぜひ、その中で耐震についてもうたっている文章がございます。計画立てて終わりということではなくて、こちらも引き続き実施できるようなところで具体的に動いていただければと思いますので、こちらを要望といたしまして、私の質問を終わりにいたします。

○議長（北村直樹君）　これで、齊藤正法議員の一般質問は終わりました。

◇ 中 村 文 映 君

○議長（北村直樹君）　次に、2番、中村文映議員。

中村文映議員。

〔2番 中村文映君登壇〕

○2番（中村文映君）　2番、中村文映です。

本日は2項目について質問させていただきます。

1項目目、原新田工業団地の今後について伺います。

原新田工業団地は、平成18年3月より村の国土利用計画で工業用地として位置づけられ、同年7月から進出企業の公募を始めました。しかし、関東農政局より、国営中信平農業利水事業の受益地であるため、新規企業の進出を認めないとの指導があり、中断を余儀なくされました。しかし、その後8年が経過し、課題であった農地転用申請が可能となり、村は令和4年1月に、再度地権者を対象に、所有土地の現状と今後の土地利用の意向調査を行いました。そして、小林村長は、地権者の工業用地として提供したいとの意向を踏まえ、令和4年議会3月定例会で、「国営事業の制限が令和5年に解除されるため、下原地区の工業団地化を図る準備活動をしてまいります」と発言され、村はそれ以降、企業誘致に取り組んできました。

そんな工業団地想定区域の一部に、株式会社長野県食肉公社が、現在、松本市島内で運営する食肉処理施設の移転新築の有力候補地として検討していることが分かりました。そして、7月11日には、県農政部園芸畜産課や全農長野酪農部、長野県食肉公社及び村による地権者を対象とした、土地利用に関する説明会が開催されました。その席で県担当者は、「食肉処理には衛生的に枝肉を処理するため日量800トンの水が必要で、県としては十分な地下水があるかを確認した上で、候補地としての最終判断をする」と説明をしています。

そこで伺います。

1、村としては、今後、第4次国土利用計画にある西洗馬工業団地想定エリア全体をどのように開発・活用していく方針ですか。

2、地権者説明会では、8月中下旬にボーリング及び地質検査を行い、最終的に食肉施設の適地かを判断するとしていましたが、その後の経過はどのようになっていますか。

3、今後、食肉施設の適地とされた場合、説明会において住民から出た騒音、悪臭、鳥獣、施設周辺地域の環境悪化による地価評価の下落等の問題に対し、村としてどのように対応し、どのようにして村民及び地域住民の理解を得ていくつもりですか。

4、調査により移転先の適地となった場合、村は施設を受け入れる考えですか。また、もし受け入れる場合、県に対して、村は原新田工業団地の将来性及び村民益を考え、現時点で想定する村の受入れ条件及び要望事項は何かを伺います。

○議長（北村直樹君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

清沢企画財政課長。

〔企画財政課長 清沢光寿君登壇〕

○企画財政課長（清沢光寿君） それでは、中村議員の原新田工業団地の今後につきましてご説明申し上げます。

初めに、第4次朝日村国土利用計画における西洗馬工業団地想定エリア全体をどのように開発・活用していくかというところでございます。

これまでの経過は議員ご承知のとおりでございまして、令和4年3月議会における村長方針のとおり、工業団地化に向け取り組んでまいります。進め方につきましては、議員ご承知のとおりでございますが、敷地の一部を、このたびの松本食肉施設移転に伴う移転候補地としたい旨の要望がございます。非常に急展開でのお話でございましたので、工業団地化予定地の全用地活用のお話ではありませんでしたので、該当とならない用地も、引き続き村といたしましては継続して企業誘致を進めてまいります。

開発方法等につきましては、誘致企業等との協議の中で計画していく予定でございまして。

次に、地権者説明会後の経過でございますが、現時点におきましては水質調査の結果が出たという報告は、水は出たということはお聞きしていますが、それ以降の結果については全く受けておりません。今後水質等の結果が示され、適地かどうかの判断が村のほうに今後説明される予定でございまして、お願いいたします。

次に、住民説明会等で出された環境問題等についての村の対応と、村民理解をどのように得ていくかというところでございます。

環境問題につきましては、食肉公社が対応することでございますので、村といたしましては、法令等に即した対応を実施していただくよう指導していくことになるというふうに捉えてございます。また、地域住民の皆様のご意見をお聞きしながら、環境対策の確認を行う協議会等の設置や、また、環境保全に関する協定書等の締結も、今後は必要になってくるというふうに捉えてございます。そして、適地となった際は、地権者と全村民を対象とする説明会を開催させていただき、そして理解を得ていく予定でございます。

続きまして、適地となった場合、村は施設を受け入れるのかどうか、また、受け入れる場合は、県に対し受入れ条件及び要望事項をどのように考えているかというところでございます。

村といたしましては、今議会提案説明で村長が申し上げましたとおり、焼却場の早期課題解決と優良企業の誘致の両面で誘致を進めていくという方針でございます。受入れの条件等につきましては、現時点における思いといたしまして、食肉公社には食肉販売所の設置や施設内の見学場所の実施、村民の雇用など、村民との交流促進を積極的に行っていただけるよう要望したいというのが考えでございます。また、県につきましては、県道拡幅や大投資とならない用地への企業誘致に協力していただきたいというふうに考えてございます。

これ以上の詳細は、まだ適地となり実際に事業が進まないといえども我々も検討することができないので、いまだにまだ不明な点が多いため、これ以上の内容はお答えすることがなかなか難しいというところでございますので、ご理解賜ればとお願いいたします。

以上でございます。

○議長（北村直樹君） 中村議員。

〔2番 中村文映君登壇〕

○2番（中村文映君） 今、課長答弁にもありましたけれども、急な話であったということで、多くの村民にとっては寝耳に水と申しますか、7月11日の説明会の新聞報道で今回の食肉加工施設の誘致を知ったというような状況だと思います。その日からと言いますか、その日含めて、私のところにも様々な意見が届いています。その多くの方の意見が、現在の島内の加工施設の現状を知っている方から、受け入れて大丈夫かというようなものが多かったです。村はそんな村民の声にどのように応えていくか、どのように理解を深めていくか、先ほど村民向けの説明会をしていくということなんでしょうけれども、村民の多くはまだまだ不安に思っておりますので、その辺の説明を今後どのように考えているかをお聞きしたいと思います。

○議長（北村直樹君） 小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） それではお答えをいたします。

私のところにも、島内の状況を知っている人から、二人から、村長、本当に大丈夫かという話が直接、電話じゃなくて話がありました。そこで、心配されるのはごもっともな話ということで、「ちょっと待ってください。今の施設はこれこれこうで、あの島内の施設と比べることはもうできないんです」というようなことからして、今言う、騒音だとか臭いだとかいろんな懸念されること等について、今はこうですよということは話を差し上げました。そうしたら、「やあ、それだけ聞きゃ、また安心できるけどね」なんて言って話しをしたんですけども、議員がおっしゃるとおり、そう思われる方はいっぱいいると思います。ですから、先ほどの課長の答弁にあったように、これからいよいよ説明会が本格的に始まりますので、まだ全然設計図面とか何もない状態ですので、これからいよいよ概要が見えてきたときに、そういう説明の場を何回でも持っていくということかと思えます。

○議長（北村直樹君） 中村議員。

〔2番 中村文映君登壇〕

○2番（中村文映君） 今、村長のほうから説明していただきましたけれども、実は私も村長と一緒に、京都のほうの食肉市場のほうを見学させていただきました。非常に近代的な施設でありまして、皆さんが言った悪臭とか騒音とかいろんな意味で、カラスなんかの問題もクリアしているなと思いました。

ただ、私が見たのは、ちょうど行ったのがお昼の時間で、それから2時間ぐらいの間見せていただいたということで、一周させて、施設も見学させていただきましたが、例えば搬入、実際に搬入をされたときとか、そういうところはまだ実際のところ見ていないような部分もありますので、私も「やあ、60年前の施設とはえらい違ったじ」という話は、お話を伺った方にはしたんですけども、やはり村民の方、実際見てみなかったりとか、説明を、例えば映像でもいいんですけども、見せていただかないとなかなかご理解できないと思いますので、その辺は、今後、事業が進んでいく都度、丁寧に説明をしていただければなというふうに思うところです。

先ほど企画財政課長のほうから、今後とも残された土地についても誘致を進めていくという答弁がありました。答弁の中では、来ていただける企業と相談しながら進めていくというようなお話だったんですけども、私が地権者の皆さんのほうから聞くお話には、言葉は

ちょっと悪いんですけども、村は切り売りするんだとか、全体的な中において、今、食肉公社さんから求められる土地を、どういう配置の中で、どういう全体図の中で提供するのかというような案がない中において、そこを、ある意味一番使いやすい場所を提供してしまったら、残りの約3.7ヘクタールのほうの工業団地化が進まないのではないかというような心配をされる方が非常に多い、私のところにもそういう声が届いています。ですから、私としては、もう村は何年も前から、最初始めたときからするともう何十年もたつわけですし、その図面を引いていただいて、ここはこういう道路が通る、ここはどういう施設を置くとか公園になるとか、そういう図面をまず引いていただく中において、今、今度誘致する食肉公社を位置づけていってほしいなというふうに希望するところです。

ですので、ただ来た方たちと、今後、各戸との交渉ではなく、全体の村が開発をしていただく中において誘致を進めていただきたいと思いますと思うんですが、その辺はいかがですか。

○議長（北村直樹君） 小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） おっしゃることは分かります。それで、これは村があそこを公社として全部造成してから来てくださいよというのと違うもんですから、あそこが村として最後の工業団地の候補地であるということをお前提として、そしてあの使いにくい電線のところをどう区切っていくかということで、今回は、食肉公社の方たちとしては、非常にいいアイデアで、建物のところと、そして送電線の下はうまく駐車場だとかその他で使い分けしていくということで、非常にいいレイアウトになってきているというふうに思っています。

今のところ彼らは、道から今井寄り北側をとということになっていますけれども、それから残った後の、ある程度電線のないところもありますし、電線のところもありますから、その辺は、今後はどういう企業があれをうまく使っていただけるかというようなことになるかと思えます。ですから、急な話だったという表現があったんですが、どたばたと決まるときには決まるもんですから、今後も村としては、ああいうところにうまく形を取って、そういう企業が来てもらうように交渉はしていきたいと思えます。

○議長（北村直樹君） 中村議員。

〔2番 中村文映君登壇〕

○2番（中村文映君） 今、確かに私も敷地のほう見にしてみましたら、送電線、一番鎖川沿いの河岸段丘側は送電線の下になっていたりとかしますので、そういうところを有効利用をしていただく、そういうふうな方で活用していただくということなんですけれども、何人

かの村民の方からは、極端なこと言えば、一番いいところを残して、使いづらいところから、県のほうで、もし水が出て朝日のほうに出てきたいということになるならば、その辺のことも少し話してみたらどうだと。今現在のところで、もう確定というような形で話を進めるのではなくて、もうちょっと村民に、今後の工業団地を進める上において、もう少し今後のことを考えて場所等を検討してみたらいかがかというようなご意見も届いているんですけども、その辺はいかがですか。

○議長（北村直樹君） 小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） ごもっともな話でございますので、なるべく送電線の下をもっと使ってくれないかとか、そこを公園にしてくれないかとか、これは今後、地元の皆さんの要求事項とも絡んでくると思うんですね。ですから、先ほども課長のほうで申したとおり、そういった協議会をつくるだとか、対相手と交渉する団体をつくるだとか、または、以降は環境管理を見守る団体をつくるだとか、またそういうような、組織だって動いていきたいと思えます。ですから、一応は今ああいう線引きはしているけれども、いや、もうちょっと、ここ、お宅のせいでこっちがもう使えなくなっちゃうので公園にしてくれないかとか、そんなことは可能だと思いますのでお願いします。

○議長（北村直樹君） 中村議員。

〔2番 中村文映君登壇〕

○2番（中村文映君） 今、村長のほうから柔軟な考え方をお聞きして、少し安心しているところなんですけれども、この前、県の説明会に、県のというか、地権者説明会に出たときに、県の方がおっしゃっていたのに、長野県にとってもこれはオール長野の事業だという表現をされていました。朝日村にとっては、あそこの土地を買ったりとか開発するにおいては、非常にリスクがあるというか、お金もかかることだと思いますけれども、オール長野でやる事業というふうに捉えていただければ、先ほど課長のほうからは、企業誘致とかにご協力をいただくということなんでしょうけれども、今、村長のおっしゃったように、もっと具体的な要求を県のほうに突きつけていただく、それは今後のことになってくるかと思うんですけれども、やっぱりどうしたらいいかというところを、食肉公社がやることだからということではなく、村として今後の工業団地をどうするかという視点で要求を、村民の意見も聞きながら、要求を持っていていただきたいと思えます。

あと1点、村長に確認なんですけれども、この件で、阿部知事とは何かお話をされました

か。

○議長（北村直樹君） 小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） まだしておりません。

○議長（北村直樹君） 中村議員。

〔2番 中村文映君登壇〕

○2番（中村文映君） まだ、実際のところ、先ほど水は出たけれども水質検査等終わってなくて、最終候補地だと決まっているわけではないということですが、もし、最終候補地だと県のほうが言ってきたら、早めに村長のほうから県のほうに行って、阿部知事ともお話をさせていただきたいなというふうに思います。今言ったような朝日村のここは工業団地の一画であるということ、それから、今後の朝日村の工業団地開発においては、県の協力が必要だというような内容について、やっぱり、ぜひ、早急にお話をさせていただきたいなというふうに思います。

また、もし一緒に同行させていただけるものならば、私ども村議会議員も一緒に行って、要望なりをしてきたいと思いますので、ぜひご検討をいただきたいと思います。これは要望です。

1問目の質問を終わります。

○議長（北村直樹君） 中村議員の1問目の質問が終わりました。

2問目の質問をどうぞ。

中村議員。

〔2番 中村文映君登壇〕

○2番（中村文映君） 既に何度もこの問題で質問に立ちました。また、今日も何人かの議員が質問に立っておりますが、多くの村民の疑問に答えるために、再度、小水力発電所建設について伺います。

鎖川の上流部に、小水力発電所建設計画が民間企業により進められています。村長は会議の答弁や説明会において、世界的課題であり、日本も長野県も取り組んでいる二酸化炭素、CO₂削減に向けて、村も小水力発電計画に協力しCO₂削減に取り組んでいくと言っています。しかし、計画は決して水量が豊かとはいえない鎖川の水を取水し、最も美しい自然環境が残る御馬越地区に、約1.2キロに及ぶ減水区間を生じさせます。

この開発行為による自然や水環境、生物多様性へのマイナスの影響は計り知れません。奈

良井川漁業協同組合関係者は、管理する河川で唯一川の濁りのない清流鎖川を守っていきたくいと、発電所建設に反対をしています。その自然を守りたいというお気持ちは、私にもよく理解ができます。

村が守り後世に引き継ぐ最大の資源は、朝日村の自然環境ではないでしょうか。自然環境に変化をもたらす民間の発電所建設への協力は、村の環境基本計画と相反する行為ではないかと考えます。そして、今取り組むべき施策は、一民間企業の利益追求事業に協力することではなく、策定済みの村の環境基本計画及びゼロカーボンビジョンを推進していくことと考えます。

そこで伺います。

1、村の環境基本計画やゼロカーボンビジョンを確実に推進し、目的を達成するための実施計画は現在ありますか。

2、多くの村民や漁業関係者が発電所建設に反対を表明しています。村は村民の疑問に答え村民の理解を深めるため、再度説明会を開催する予定がありますか。また、それでも村民の理解が得られない場合は、県や企業に発電所建設の中止を求めるつもりはありますか。

3、取水により大量にたまった砂の排出による河川への堆積や、減水区間の生態系への影響が危惧されますが、鎖川の河川管理者である県に、「小水力発電建設により河川環境への悪影響や導水管敷設による住民生活に支障はない。また、問題が起きた場合は、県が責任を持って対応する」との確約を文書で求め、県の責任を明らかにしてもらいたいですが、村は対応をしていただけますか。

先ほど来、議員の皆さんの質問とダブる部分もあるかと思いますが、すみませんがお答えをよろしく申し上げます。

○議長（北村直樹君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） それでは、中村議員のただいまのご質問にお答えいたします。

まず、環境基本計画やゼロカーボンビジョンの実実施計画はあるかというようなことでございますが、第3次環境基本計画、そしてゼロカーボンビジョン、第6次総合計画等々で示された環境施策を実現するため、各種テーマを推進してきております。そして、朝日村2050ゼロカーボンという例のビジョンでは、2027年をめどにして小水力発電に関し調査・研究を行うという位置づけでございます。こういう位置づけのときに、先ほども申し上げましたが、

ちょうどいいタイミングで、私たちの狙いとしているこういった事業が共同でできるということになったものですから、今、一生懸命いろいろ課題を探して、それを一つ一つ潰しているという状況でございます。

そして、今回の契約に関して反対されている方もいらっしゃるというふうでございますけれども、私思うのに、やっぱり情報不足から反対している部分も多くあるんじゃないかというふうに捉えております。ですから、再三答弁もしておりますが、皆さんになるべく理解を深めていただくために、今後も説明会を随所で、必要なときに必要な回数だけ行っていくということで、ぜひ理解を深めていただいた上で、妥協の点はないのか、そういったことで今後も話し合いを続けていきたいというふうに思っております。

それと、県に対して一筆取れということでございますけれども、これは最終的な申請が上がっていった、県もやっぱり判こを押すにはそういったことも十分検討すると思いますので、県もそういったことを判断した上で許可を下すということになると思いますので、こちらからそのような一筆を取るようなことはしないでいこうと思います。

○議長（北村直樹君） 中村議員。

〔2番 中村文映君登壇〕

○2番（中村文映君） 情報不足というようなお話もございましたが、村は今まで日本水力の発電事業の内容について、河川や漁業や環境などの専門家に意見をお聞きしたり、企画書の内容を検討してもらった場みたいなものは設けましたか。

○議長（北村直樹君） 小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） 先ほどもどなたかの議員さんのご質問にお答えしましたけれども、現在計画しているのは本当に小さな発電所でございますので、環境省のほうからガイドラインというのがあります。名前はガイドラインというかちょっと分かりませんが、そういったものと照らし合わせて、必要な事項はやるし、必要でない事項はやらないということで現在来ておりますので、今までは、例えば、どこか専門会社に調査をこちらから依頼するということはまだしておりません。当然、契約書をつくる段階において、企業のほうとして、水量調査から始まって、各種調査を環境省のガイドラインに従い行って、そしてその結果、我々は報告を受けているということでありまして、そういう状況でございます。

○議長（北村直樹君） 中村議員。

〔2番 中村文映君登壇〕

○2番（中村文映君） きっと村長、今、環境庁と言っていましたけれども、国土交通省のほうのガイドラインだと思います。

今のところ、企業のほうが、自分たちの計画をする中において調査をしたりとかしていただいているので、村としてはやってきていないということだと思うんですけども、そうやってきますと、何を根拠に村は協力していこうという判断をされたんですかね。

○議長（北村直樹君） 小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） 国交省の示しているガイドラインに合っているかということは、まずは一番のポイントですよ。そして、それというのは、大規模な環境アセスメントの調査をしなくていいという裏づけだそうです、調べてみると。ですから、そういったポイントが一つ。それと、私も1年間あの場で、前にも答弁したかと思いますが、定点観測をして、ああ、この流量だったらもうストップの流量なんだなというのを、大体の目安がつかめていて、これだけの水が流れていたら安心できるなというような、自分のそういった判断もございました。そういったところから、1年間、企業は企業として水量の調査をするし、私は私で、去年のちょうどあの渇水期の頃も含めて、現場に出向いて見た感覚的なものも随分あります。実際に自分で測ったわけじゃありませんけれども、写真に撮って定点観測をしたということですけどもね。そういったような1年間の活動を通して、まあいけるんじゃないかということで、それからより詳細ないろいろな検討に入り出しているということになります。

○議長（北村直樹君） 中村議員。

〔2番 中村文映君登壇〕

○2番（中村文映君） 今日、お手元のほうに資料を配らせていただいています。国土交通省から出されている発電ガイドラインについてという資料ですけども、国が言っている維持水量の三つの設定方法というのがありまして、その一つが、今お手元にある発電ガイドラインです。それから、もう一つが裏面のほうにつけさせていただいた、正常流量検討の手引きです。もう一つは、これはダムの調整、ダムの弾力的管理というものであって、私どもの朝日村の今計画されている小水力発電には関係がないので、この二つについて、村のほうは検討をされましたか。

○議長（北村直樹君） ただ今の質問に対して、当局の答弁を求めます。

小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） 河川の維持流量のその2にあるやつですよ。これが一番の根本的なやつで、今、雨のエリアというのが、鉢盛山からいわゆる烏帽子岳からハト峰からという、これが一連の鎖川に流れてくる、ここの広域面積を求めると、そこは大体幾つくらいの流量がなくちゃいけないというのがこの0.1なんです、その流量が。そして、当初、日本水力さのほうの設計では、この0.1というのが国の基準であるから、それをまず守るということで提案書が出てきたんですね。ただ、それはいかに言っても少ない、もう感覚的な判断でも少ない。ですから、朝日村で私が理解する上では、その国が認める3倍は常時流さなくちゃいけないんじゃないですかというようなそういう交渉事を経て、現在、基本設計は0.3は流すという、そういう今立てつけになっております。

○議長（北村直樹君） 中村議員。

〔2番 中村文映君登壇〕

○2番（中村文映君） 今、村長のほうから指摘していただきました2の河川維持流量というところ見ていただきますと、国の示しているガイドラインは、おおむね0.1から0.3程度とするというふうに幅を持っていっています。私が最初にお聞きした日本水力さんが0.9とおっしゃって、これが国の基準だと。

〔「0.09じゃないか」の声あり〕

○2番（中村文映君） 失礼しました、0.09だというお話があったんですけども、漁協とか皆さんから、少ないんじゃないかということで、ここの国の定める上限の0.3という数字が今出てきています。ですから、村長なんかがよくおっしゃる国の基準の3倍には当たらないんですよ。これは国が求めている上限である、下限から上限になったというふうに解釈できるんですけども。

先日、鎖川の自然を考える会の方たちが、漁協さんとの話合いの機会を設けていただいたんですが、その中に、村から漁協さんに対して、発電所に合意してくださいという文書、そしてそれから、漁協さんがこういう理由で合意できませんという文書、それから逆に、また村が漁協さんに答える形で文書を出したその回答書があるんですけども、その中で、河川流量については、今言った0.09から0.3に変えた。そしてその説明書きの中に、国のガイドラインの3.3倍の0.3を維持流量として流す設計であると書いてあるんですけども、この根拠となるガイドラインといいますか、国のガイドラインは、私の知る限りはこれ以外ないと思うんですけども、何かほかにございますか。

○議長（北村直樹君） 小林建設環境課長。

〔建設環境課長 小林秀樹君登壇〕

○建設環境課長（小林秀樹君） すみません。ただいまの河川維持流量についての回答をしたいと思います。

国交省のガイドラインですけれども、取水面積100キロということで、今現在、日本水力さんが申請しています申請書によると取水面積は29.8キロ、これが朝日村の取水面積になっています。したがって、約3分の1、最大値の0.3の3分の1は0.1でありますので、その3倍を確保するというので0.3という数字になっています。

以上です。

○議長（北村直樹君） 中村議員。

〔2番 中村文映君登壇〕

○2番（中村文映君） 今、課長に答弁いただきましたけれども、そのお手元のほうの1のほうを見ていただくと、減水区間延長が10キロ以上のものに対して、国はこのガイドラインを設けておりますので、そもそもこの数字は私どもの水力発電には適用されない数字だということです。そうしますと、何を使って水量を出していくかというのが、裏面にあります正常流量検討の手引きというのが、これ80ページにも及ぶ手引書でございます。これに沿ってやっていくわけなんですけど、80ページの1ページをここに出してきているんですけども、一番上のところの囲みを見ていただくと、最後の部分ですが、流量を満足する流量として設定すると、それから、解説1の後半の部分ですね、渇水時に瀬切れが生じる、瀬切れというのは水が枯れてしまうことですね、などの例もあるので、そのような河川では、その特性に配慮して設定する必要があるというふうに言っています。そして、区間別、同じ私ども鎖川、信濃川水系ですけれども、一級河川ですけれども、ところによって全然水量も違いますので、区間で水量を決定しろというふうに言っています、区間別維持水量を決定するに当たっては、その左端にある、ここには8個ぐらいしかないのかな、点点点となっているんですけども、正確には10項目にわたって調査をする中において、検討委員会を設ける中において決めろという、先ほど課長のおっしゃったような方式で、流量を計算しろというのは見当たらなかったように思うんですけども、その辺どのようにお考えですか。

○議長（北村直樹君） 小林建設環境課長。

〔建設環境課長 小林秀樹君登壇〕

○建設環境課長（小林秀樹君） ただいまの質問に対してお答えします。

今いただいている数値が、その日本水力さんからいただいている数値でありまして、私た

ちはその数値でしか今のところ判断することができませんので、ご理解いただければと思います。

以上です。

○議長（北村直樹君） 中村議員。

〔2番 中村文映君登壇〕

○2番（中村文映君） 先ほど来、専門家の意見をお聞きしないということも聞いております。日本水力のほうのデータを基にして発言しているというようなことでもございました。

もう少し村民の理解を得るためには、村としても専門家の意見をお聞きし、しっかりとした開発事業を検証し、根拠を明らかにして村民に丁寧な説明をしていただきたいと思うところでございます。

ちょっと視点を変えて質問させていただきますが、今現在村が進めている公共施設等再エネ事業ですが、導入事業ですが、議会初日に議決した役場庁舎への太陽光パネルの設置事業では、147.6キロワットの発電量です。小水力発電の約2割強ですが、村が約100億円かけて昨年度行った公共施設等再エネ導入可能性調査で、設置可能の施設の総発電量の見込みは何キロワットですか。総務課長、すみません、急で申し訳ないんですが、もし分かれば教えてください。

○議長（北村直樹君） 上條総務課長。

〔会計管理者兼総務課長 上條晴彦君登壇〕

○会計管理者兼総務課長（上條晴彦君） すみません、ちょっと手元に資料がないんですけれども、700キロワットくらいであったと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（北村直樹君） 中村議員、一般質問の持ち時間4分を切りました。集約に入ってください。

中村議員。

〔2番 中村文映君登壇〕

○2番（中村文映君） さすが総務課長です。705キロワットです。705キロワットということは、680キロの小水力発電の出力を超えているということなんですよ。村長のほう、2050年までのゼロカーボンビジョンを進めているということでもございます。その中に、こう書いてあるんですよ。2050年まで太陽光発電の一般家庭での設置率を全体の80%を目標に、二酸化炭素の削減を目指していると。2020年、156件だった太陽光補助を750件にすることが目標だという目標をゼロカーボンビジョンで立てています。そうすると、約600戸増えるという

ことですので、1家庭で4キロワットの太陽光を屋根につけていただきますと2,400キロワットの発電量になります。実に小水力発電の3.5倍です。先ほどの庁舎も合わせると4.5倍の発電量になるわけです。

朝日村は、村長が望むCO₂削減に、これを実行すれば十分貢献できます。反対も今されている方もいますし、漁協さんなんかも何とか清流を守りたいと言っております。自然環境に、本当に動かすだけでも影響があるとおっしゃる方もいます。先ほど説明の中で、川の中に堰を造ると、コンクリートで取水するためのものをやるなんていったら、それだけでも環境負荷は高まるわけですので、将来世代に責任が持てない発電所建設について、一度立ち止まって検討していただきたいと思います。

私の2問目の質問を終わります。

○議長（北村直樹君） これで、中村文映議員の一般質問は終わりました。

ここで休憩を取りたいと思います。

再開を2時40分といたします。

休憩 午後 2時28分

再開 午後 2時40分

○議長（北村直樹君） ただいまより一般質問を再開いたします。

◇ 羽多野 美 映 君

○議長（北村直樹君） 次に、3番、羽多野美映議員。

羽多野美映議員。

〔3番 羽多野美映君登壇〕

○3番（羽多野美映君） 3番、羽多野美映でございます。

私は、3問質問させていただきます。

1問目、朝日美術館への空調設置の検討についてです。

私は、8月25日まで朝日美術館で開催されていた展覧会「こっぱ人形ってなあに？」を鑑

賞しました。近年の気候変動により、当村では35度を超える日が増えており、美術館では、公民館から扇風機を持ち込んで暑さ対策を行っていました。

朝日美術館は、1992年に朝日村歴史民俗資料館として開館し、2002年に美術館が併設されましたが、建設当初からの年月が経過し、現状では空調設備が十分ではなく、高温の環境が長時間の鑑賞に影響を与えています。

朝日村のような小さな自治体が美術館の運営を維持することは、費用的に非常に難しい課題であることは十分に理解しています。しかし、学芸員のたゆまぬ努力によって令和5年度優秀企画展賞を受賞し、展覧会の企画力も十分に評価されています。加えて、収蔵品や歴史資料が非常に充実した施設です。このような成果を生かし、地域住民や訪問者にとって貴重な文化拠点として美術館の価値を高めていただくためには、適切な投資が必要と考え、以下、質問いたします。

1、平成26年度には、落雷による空調設備等の修繕工事が行われたと聞いていますが、その具体的な内容と修繕後の改善状況について教えてください。

また、その修繕によって現在の空調状況がどの程度改善されたのか、残された課題は何かについてもお聞きしたいです。

2、地域の文化的な価値をさらに高めるために、空調設備の整備を含めた施設の維持管理に対し、今後も適切な投資を行う必要があると考えますが、この点についてどのようにお考えでしょうか。クールシェアやウオームシェアのような拠点としての活用を視野に入れて、今後の施設の活用を検討する考えはありますか。以上、ご答弁をお願いします。

○議長（北村直樹君） ただいまの質問に対して当局の答弁を求めます。

百瀬教育長。

〔教育長 百瀬司郎君登壇〕

○教育長（百瀬司郎君） それでは、私から羽多野議員の1番目のご質問、朝日美術館への空調設備の検討についてのご質問にお答えをいたします。

まず、1番目の平成26年度の落雷による空調設備の修繕工事の具体的な内容と修繕後の改善状況についてでございます。

朝日美術館の空調の状況をまずお話しいたします。朝日美術館は、設計段階当初からランニングコストを考慮し、全館空調にはなっておりません。ただ、開館当初から現在まで収蔵している作品の保護のために、収蔵庫と展示ケース内のみに温度と湿度を管理する空調装置が24時間フル稼働しております。

ご指摘の落雷でございますが、平成26年6月9日月曜日に発生し、被害に遭いました。その際、美術館の火災報知器と先ほどの空調装置が故障し、翌日、火災報知器については業者によって修理が行われ、復旧しております。空調装置については、モーターが停止してしまったため、設置業者に調査を依頼したところ、シーケンサーという空調装置の働きを制御するコントローラーが取替えが必要ということが判明し、6月14日にシーケンサーを取り替え、復旧が完了しております。

次に、その修繕によって現在の空調状況がどの程度改善されたのか、残された課題は何かについてお答えをします。

先ほどの落雷による修繕は、原状復旧のための修繕ですので、特別何かが改善されたということはありません。残された課題としては、空調面としては、当時は特になかったかと承知しております。

次に、2番目の地域の文化的な価値をさらに高めるために、空調設備の整備を含めた施設の維持管理に対し、今後も適切な投資を行う必要があるというお考えについてお答えをいたします。

朝日美術館は、議員もご承知のとおり、本村出身の彫刻家、上條俊介先生から寄贈された多くの作品を収蔵し、生涯を彫刻一筋に生きた先生の功績を長く後世に伝えるための記念館として、また、村の文化芸術の発展に寄与する目的で、平成14年、2002年に開館しております。20年前の開館当時は、温暖化という問題は叫ばれてはおりましたが、まだそれほど緊急性の高いものではなかったと記憶しております。そういった意味で、美術館に空調を設置するということについては、多額の費用、ランニングコスト面も含めて、設置しないという選択がなされたものと考えます。

しかしながら、現在の気象状況は一変し、夏の異常な暑さは年々厳しさを増し、生命の危険を伴うほどになっております。夏は涼しいと言われた朝日村も例外ではございません。美術館も夏の展覧会を開催しておりますが、さすがにこのところの暑さは尋常ではなく、扇風機等でしのいでいますが、限界もある状況であります。

本来は、作品を鑑賞する際には、季節に限らずお客様に気持ちよく鑑賞していただきたいという願いを持っております。館内が暑いからとか寒いからといった理由で来館者の足を遠ざける原因になっては、設置者としてはとても残念なことだと考えております。そういった意味でも、クールシェア、あるいはウオームシェア的な拠点としての活用も含めて、今後の美術館の在り方を検討する必要を感じております。

今後は、施設や貴重な作品の維持管理を含め、来館者に最適な鑑賞環境を提供することも、空調管理は必要だという視点に立ち、検討しているところでございます。

以上であります。

○議長（北村直樹君） 羽多野議員、再質問ございますか。

羽多野議員。

〔3番 羽多野美映君登壇〕

○3番（羽多野美映君） ご答弁の中で、26年のエアコンの関係についてご説明いただきました。

こちらは、収蔵庫と展示の倉庫に関しての空調ということですが、この点について、現在も稼働中であるということと、収蔵されている収蔵品に対しては、この空調で間に合っているかどうかというのを1点確認したいのと、それから、もう一点は、先ほど教育長おっしゃっていましたが、検討していきますということなんですけれども、この暑さというのは、本当に来年どうなるのかということも分からない中で、ただ、分かっているのは、本当に暑い中で立って鑑賞していただけるかどうかの保証がないくらいの暑さになってきているということなんです。なので、短期的な面と長期的な面から、スケジュール的にどんなふうに検討されていくのかというところを教えていただければありがたいんですが、お願いします。

○議長（北村直樹君） 百瀬教育長。

〔教育長 百瀬司郎君登壇〕

○教育長（百瀬司郎君） それでは、羽多野議員1問目のご質問にお答えをしたいと思います。

収蔵庫については、現在も稼働中でございます。また、現状では間に合っていると承知しております。

また、作品については、現状維持が十分になされているという報告は受けております。

また、先ほど私の申し上げた検討していくについてでございますが、確かに羽多野議員のおっしゃられるとおり、この気象状況は来年どうなるか分からない。来年はもしかしたら涼しくなるかもしれない。しかし、再来年以降は、やはり温暖化という状況は、続くことは間違いないだろうというふうに承知をしております。

そういったことで、例えば今後、考えられることとしては、非常にやはり多額な費用が、この美術館という設備については、空調設備をもし入れるとすれば、多額な費用がかかっていくということは、もう状況としては理解はできるはずですが、その状況から考えて、短期的には本当にそういったことが設置可能であれば、それに向かっていくということになります。

すけれども、なかなかそういったことが難しいという状況になれば、ある程度様々な状況を考えていかなければいけないだろうと。

例えば夏期期間の展覧会の制限とか、あるいは、例えば部屋ごとの限定された区間のところでの空調を考慮していくとか、そんなようなことも視野に入れて、全館空調整備を入れるということの費用の莫大さを考えますと、やはりそういった選択もやむを得ないかなということを思います。

また、もう一点は、やはり朝日美術館という施設の持っている意味というものも、併せて長期的には考えていかなきゃいけないだろうということは考えております。

以上であります。

○議長（北村直樹君） 羽多野議員。

〔3番 羽多野美映君登壇〕

○3番（羽多野美映君） 空調の設置ということに関しては、私も美術館の学芸員さんなどから話を聞いていく中で、非常にあの施設の中に新たに空調を入れていくということが難しい建てつけになっているという説明を受けています。なので、全てに空調を設置してくださいということまでは申し上げませんが、先ほど本当にお話ししましたとおり、小さな自治体でこの美術館をどう維持していくのかというところは、やはり村がこの美術館に対してどんな文化的な価値を持っていると認識しているのかというところの重要性、優先順位の部分だと思うんですね。個別施設計画なんかを見ても、美術館の評価というのは、悪い評価ではないと私は受け止めています。

その中で、やっぱりいってみれば扇風機があちこちに設置されてぶんぶん回っているような、そんな美術館の中で芸術鑑賞というのが、ちょっと趣がある芸術鑑賞かなというのも少し疑問に思いながら、私は展覧会に行ってきました。その中で、限定区間を設けて展覧会を見るとか、夏期の展覧会の、要するに休止期間というようなところを設けてしまうとしたら、非常にそれは残念だなというふうに私は感じています。

というのも、冬期も休館日って長いんですよ。これもちょっと私しっかり把握していないんですけども、これも空調が原因なのかなというのは思っていて、冬期にやはり展覧会、あさひっこ展なんかを見に行く親子から、保護者の方からご意見いただいているんですけども、本当に寒くてぶるぶる震えながら見ているんだというようなこともご意見として伺っているんです。なので、やっぱり芸術鑑賞するに当たっては、安心して鑑賞できるような環境というのは、今後非常に大事になってくると思いますし、まず、村としてこの美術館をど

う考えているのかというところを、やっぱり私はお聞かせいただきたい。

確かにコストはかかることなんですけれども、この存在意義を考えたときに、やはり施設維持に着手していく、優先順位の上位に入れていただくことを私は再検討していただきたいと思うんですけれども、その辺のところはいかがでしょうか。

○議長（北村直樹君） 百瀬教育長。

〔教育長 百瀬司郎君登壇〕

○教育長（百瀬司郎君） 羽多野議員 2 問目のご質問にお答えします。

村として美術館をどうしていくのか、非常に大きな命題でありますし、私自身の考えでいきますと、やはり小さなこの朝日村である美術館があるということについては、非常に県内でも有数のすばらしいことだというふうに思っております。そういった意味で、これだけの美術館を持った朝日村というものに、やっぱり誇りを持っていますし、また、村民の皆さんもぜひそんなふうにしていただきたいというふうに思います。

朝日村のこの美術館のやっぱり建物のよさというものも、美術館に来場する方々から大変多くのお褒めの言葉をいただくことがございます。とても中がすばらしいと。そういった意味で、ちょっと円筒形の部分でありますけれども、非常に落ち着いた状況がありますし、そういったお褒めの言葉を何人もいただくことがございました。そういった意味で、ぜひこの美術館は、私は維持をしていきたいというふうに、私個人の今、考えでしかないんですけれども、維持をしていきたいなというふうに考えております。

しかし、そうはいっても、このままの環境が続いた場合には、非常に夏の間の温度管理をするということは必至のことだと思っております。また、必須のことだとも思っております。ですから、多額の費用を、じゃ、これだけの村で毎年毎年ランニングコストをかけながら維持していくことができるかということになりますと、非常にこれも大きな検討が必要だと。よその市町村においても、こういった施設の維持管理が非常に厳しいということで、問題になっている市町村も多くございますので、そういったことも含めて、これから本当に真剣な検討が必要だろうというふうに思っています。

そういった意味で、やはりこの美術館のよさを維持していくということを、私としてはまずは大前提としながら、これからの維持していく方法を模索していくというのが今のやることだというふうに思っております。

以上であります。

○議長（北村直樹君） 羽多野議員。

〔3番 羽多野美映君登壇〕

○3番（羽多野美映君） 一番大切な部分、教育長の思いというところを私はお伺いしたかったものですから、そういったお気持ちをお聞きできてよかったなと思いますけれども、その中で、この美術館というのは、美術館として切り取って考えるのではなくて、やはり子育てだったり、朝日村の中の人材を育てるといったところの拠点の一つとして、非常に重要な施設であるという位置づけ、皆さんに共有していただきたいと思うんです。

というのは、やはりひもといていくと、朝日村ってどういったところで文化が生まれたかということが、全てあそこに物語があるわけですね。その足跡をたどってくると、今の朝日村というところにたどり着くわけなんですけれども、その上に今続いている朝日村というのは、この美術館を発祥とした、上條俊介先生もそうなんですけれども、多くの芸術家の皆さんが朝日村から巣立っています。非常に有名な作家さんたちが、この間も展覧会開いて、大勢の皆さんが村内外から集まるような展覧会にもなりましたけれども、そうした非常に有名な作家さんが巣立っていくような環境であると、朝日村はそういう環境であると私は思っています。

そして、そういった作家さんたちに続いて、作家の卵たちがたくさん育っています。そういったところも、やっぱり今の子供たちに知ってもらいたいです。触れてもらえるような環境、気軽に触れてもらえるような環境にあの美術館はなってほしい。なのに、あそこは暑いからちょっと行ったら駄目だよ、1人で行っちゃ駄目だよ、熱中症で倒れたらいけないからなんていうようなことになってしまうのは、非常に残念なことだなというふうに思います。

2問目のほうに続いていく質問となると思っていますので、ぜひここは、これは要望なんですけれども、大切な施設だということを、思いを聞かせていただきましたので、ぜひ真剣に具体的な研究・検討を進めていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

私の1問目の質問を終わりにしたいと思います。

○議長（北村直樹君） 羽多野議員の1問目の質問は終わりました。

2問目の質問をどうぞ。

羽多野議員。

〔3番 羽多野美映君登壇〕

○3番（羽多野美映君） それでは、2問目の質問をいたします。

子育て支援センターわくわく館の利用増に伴う体制強化についてでございます。

コロナ禍を経て、子育て支援センターわくわく館の利用者数が増加し、1日50名以上の児童が利用するなど、高い利用率が続いています。地域の子育て環境が変化する中、特に共働き家庭の増加や移住によって新たに朝日村に住む家庭が増えており、家庭内での子供の見守りが難しくなっているケースも見受けられます。

わくわく館は、こうした背景を受けて、安全な遊び場や交流の機会を提供する貴重な施設として、加えて、子供なら誰でも利用できるという独自のサービスを提供し、ほかの施設にはない貴重な役割を果たしています。多くの家庭にとって非常に大きなメリットとなっており、地域の子育て支援の中心的な存在となっています。現在の職員数では、職員体制や安全管理に関して利用者数に対する十分な対応が難しいのではないかと考えられます。予算の制約もある中でサービスを継続するためには体制の強化が不可欠です。今後どのように考えていくか、以下の点についてお伺いします。

1、わくわく館の現在の職員数について教えてください。

2、現在の職員数で利用する子供たちを十分に見守る体制が整っているか、また、職員数に関する課題や問題があるかについてお聞かせください。

3、職員増員の予算が難しい場合、地域のボランティアや保護者の協力を活用する方法について検討する考えはありますか。特に、コミュニティ・スクールの学校支援ボランティアなどの連携についてもお伺いします。

以上、ご答弁をお願いします。

○議長（北村直樹君） ただいまの質問に対して当局の答弁を求めます。

百瀬教育長。

〔教育長 百瀬司郎君登壇〕

○教育長（百瀬司郎君） それでは、私から羽多野議員の2番目のご質問、子育て支援センターわくわく館の利用増に伴う体制強化についてのご質問にお答えをいたします。

まず、1番目のわくわく館の現在の職員数についてお答えをします。

現在のわくわく館の職員数ですが、館長を含めて6名でございます。また、土曜日のみお願いしている支援員が別に1名います。夏休み等長期休業期間中にお手伝いをいただく職員が2名おります。

続いて、2番目の現在の職員数で利用する子供たちを十分に見守る体制が整っているか、また、職員数に関する課題や問題があるかについてお答えをします。

放課後児童クラブの職員の定数は、児童40人に対し2名配置となっております。現在、児

童クラブに申請・登録している児童数は152名でございますが、これは年々増加傾向にあります。ただ、利用状況で見ますと、登録児童が全員利用するわけではなく、平日の通常の利用者数は80名から90名程度となっております。

夏休み期間中は利用者が増えて、イベント日には100名を超える日も何日かございますが、夏休みの期間中は、小学校の支援員の先生方にお手伝いをお願いをしているため、職員数としては賅うことができしております。

また、川遊びや夏祭りなどのイベント時には、村の子育てボランティアの会員の皆様にはお願いして来ていただいておりますので、幾分、職員の負担は軽減されているものと承知しております。

しかしながら、議員のおっしゃるように、十分な体制が整っているかといいますと、利用者数の増加に伴い、支援員の定数範囲内で運営はしておりますが、支援はぎりぎりのところでやっているというのが現状でございます。できれば支援員のお休みの日などに代替の支援員が入っていただけるような体制が組めたらいいかなと思っております。

課題としては、これまでもそうでしたが、支援員を公募してもなかなか手を挙げていただける方が少ないという現状もございます。平日の夕方2時間あるいは3時間だけお願いしますといっても、大変難しさがあるということだと思われま。

次に、3番目の職員増員予算が難しい場合、地域のボランティアや保護者の活用やコミュニティ・スクールの学校支援ボランティアとの連携についてお答えをします。

大変ありがたいご提案をいただきました。児童クラブは、様々な場所で様々な児童が群れて遊んでいます。活動も動きも活発であります。支援員の目をしっかり届かせていることが必要ではありますが、大変難しさもございます。

先ほどお話ししましたが、通常の支援員だけでは不足しがちなイベント時などには、村の子育てボランティアの会員の皆様をお願いをして来ていただいております。大変助かっております。また、今後、双方ができる範囲でこういった活動が広がっていけばいいかと思っております。

また、議員ご提案の小学校のコミュニティ・スクール学校支援ボランティアの皆さんは、小学校支援の皆さんですので、連携ができるかどうか、こちらは個別にお願いをしていくことになりそうでもあります。

いずれにしても、議員がおっしゃるように、朝日村の児童クラブは他市村の児童クラブとは異なり、誰でも利用できることをうたっています。また、費用も通常利用時間の6時

までは無料であるということも、村独自のよさだと感じています。子育て家庭にとっては、非常に大きな助けになっていると考えております。このよさを持続させて、子育て支援の大きな担い手としてこのわくわく館を確立させていくためにも、安定した運営が必要だと考えております。

以上であります。

○議長（北村直樹君） 羽多野議員。

〔3番 羽多野美映君登壇〕

○3番（羽多野美映君） 定数の範囲内であるというお答えをいただきました。

おっしゃるとおりで、定数というのほどこにもやっぱりあるものですから、そのところの範囲でやはりやれているというふうにお答えをいただくとすれば、これ以上何も言うことはないというふうになってしまうんですけども、先ほど教育長おっしゃっていましたように、朝日村のこの児童クラブというのは誰でも受け入れる、そのメリット、それから無料であるということの中で、登録者数が152名というのは、朝日小学校の全児童は今200名を切っているわけですね。その中の152名が登録しているということは、この施設に対しての信頼感なんです、地域の皆さんの。

その信頼してこの児童クラブに登録している皆さんのために、この定数の中でぎりぎりの活動をしているということが、今後これで大丈夫なのかどうかというのは、私はやはり疑問を持っています。やはり費用をかけて潤沢な支援をするというところがとても難しい中で、どういった人材をどういったところで登用していくのかということは、これはもう教育委員会の工夫のしどころだと思うんです。

そこも含めて、ちょっと話が飛躍しますけれども、そういったところと、また企画財政課のほうの財政の関係の、企画の関係の、そういったところでの相談で、どういうバランスを取りながら、どんなところで費用をかけられるのかというところを、私は本当に真剣に考えてもらいたいんです。

なぜかといいますと、やはりこのぎりぎりの中で続けていけば、どうしてもこの先、何かの拍子でこのバランスを崩すという、そういったおそれというものもあると思うんです。何かのときにそのバランスを崩してしまったときに、この環境は一回切りのその何かで途切れる、必ずそこは継続していくということはありません、多分。もう制約ということがかかってまいります。

例えば、よその自治体である3年生以上は利用ができませんとかという年齢制限、それか

ら利用料を取りますというような費用的な制限、そういった制限をかけることになってしまいます。その制限をかけずに、誰でも子供たちを受け入れるための施設であるために、やはりこれはしっかりと計画を立てて、どういう体制で子供たちを育てていくかということをやっていたきたい。

それから、様々な場所で様々な活動をしている子供たちを見守っていくことは非常に難しいということを教育長おっしゃっていました。先ほどの1問目の質問に戻るんですけども、私はこの美術館という環境も、やっぱり子供たちが朝日村の資源に触れるいい時間、いい環境だと思っています。そういったところで子供たちがそこに行って物に触れる、物事に触れるというときには、やはり今、残念ながら大人の目がなければそれが持続できない環境になっています。

そういったところに、やっぱり拠点は今わくわく館にあるんですけども、そこから若干離れたところに子供が活動に行った場合、見守る人はこの定数で間に合うかどうかということも、具体的にやっぱり考えていただきたい。そういったところに子供たちの活動というのを発展させていくかということも加味しながら、もう少し考えていただきたいんですけども、その辺のところは受け止めていただけでしょうか、いかがですか、お考えをお聞かせください。

○議長（北村直樹君） 百瀬教育長。

〔教育長 百瀬司郎君登壇〕

○教育長（百瀬司郎君） ご質問にお答えをします。

ありがとうございます。いろんなご提案をしていただきまして、ありがとうございます。

現在も、先ほどお話ししましたように、定数内で何とかやっているというのが現状であり、また、状況としては、そんなに安定した状況ではないと、ぎりぎりのところで支援員の皆さんが頑張っていたいているという状況であります。

しかしながら、先ほど羽多野議員さんがお話しいただいたように、これだけの人数の子供さんたちが登録を済ませている、4月、5月の間にほとんど埋まってきますけれども、登録をいただいているということは、やはり家庭の育児の状況が変化しているとはいえ、また考え方も変わってきているということもあり、とはいえ、やはりこれだけの方がわくわく館に登録してくださるというのは、やはりわくわく館への期待だと思いますし、羽多野議員おっしゃるように、信頼感も大きいものだというふうに思っております。

そういった意味で、先ほど私申し上げましたけれども、その信頼感に応えるために、やっ

ぱり安定した運営がどうしても必要になるということは必須のことだと考えます。

そういったときに、やはり支援員の数が安定的に確保できるという状況が本当はよろしいわけですが、これは財政ともこれから詰めていかなければいけないんですが、それとともに、支援をしてくださる方が待機できているということも必要でありまして、こういった意味では、やっぱりボランティアの方も含めて、そういった組織的なものが、シフトが組めるような状態がこれから必要になるというふうに思っております。

それからもう一つ、今、活動を広げて美術館のほうにも足を向けていったらどうかということでもありますけれども、こういった活動は、朝日村のわくわく館の活動は非常に多岐にわたって活動を広げておりますので、私はこのわくわく館のよさは、子供の体験をしっかりとってくれる場所だと、それは一つの大きな売りになっているというふうに思っております。

子供は、小学校のうちにどのくらいの体験をするか、そのことによってその後の成長に大きな影響を及ぼしていくと私は考えますので、様々な子供と触れ合って、また様々な遊びをし、本当に人とこうやって交流をしながら、ああいう場所でもって自分は毎日過ごしたという思い出を胸に育ってもらいたいと、そんなふうに願っております。

そういった意味でも、やっぱりあそこの子育ての拠点みたいな形で、議員さんもおっしゃられたとおり、子育ての拠点的な意味であそこがこれから発展していくということが、これから朝日村にはどうしても必要だというふうに私は思いますので、活動、美術館に行つてということも、いろんな場所に行つてということも、やっぱりそんな中に視野に入れながら運営していきたいと。

そういった意味でも、やはり先ほどのお話のように、支援員の確保というのは必須のことだというふうに思っております。

以上であります。

○議長（北村直樹君） 羽多野議員。

〔3番 羽多野美映君登壇〕

○3番（羽多野美映君） 小学生のうちに子供にたくさんの体験をさせるという教育長の思いというのは、本当に私も同意見です。私は、あの美術館がまだないときに子供だったので、あの美術館ができる前のあの場所で土器を拾ったという思い出があります。友達と土器を拾った競争をしたり、大きさを比べたり、そんなことをしたという思い出が、今、私の中にしっかりと思い出として残っています。体験として。

そういったことも、形を変えていくんですけれども、そういう環境整備というのは非常に

大切なことで、先ほども申し上げましたけれども、これは本当に残念ながら、今、子供たちが自由に体験をできる環境ではないということを私たち大人は理解をしなければいけません。それを、人工的と言えどもそれまでなんですけれども、大人が安全な中で子供が自由に体験できる環境づくりを今この朝日村はできると思っています。

なので、そこをしっかりと考えていただきながら、ぜひこの増員、それから、今回この質問を取り上げた理由は、この中継を見てくださっている方々の中から、また、このわくわく館の支援員になろうかなとか、ボランティアに行こうかなというふうに思っただけのようなきっかけとなるような、そういったきっかけづくりになるために、私はこの質問を考えました。

そういったところから、いろんなところから声が上がらないと、どこにどんな問題があってどんなニーズがあるかということが分からないと思います。だからいろいろな人たちから、いろいろな立場の人たちから、いろんな意見を出しながら、そういったところで子育てに注目していただければなと思いますので、ぜひともこうしたことをまた教育委員会からも、人手不足なんだと、ボランティアの人たち、来てくれよというような、また発信を積極的にしていただきたいと思います。要望として終わりにしたいと思います。

○議長（北村直樹君） 羽多野議員の2問目の質問は終わりました。

3問目の質問をどうぞ。

羽多野議員。

〔3番 羽多野美映君登壇〕

○3番（羽多野美映君） それでは、3問目の質問をさせていただきたいと思います。

保育園における運動習慣形成と体力向上のための取組について。

昨年12月の議会定例会で時間切れとなってしまった質問です。今回は、その内容を保育園に絞り、具体的な質問をさせていただきます。

スポーツ庁の2022年度体力・運動能力調査において、全国的に体力や運動能力の低下が指摘されました。特に幼少期からの運動習慣形成が重要とされる中、生涯にわたって健康な生活を営むためには、幼少期からの体力の保持・増進が必要です。このため、村全体で環境づくりを進める必要があると考えています。

当村の保育園では、運動を教えるスタッフが体を動かす時間として週に数回取り入れています。さらなる支援や改善が必要であると考え、以下、質問いたします。

1、体力・運動能力調査における当村のデータや状況について、特に子供たちの体力や運

動能力、運動不足、肥満の状況等に関する情報を教えてください。

2、保育園における運動習慣形成や体力向上のための具体的な取組について、現在どのような施策が行われているか、また、今後の計画についてお聞かせください。

3、保育園において現行のスタッフが取り入れている体を動かす授業についての評価と、さらに効果的にするための支援策について、具体的には運動保育士など導入を検討することで、保育園での運動習慣形成や体力向上に効果が期待されると考えられますか、お伺いいたします。

4、保育園での運動習慣形成を促進するために、地域や保護者との連携をどのように考えているか、また、運動機会を増やすための具体的なアイデアや施策についてもお聞かせください。

以上、答弁お願いいたします。

○議長（北村直樹君） ただいまの質問に対して当局の答弁を求めます。

上條教育次長。

〔教育次長 上條靖尚君登壇〕

○教育次長（上條靖尚君） 時間もございませんので簡潔にご答弁いたしますが、私からは、羽多野議員ご質問の体力・運動能力調査についてお答えいたします。

初めに、体力・運動能力調査につきましては、議員のお話のとおり、令和4年度の調査結果がスポーツ庁から公表されており、年代での年次推移の傾向で、青少年の最近10年間では、男子は握力、上体起こし、20メートルシャトルラン、ボール投げの4種目が多くの年代で低下傾向を示しておりますが、男女ともに長座体前屈と立ち幅跳びは、多くの年代で向上傾向を示しているとしております。

また、入学前の外遊びの頻度等も分析されており、小学4年生において運動・スポーツの頻度が高く、時間が長い者ほど体力が高く、入学前の外遊びの頻度が高い者ほど現在の運動・スポーツ頻度と時間が高くて長いとしております。

今後は、令和5年度の調査結果が公表されますので、コロナ禍よりも活動が制限されていた後の推移を注視していきたいと考えております。

そこで、当村の子供たちの現状です。12月議会の一般質問で答弁の際、教育長のほうからも小学校における全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果について4年度の報告をさせていただきました。そこで、握力ほか4種目で全国平均を下回っており、筋力、持久力、走力の運動能力が低下していると報告をさせていただきました。

令和5年度の調査結果では、前年度に全国平均を下回っていた先ほどの4種目について、握力については上回ったものの、50メートル走、ボール投げは全国、県ともに平均並みでしたが、シャトルランについては下回っており、長距離走能力は低下している結果となりました。

また、1週間の総運動量、運動の時間を見ると、男子で1時間から7時間未満が60%、7時間以上では40%と、100%の児童が長時間の運動をしており、全国や県に比べて運動習慣が身につけていると、多かったことが分かりました。女子では、1時間から7時間が76%でしたが、7時間以上は5%で、全国の平均と比べて極端に少ないということが分かりました。

あと、肥満の状況については、令和3年度からのデータで、令和4年度の14%をピークに、各年度10%を超えており、県や郡に比べても多くなっているという状況です。

小学校では、コロナの5類以降、昨年度は11月をマラソン月間とし、朝の活動の時間にマラソンを行い、一人一人の目当てを決めて取り組んだところ、低学年の児童を中心に熱心に取り組む姿が見られています。今年度は、マラソンを1校1運動に位置づけ、年間を通してマラソンに取り組んでおりますので、今後の体力向上に期待をし、引き続き注視をしてまいります。

以上です。

○議長（北村直樹君） 上條保育園長。

〔保育園長 上條浩充君登壇〕

○保育園長（上條浩充君） それでは、私から、時間が限られていますのでちょっと早口になりますが、お答えさせていただきます。

2番目の質問の、現在、保育園で行っている運動習慣形成、向上対策についてです。

コロナ禍が明けた昨年からは、あさひ保育園では屋外での活動や運動を再開し、活発な動きが見えてきています。園児は、日々の活動の多くを園外で過ごしておりまして、現在、1歳児の散歩はおおむね1時間程度、これは歩き続けています。3歳以上の子供たちは、尻尾取りなどで20分以上を走り続けても大丈夫なほど体が動くようになってきました。入園した当時に比べて大分体力がついてきていると感じています。

外からの人の目ですけれども、保育園に時々来園する支援員の方も、あさひの保育園の子供たちの運動量にびっくりされていたことがありました。これはデータを取っているわけではありませんので、軽々しく言えませんが、あさひ保育園の園児は、私がほかの保育園を見に行く限りでは、体力がそれほど差がついて劣っている、逆に多いんじゃないかとい

う感じをしているところです。

また、子供たちは、季節ごとに遊びのブームがやってくるので、サッカーとか鬼ごっこなど疲れるまで走り回って、しっかり汗をかいています。これは日々のことです。もちろん運動ばかりではなくて、虫取りや草取り、探究に取り組んだりもしています。今年は早めに運動会用のトラックをつくりましたので、夢中でトラックを駆け回っています。これは、職員が上手に環境を事前に設定して、子供たちが走りたいという気持ちを早めに高めさせている、その年齢ごとの体力をつけさせているように感じています。

これから、今後の計画についてなんですが、子供たちには用具の上手な使い方についても身につけてほしいと考えています。例えばボールなどを使って投げる、打つ、蹴るのスポーツ的な運動も遊びの中に積極的に取り入れていきたいと考えているところです。

そして、保育園に来ていただいている健康運動指導士、この健康運動指導士は、遊び、運動遊びを子供と一緒に、保育者が一緒に体験して学びます。これは、体の使い方を身につけて、その後、その運動遊びが竹馬、鉄棒、逆上がり、うんてい、縄跳び、木登りなど、用具を使った遊び、道具を使った遊びにつながってきているところがございます。何より子供たちは、将来できるだけ健康的な生活を送るためにも、体を動かすことが日々の生活の中に溶け込んでいけたら理想だなと思っているところがございます。

次に、3番目の現行のスタッフの評価と運動保育士の導入についてでございます。

保育園では、学校の授業と異なりますので、子供たちの活動には、運動、ダンス、工作など様々な活動を取り入れて、環境を設定し、できる限り子供たちが自ら考えて取り組めるように、子供たちの遊びの流れに沿った保育をしています。そこで今来ていただいている健康運動指導士の役割は大きく、体を上手に使えるように、子供たちと保育者が幅広い運動遊びを数多く体験することで、ふだんの遊びがさらに様々な遊びに広がっていく様子が見受けられています。

議員のおっしゃる運動保育士の導入については、今のところ日々の保育に充てることは考えておりませんが、大学などから専門家を招いて、保育者のスキルアップのために、運動だけではなく保育全般を研修して、保育者全員が同じように保育の専門的な知識を身につけて、実践することが大切だと考えています。

私は、園長になって以来、できるだけ全職員にいろんな分野の研修を毎年1人必ず複数以上受講してもらおうようにしています。これは、自らが実践して振り返ることで、そして成果をほかの職員に伝え合うことで、お互いのスキルアップにつなげたいというものです。園全

体で子供たちの成長を認め合う環境をつくりたいと願っているからでございます。

最後に、4番目の質問の園での運動習慣を促進するため、地域や保護者との連携についてとアイデアでございます。

私は専門家ではございませんが、これが正しいかどうか具体的な策は申し上げられませんが、私が今まで公民館だとかいろいろやってきた中で、運動を高めるためには、やはり目標を持って運動に取り組んでいくことが一番効果的にはなります。しかし、幼少期は、子供が欲する運動を楽しく継続させていくことが一番いいと思っています。

まず、ご家庭で、時間の許す限り家族と一緒に遊んだり運動したりすること、そして保育園では、自分の楽しいと思う遊びを思い切りやれる、とことん遊び込める体験を味わうことではないかと思えます。

そのために、保育園として、先ほどの回答と重なりますけれども、大学などいろいろな専門家を招いて、運動だけではなく保育全般について研修をして、日々の保育に溶け込み、生かしていくことだと思えます。長野県では、子供の運動遊び、運動好きな子供を育てようと、大分前から呼びかけたり活動しております。家庭でも運動遊びなどで遊べるように、大人も子供も指導を受けることで、運動が徐々に広まっていくのではないかなと思っています。

そして、できることならば、ぜひ地域のサークル活動や村のイベント、教室、講座など、催しにできるだけ参加して、体を動かす楽しさを体感して、様々な場面でいろいろな人たちと運動することの楽しさを深めていただければいいかなと思っていますところでございます。

私からは以上です。

○議長（北村直樹君） 羽多野議員、持ち時間が50分終了いたしました。一般質問を終了して自席にお戻りください。

これで、羽多野美映議員の一般質問は終わりました。

ここで休憩を取りたいと思えます。

再開を3時40分、3時40分といたします。

休憩 午後 3時33分

再開 午後 3時40分

○議長（北村直樹君） それでは、一般質問を再開いたします。

ここで、皆様にお知らせをいたします。

本日の会議時間は、本日の議事日程が全て終了するまであらかじめ会議の時間を延長いたします。

◇ 豊 田 恵 美 子 君

○議長（北村直樹君） それでは、次に、5番、豊田恵美子議員。

豊田恵美子議員。

〔5番 豊田恵美子君登壇〕

○5番（豊田恵美子君） 5番、豊田恵美子です。

私は2問質問いたします。

今回の村長の所信表明演説をいただき、また、3名の議員から様々な質問がされていますので、省略できるところは省略して質問していきたいと思えます。

1、鎖川小水力発電事業に関する環境調査と計画案検討についてです。朝日村の第6次総合基本計画をはじめ、様々なゼロカーボン計画に至るまで、何が村民の願いであって、何を守るためにこの計画がつくられ、条例がつくられているのかということに全て一貫しているものがあります。当然、村長はご存じだと思いますが、それは村の豊かな自然を守り、次世代に残していくと。そのためのいろんな計画があるというふうに理解しています。

その中でも鎖川は村民にとって暮らしに欠かせない共有財産であり、また、人間だけではなく、命が生まれ里山の景観の中心であり、癒しと遊び、観光の場で、特に橋の上からの眺めの美しさは足が止まります。

そして、鎖川は、奈良井川水系にただ一つ残された貴重な清流だといわれます。三俣キャンプ場周辺地域は、ヒメボタル、日光イワナの産卵・ふ化・稚魚のいる清流、緑あふれる林の中の美しい場所です。

この鎖川最上流地三俣堰堤を利用した小水力発電計画案について、以下伺います。

ポイントは2つあるというふうに村長の所信表明演説と、それからこれまでの議員の質問から私は捉えました。まず、1つ、自然への影響はあるか。あるとしたらそれは何か。ないという考えと、あるという考えの2つが提示されているというふうに理解しています。

あと、この減水区間を流れる流量の0.3……ごめんなさい、単位が立方メートル毎秒という流量は適切かどうかということ。

そして、もう一つ、この間はっきりしたことは、今までは皆さんから聞かれても何てお答えしたらいいか分からなかったんですが、村長は、この計画に対する態度は決めていない。今後の日本水力の最終計画案を見て、そして、村民の皆さんの声を聞いて、判断していくことであり、ただ、CO₂削減という観点からできるだけ協力したいという立場を崩さないけれども、そのためにこの計画が今のあそこの場所で村民の理解を得てやっていけるかどうかということについては未知数だということをおっしゃっているというふうに私は理解しました。

1番です。この計画案が水生昆虫、魚類、植生に与える影響について、専門家に意見を求めましたかという質問に対して、今まで、そういう必要は感じなかったのではないかというお答えがありましたが、今後は、専門家の意見を聞き、環境調査も行っていかれるというふうに私は理解していますが、この点について、村長のお答えをいただきたい。

2番、鎖川の水利権、50年も70年も続く水利権を企業に許可することを村長だけで判断できますか。村民の合意が必要ではないですか。村民からは、専門家を含む村民をはじめとする多くの鎖川関係者も集う場を設けて、話し合う必要があるという声があります。村長は、誰でもが参加し、発言できる場を設定することについて、どのようにお考えですか。

3番、昨年の鎖川の渇水時に、水不足で、養殖していたヤマメの半分が死んだと聞きました。鎖川が、この区間、年中渇水状態、すみません、区間って減水区間ですね、1.2キロある、0.3立方ミリメートルだけ水が流れるというこの減水区間が、年中続く場合、養殖場のヤマメは大丈夫ですか。

4番、村長は、計画事業者の代弁をしているようだという村民の声があります。この計画案の提案者、日本水力株式会社と村長の立場はどう違いますか。村長の立場と役割について伺います。この点については、かなり村長のご説明があちこちでされているとは思いますが、改めて伺います。

5番、朝日村における再生可能エネルギー発電設備設置事業と環境等との調和に関する条例は、太陽光発電設備設置事業と環境との調和を目的に作成された条例であることがうかがえますが、この条例は、河川における小水力発電計画の場合にも当てはまるのか伺います。特に、第3条7項の100メートル以内の根拠について伺います。河川の場合にも当てはまりますか。

6番、鎖川の小水力発計画は、村のゼロカーボンビジョン計画に位置づけられていますか。検討としては位置づけられていますか、その実施計画はどこにありますか。計画がありましたら教えてください。

以上です。

○議長（北村直樹君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） 私が言おうとしているので、こっちを見てください。やっぱり目を見て話合いをしたいと思いますので、お願いします。

それでは、今、豊田議員の質問にお答えします。

結論は自然が守れるかどうかと、そこだと冒頭申し上げましたですよね。それはね、すごく議論が重なるもので、ちょっとだけ触れさせてもらおうと、鎖川のそもそも清流を守る、自然も守ったらキャンプ場もあってはいけないことになっちゃいます。キャンプ場もあってはいけないことになってしまいます。

ですから、そういった議論は非常に結論も出ないし、複雑なもので、ちょっとこっちに置いておきたい気持ちですがよろしいですかね。

自然になるべく影響が出ないようにそういう今、視点、観点で、今、物事を私は今見ています。じゃ、最初の環境に与える影響、いわゆる自然ということであると思うんですが、専門家の意見を求めたかというのは、先ほどもお答えしておりますけれども、今回は、規模が小さい、それには環境アセスメントは必要ないという、そういうガイドラインに沿ってやっているものですから、今まで、そういった調査をしておりません。

ただ、ある団体、またはいろんな方から環境保全の観点から調査の要望等も上がっておりますので、より深く村民の皆様に説明するためにもね、環境アセスメントをするという、4年も5年もかかるそうです。それは抜きにしても、専門家の声を聞いたり、そういったことも検討してまいりたいと思います。

次に、水利権のことですが、私企業に与えていいのかということですが、これは、申請すれば最終的には今、県が国の代行をしていますので、県が水利権を与えることになります。ですから、私たちが与えるのではない。そういったことですよね。ですから、ご理解をください。

次に、ヤマメの養殖の件ですけれども、鎖川の減水区間が影響を与えるかという質問です

けれども、そもそもヤマメのあそこの養殖場はほかの沢から水を取っています。ですから、去年はそちらの沢の水がかれるほどになってしまったということで、かなり被害が出たということは聞いています。直接、鎖川から水を運んでいませんので、ちょっとそれは何とも言えません。

ただ、あそこで緊急時の場合には聞いたところ、井戸で、その井戸というのは、鎖川の湧水の、湧水といいますか、鎖川の底ではつながっていると思うんですけどもね、その水が、井戸があるそうですが、それはちょっと確認はできておりませんが、影響はないと、今、私は思っています。

次に、村長は事業者の代弁者だという声があるがということですが、議員も多分そのようにお考えでありますよね。私は、非常に心外であります。さっきもちょっと触れました。今回の水力発電のこの事業ですけれどもね、水力発電をなりわいとしている企業が、朝日村の鎖川でそういった事業をしたいという申出の基に、今、私たちはそれは企業としては経営努力によって利益を生み出していくというのは当たり前の話で、それと一緒に、村としてはCO₂削減という、今の時流に合ったテーマであるということで、お互い利害が一致するというで協力しましょうと。

ただし、それは、ちゃんとした調査経て問題がなければということで、スタンスは変わりませんので、それで、今、動いているという話です。

私たちも、2020何年まで、先ほど言ったように水力発電について研究をしていかななくてはいけないというテーマも掲げてあります。そういうときに、非常に一つ村として単独でやるには非常にハードルが高い、そういったこともこういう企業からの提案で小水力発電というテーマが上がっていたものですから、これは検討する余地があるではないかということで、今、動いている状況です。

ただ、それが環境に与える問題だとか、そういったものがいつまでも解決できないようであれば、こちらからもそういったところは考え直さなくてはいかんということかと思えます。

小水力発電の計画がどこにあるかというのは、今、ちょっと触れましたが2027年までのゼロカーボンビジョンにおける研究テーマとして、我々は位置づけておりますので、それはまたご確認をください。

以上でございます。

○議長（北村直樹君） 豊田議員、再質問はございますか。

豊田議員。

〔5番 豊田恵美子君登壇〕

○5番（豊田恵美子君） まず、自然への影響について、キャンプ場があることも自然に影響はあるとおっしゃいました。そのとおりだと思います。だから、どの程度の影響がどの程度の影響だったら村民及びその住民は納得できるのかという具体的な話し合いをしなければならないということです。

2年前、令和4年のときに、初めての村民説明会のときに、県の企業局の案は、減水区間がなくて、堰堤から直接取水して、堰堤直下で発電をする計画という案で、その案だったらいいですよと、奈良井川漁協も同意している案なんですけれども、そのとき県の企業局の説明は、私、その場にいないので、情報開示でもって頂いたところに書いてあったんですけども、自然への影響は少なからずある。それは取水によって堰堤の上及び下の川の流れが少しは変わるというリスクがきちんと説明されていました。

その説明を読んだときに、私は、この企業局は信用できるなど、私自身は思いました。だから、気をつけます。なるべく少なくしていきます。よく分かりましたという答えではなく、日本水力が持っている技術力とか、調査力とか、そういうのでこういう影響は考えられると、けれども、それに対してはこういうことをすると。この辺は理解してくれというふうな話し合いが必要ではないかというふうに私は考えますが、村長はいかがですか。

○議長（北村直樹君） 小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） 今、議員おっしゃるとおりで、県企業局のあの方式は、減水ほぼゼロです。そうですよね。今回は、約1キロが減水するという中で、それは影響があるということは、みんな分かっているものですから。みんな分かっているんです。じゃ、影響があるということが分かっているものだから、じゃ、どのくらいの量の水を流したら影響が最小限で済むでしょうかというのが、今の話なんです。

0.3立方メートル毎秒という水量を流せば、それは国の基準の約3倍だからいいじゃないかというふうに端的に思っているんです。実は、昨日も堰堤に上って、今の堰堤の水の量を私なりに測ってきました。水深がどのくらいで、物を投げて、かっちん大体どのくらい流れるか、そして表面積でやると、約、今、渇水期なのかちょっと分かりませんが、最低でも、全体でいえば推測で約2立方、2立方流れています、2立方メートル。これはね、本当に目測と、手で水深を測ったり、かっちんで1メートルほど流れたという、本当のラフな見積ですが、流れています。

じゃ、これから計算して、0.3ってどのくらいだろうという、それを正確に目で見えるような形に水力さんはすると言っていますので、そういったものを見させていただいて、私も最終的に確認をしていきたいというふうに思っています。

ただ、目測で測って、今、大体2立方メートルくらいにはなっているのかなというふうに昨日は見てきました。そういったことで、みんなマイナスの部分は分かっている話ですから、それをじゃどこまでみんなが納得できるんだというところが、今後の一つのポイントかと思っています。

以上です。

○議長（北村直樹君） 豊田議員。

〔5番 豊田恵美子君登壇〕

○5番（豊田恵美子君） 率直なお答えありがとうございます。

マイナスな部分は分かっていると。じゃ、どれだけ、マイナスでなくすることができるかというところで、0.3という数字は国のガイドラインにのっとっている数字の3倍の数字であるというお話だったと思います。

7月7日の日に説明され、何度も説明されていますが、鎖川の湧水期の写真が実測流量、村長もおっしゃっていましたが、そのときに湧水期にどれだけ水が流れているのか、日本水力にお願いして測ってもらったと。それは、0.589立方メートル毎秒というふうに写真とともに量が書かれています。これは0.3の約ですけれども倍の量ですよ。だから0.3だと、湧水期の量の半分しか流れない量であって、村長が目視されてこれなら大丈夫という量ではないんですね、0.3は。そこをぜひご確認いただきたいと思います。

0.3のことで、中村議員が質問されたところに言及したいと思います。国のガイドラインとは何かということも私も私なりに勉強しました。一言で言ってしまうと、ガイドラインってきちんとしたものは出ていないと。その川の、その川の特徴と、その流域の住民、あるいは受益者の希望等によって結果として維持流量が決まってくる経過があると。でも、それだけではあまりにもひどいので、ガイドラインはつくったと。だけれども、その維持流量は足りない。

その今後どうすべきかということで、河川法が改正されて、河川環境の整備と保全がされるようになり、これを総合的に管理しなければならないということで、適正な保全のための措置が行われなければならないということがきちんと書かれておまして、特に河川に関し、いろんな専門家の意見を聞くべきだ。

また、住民を含む公聴会の開催をしなければならないということは書かれているんですが、多分、日本水力さんがおっしゃるのは、これはもっと大きな100平方キロメートルの範囲がある流域面積のところの規定だから、鎖川ではやらなくてもいいだろうということのご判断をなさっているのかなと思いますが、鎖川のいろんな環境との調和、再生可能エネルギーとの調和に関する条例の中でもそうですし、施行規則の中でもそうですけれども、きちんと住民の理解を得る。村民の声を聞く、そして納得していただくということが出ていますので、そういう意味で、漁協の説明をちゃんと聞いていただきたいというのが、まず、上がってくると思います。

漁協も含めて、鎖川関係者の村民も含めて誰でもが参加して、発言できる場を村として村長に設けていただきたいということの質問をしてありますが、このことについて村長のお答えをいただきたい。

○議長（北村直樹君） 小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） こっちを見てください。私、答えますから。

だから、それをやるために説明会をたくさん開いてもらおうと。それは、村も指導をしています。そういうところでちゃんとしたいろんな専門家がより集まって、同席してもらおうように段取りすればいいですからね。そこで、話し合っただけでいいと。

ただ、理解ができたから、じゃ、反対じゃありませんというわけにはいかないですよ。要するに、もうイデオロギーの問題も中には含むと思います。そこをどうするかというのが、やっぱり反対の人は、ずっと反対なんだというところは、それはそれで私は尊重したいと思います。

それと、流量の、これもいろんな場面で見ているかどうか、ちょっと分かりませんが、こういうような、これは0.58というレベルなんですけれども、これよりも0.3は当然少ないんですが、0.3だけでは流れないというような詳しい資料も今後出てきますので、また、そういう場面を通して、実際にどのくらいの水が流れるのか、これだとやっぱり不安だよなというところをみんなで見合っただけで、そうしたら0.3じゃなくて、0.5以上流してくださいだとか、そういう要望になってくると思うんですよ。

ですから、そういうことをぜひ逆をお願いしたいと思います。それが、住民要望ですからね。それでもって、じゃ、それだと計算すると小水力発電をやっても利益が上がらないという可能性もあります。何とも言えません。

ですから、今は、最高の効率で発電所が運営できるということを彼らは目指していますから、その辺は、いろんなお互い理解を深め合う中で、これだけ流量がなくちゃいけないというところを明確に示していければ、また、議論が違うほうにいくかもしれません。そういう今過渡期ですので、ぜひ、ご理解をお願いします。そういう今現状です。

○議長（北村直樹君） 豊田議員。

〔5番 豊田恵美子君登壇〕

○5番（豊田恵美子君） まだ、決まっていない。これから決まっていくことだというご説明と同時に、どんなに説明してもそういうイデオロギーを持っている方は納得しないんじゃないかという、そのイデオロギーということに関してはちょっと発言を取り消していただけたらありがたいというふうに私は思いますが、これはちょっと要望としてだけ申し上げます。

何を一番大切に考えているかという、今までの先人たちもそうでしたし、第6次総合計画をつくられた方もそうですし、この条例をつくられた方もそうですし、皆さんが朝日村の豊かな自然を守りたいと、そのためのCO₂削減するんだとゼロカーボンビジョンは書かれています。本末転倒なことをしてしまうのではないかという不安と心配があるということをお村長に申し上げているだけです。

ただ、村長は急いでやらないし、これからみんな意見を聞いて検討していくというお答えでしたので、そこはまだ何も決まっていないということで次にいきたいと思えます。

漁協は、私は、ある意味、川の専門家だというふうに思っています。ですから、いろんな専門家の意見も聞くというときに、ぜひ漁協の意見を公開の場で聞いていただけて、村民がどっちの話も聞いて、そしていろんなことが質問ができるという場をぜひ設けていただきたい。この点についてはいかがですか。

○議長（北村直樹君） 小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） そのように漁協の組合長さんにはお願いをしております。そして、これからもね、お願いをしていきます。

この間、組合長さんお呼びになっいろいろな話合いがあったと言いますが、そういうときにこそ我々を呼んでくれればよかったのに、何でそこで呼ばなかったのかなと、本当に残念です。

○議長（北村直樹君） 豊田議員。

〔5番 豊田恵美子君登壇〕

○5番（豊田恵美子君） ありがとうございます。

実は、漁協さんに対して村長がとても失礼な言葉を今まで答えてきたということはお存じでしょうか。何の根拠もなく、反対していると、漁協の反対には根拠がないというふうにお答えになったことは覚えていらっしゃいますか。ごめんなさい。過去のことは言っても仕方がないので、実は、漁協の組合長に来て説明を聞きたいと言ったときに、議員さんには皆さんに声をおかけして、村にもチラシをまかせていただきました。

そのときに、村長はじめ村の若い職員もみんなに声をかけに行け、ちゃんと聞いてもらったほうがいいんだという案がありましたけれども、ごめんなさい、私にはちょっとその勇気がありませんでした。議員さんに声をかけて、村民の方にまける範囲でチラシをまくというところで終わってしまいましたので、そこはやっぱりもっと広くそういう機会はみんなで活用していかなくてはいけないというご指摘は受け止めたいと思います。

続けて質問してもいいですか。

朝日村における再生可能エネルギー発電設備設置事業と環境等との調和に関する条例の第3条7項の100メートル以内の根拠についてお尋ねします。この根拠は、河川の場合にも当てはまりますかということもお尋ねします。

○議長（北村直樹君） 小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） 条例をつくったタイミングというのが、太陽光発電が非常に世の中で問題になっているときに、我々も再生可能エネルギーに関する一つのやっぱり条例をつくらなくてはならないということで作りました。

100メートルというのはね、ちょっと、今、何で100メートルなのって、ちょっと今分かりませんので、また、後日、機会があればお話しします。

それと、今、私たちの手元にある条例、いわゆるそれしか手元にないものですから、それを最大限活用させていただいて、今回もその条例で当てはめて運用をしていると、または、条例の定めによることを今行っているということです。

ですから、その条例の示すとおりのお流れで仕事をしていますので、最終的に村長の判断というところがあるものですから、それはまだそこまでには到達しておりませんので、こういう答弁をしております。

○議長（北村直樹君） 豊田議員。

〔5番 豊田恵美子君登壇〕

○5番（豊田恵美子君） 重ねて質問です。

河川の場合に当てはめるのは、無理がある部分もあるかなという認識はお持ちですか。

○議長（北村直樹君） 小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） 庁内でもその辺はかなり皆で目を通しました。これは、問題なく使えるだろうという判断で今まで動かしています。そうじゃないと、今、条例がなくて、いろいろ決まらない状況ですので、無理やり当てはめているということなく、今は当てはまっていると思います。

○議長（北村直樹君） 豊田議員。

〔5番 豊田恵美子君登壇〕

○5番（豊田恵美子君） 村長は、鎖川の水利権は県が決めることだというお答えだったかと思われませんが、水利権が県が許可する場合には、申請に必要というわけではないんですが、地元の方の不安とか疑問とかは全部説いて、納得していただいた上でこういう話は始まりますよという、水利権に行く前の前提がまず県の再生可能エネルギーに関する条例の中にあっただと思いますが、それがあって、その後、県が何によって許可するかというと、漁業権、あるいは農業用水路等ほかの受益者の同意があるかどうかと、あとはもろもろ事業の継続性とか、その他、いろいろあるんでしょうけれども、もう一つは村長の意見があります。

だから、村長はこの村長の意見を決めるのに、村民の意見を十分に聞くお考えはおありですか。もし、おありでしたら、それはどのような形で聞いていかれるのか、お答えいただきたい。

○議長（北村直樹君） 小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） もう100回くらい言っているような気持ちがするんですが、村民の声を聞いて判断するという事しか、今、言えないんですよね。企業から申請が、こういう事業をやりたいって来たのを、むげに駄目ですということは、これも言えません。

ですからちゃんとした企業の計画書を見て、今の設計が自然に与える影響がどうだとか、ちゃんと精査をして、そしてそちらはオーケーだと、ただし、住民が反対と言ったら、じゃ反対のレベルもありますよね。10人議員さんがいる中で、今、4人の議員さんがこういった関連の質問をされて、そして納得今後していったって、何人の議員さんが最終的に反対なのかなんていうのも一つのメジャーになると思いますし、なおかつ、説明会に参加する人たちがね、

今までは疑問点だけ聞いて、そして、疑問点を解消するような説明をさせていただいて、でも、やっぱり納得できないという人も当然いるでしょうし。さっき、その言い方は取り消してくださいと言ったような方もいるだろうし、そういうこともね見ながら、これはやっぱりみんな反対だなと思えば、私は判こをつくわけにもいきませんので、そういうことだと思わねえですね。

ですから、今、本当に私の立場で言えば、ちゃんとした設計が上がって、いわゆる小水力発電という事業がちゃんと見える形になったときに、それはそれでいいんだけど、こっちが反対というときには、本当に、最終的になるとは思いますけれども、今は、そういう両方の思いであります。

○議長（北村直樹君） 豊田議員。

〔5番 豊田恵美子君登壇〕

○5番（豊田恵美子君） ヤマメが死んでしまった件ですが、鎖川の水は基本的に引いているわけではないということは養殖場の方にもお聞きしています。ただ、私、鎖川の引けるようになればいいなというふうには個人的にはそのときには感じました。あまりにもよくない条件の中で養殖していらっしゃるということは事実だと思います。

どうにも水がなくなったので、井戸水を、お金がかかるんだけどポンプアップしたと。んだけど、井戸水もかかれてしまったという状況だったというふう聞いています。

ですから、村長がおっしゃったことと重ね合わせると、鎖川の流量が渇水したので、その伏流水を使った井戸のほうの水もかかれてしまったというふうな連動は考えられるのかなというふうには今感じていますので、その辺も含めてやっぱり多角的に検討していく、調査していく必要があるのではないかなというふうに感じます。

この件に関しましては、最初のボタンの掛け違いがあったのか分かりませんが、漁協の方も含めていろんな方が集まれる場になっていくには、今回のように村長も率直にお話をしてくださり、そして日本水力もたくさんのデータを持っていらっしゃると思いますので、そのデータを誠実に出していただいて、細かく村民及びあるいは漁協なりの質問に答えていただく場を村長は指導し、助言していただけるというふうに理解して、この質問は終わりにしたいと思います。

○議長（北村直樹君） 豊田議員の1問目の質問は終わりました。

2問目の質問をどうぞ。

豊田議員。

〔5番 豊田恵美子君登壇〕

○5番（豊田恵美子君） 村の防災計画と被災時における住民との協働についてです。

8月、信州松本空港周辺に線状降水帯が発生し、翌日小野沢区本郷地区の新築の家2軒に土砂が流入しました。家の住人、住宅基礎工事事業者、地区長、近隣住民、付近をパトロール中の朝日村職員等が連携して、土砂撤去、斜面の崩落防止措置、西洗馬用水路の管理対応が即時に行われました。

そして、なおかつ、その後、緊急に今後の斜面崩落予防対応について、専門家と村職員による現地調査がなされ、即的確で迅速な対策が実施されました。すばらしい対応がこの村では、あるいは私が住んでいる地区ではされる、そういう対応があるんだなということを私は改めて分かりました。

以下伺います。

1、この時点の村の雨量はどのくらいでしたか。この被災場所の長期的な防災対応を、今後、どのように行う予定ですか。また、数年前、本郷地区において、山から流れ下った水が用水路からあふれ、床下浸水した場所の対応はいつ行われますか。

2、このような被災時に、村は、どう対応する計画になっていますか。被災時の即時対応の指揮系統と役割分担及び地域住民との連携・協働について伺います。

3、鎖川右岸住民の避難所として、西洗馬防災センターが開所しましたが、本郷口バス停南の外山沢の橋を渡ることができない場合、本郷地区の一部住民は西洗馬まで行けません。現在、本郷地区の災害時一時集合場所である本郷集落センター屋内に避難することはできますか。

あわせて、外山沢だけでなく、朝日橋、針尾橋等、鎖川の橋が渡れない場合、本郷地区の住民はどこに避難することになりますか。

○議長（北村直樹君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

小林建設環境課長。

〔建設環境課長 小林秀樹君登壇〕

○建設環境課長（小林秀樹君） それでは、豊田議員の2問目の質問の（1）について、私のほうからお答えさせていただきます。

まず、雨量ですけれども、8月13日から15日の長野県河川砂防情報ステーションが公表している朝日村の雨量ですけれども、最大の時間雨量で申し上げますと、13日は27ミリ、14日、27ミリ、15日は17ミリ、13日と14日においては災害基準の時間当たり20ミリを超える降雨量

が計測されています。

続いて、集中豪雨による本郷地域ののり面崩落対策についてです。13日、14日の豪雨により、のり面上段の傾斜畑に想定上の降雨が1か所にたまり、のり面が緩くなり崩落したと考えられます。

対策として、技術者、現地を確認していただきましたので、のり面上の畑の排水対策と併せてのり面の工事を施工し、恒久的な対策をいたします。

最後に、別件の本郷地区の沢水の越流対策ですけれども、地元住民から事情を聴取し、また、土木事業の専門家から見地をいただきましたので、対策を講じます。

沢水が流れる開渠となっているU字溝に落ち葉や枝などによる閉塞を防ぐ対策を9月中に発注する予定です。よろしくお願いします。

以上です。

○議長（北村直樹君） 上條総務課長。

〔会計管理者兼総務課長 上條晴彦君登壇〕

○会計管理者兼総務課長（上條晴彦君） それでは、私のほうから、（2）番、それと（3）番についてお答えをさせていただきたいと思います。

最初に（2）番でございます。

被災時の対応につきまして、このような被災時に村はどう対応する計画になっていきますか、また、そういったときの指揮系統、役割分担、地域住民との連携・協働についてでございます。

こうした被災時の対応につきましては、朝日村の地域防災計画の中に災害応急対策計画が定められておまして、被災時における40項目にわたります、応急対応をするよう担当課を定めて対応することとしてございます。

指揮系統につきましては、今回のように災害対策本部が設置されていない状況下では、通常の村の業務と同様に、指揮命令系統につきましては、村長、副村長、それと先ほども申し上げました災害応急対策計画に定められております担当課の課長の順に指揮系統が置かれることになっております。

また、地域住民との連携・協働につきましては、現場の被災状況などを確認し、必要があれば、近隣住民の皆さんの連携・協働による応援対応、また消防団の出動をお願いすることになると思います。

続きまして、（3）番ですけれども、本郷地区の皆さんの大雨の際の避難状況というか、

避難対応でございますけれども、この大雨時の本郷地区の皆さんの避難につきましては、村が平成26年から土砂災害警戒区域のある地区で進めておりました土砂災害の防災訓練に本郷地区の皆さん、令和3年度に取り組んでいただいております。

その際に、区の役員、本郷地区の住民の皆さんに検討いただきまして、土砂災害防災マップの作成と自主避難のルールというものを定めていただいております。この自主避難のルールでは、本郷地区の皆さんは土砂災害警戒区域が大変多いため、朝日橋を安全にわたることが可能なうちに、早めに村の指定避難所である中央公民館へ避難することを原則としております。

また、5段階の警戒レベルのうち、警戒レベル3、高齢者避難というものが発令されることとなりますけれども、そういった段階では伍長、班長を中心に高齢者を中央公民館に搬送するというようになっております。

また、警戒レベル4の避難指示発令の段階では、2つのケースを想定しておりまして、まず、外山沢と朝日橋が通行可能な場合につきましては、各組ごと点呼確認の後、朝日橋を経由して中央公民館へ避難するというようになっております。

もう一つのケースとしまして、議員ご質問の中にございました外山沢が氾濫している場合、それと朝日橋の通行が危険なときは、外山沢より東側、西洗馬側にお住まいの本郷地区の皆さんにつきましては、西洗馬防災センターに避難することになっております。

また、外山沢より西側の皆さんでございますけれども、状況に応じて本郷集落センターに避難することとしておりまして、本郷集落センターへの避難も想定をしているところでございます。

この自主避難のルールを定めた防災マップでございますけれども、本郷地区内2,000世帯に配布をされておりました、本郷地区の皆様には共通認識が図られているものと思っております。

また、朝日橋の通行についてでございますけれども、大雨時の朝日橋の水位につきましては、河川管理者である県の松本建設事務所と共に常に村が監視を行っておりまして、通行可能な段階でレベル3の高齢者避難やレベル4の避難指示を発令することになっておりますので、実際、本郷地区の皆さんが避難する際、朝日橋が通行できない状況になる可能性は低いと思われまので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（北村直樹君） 豊田議員、持ち時間が残り1分20秒を切りました。

集約に入ってください。

[5番 豊田恵美子君登壇]

○5番（豊田恵美子君） ありがとうございます。

私は、手元にある、今、ご説明いただいたルールは読ませていただきましたが、実際に、レベル3の高齢者避難のところで避難する人は誰もいないというのが現状だなというふうに思っています。放送が流れたときにも、資料とか何とか用意されているわけではなく、全部自分が持って、そしてその場所だけ提供しますというふうなアナウンスだったこともあって、いいよ俺はこのままでみたいなことをおっしゃっている方もいました。

実際には、避難するのが遅れたりとか、そういうときに、本郷の集落センターが使えるんだよというところをもう少し地域住民の方に説明、徹底していただいて、本当に一時的だけではなく、場合によっては三、四日そこで過ごすみたいなことの対応を本郷地区でそういうものを用意する場合に補助金を出していただけるのかとか、そういうふうな実際的なことをちょっとご検討していただければありがたいということを要望して、この質問を終わりたいと思います。

以上です。

○議長（北村直樹君） これで、豊田恵美子議員の一般質問は終わりました。

◇ 清 澤 あゆみ 君

○議長（北村直樹君） 次に、6番、清澤あゆみ議員。

清澤あゆみ議員。

[6番 清澤あゆみ君登壇]

○6番（清澤あゆみ君） 6番、清澤あゆみでございます。

私の質問は1問です。

集落支援員の成果と今後の外部人材の活用の仕方について。

今年度より1人体制となり、活動していた集落支援員が8月20日で辞職され、当村の集落支援員はゼロとなりました。

総務省の集落支援員制度を利用して登用された集落支援員の最初の仕事は、防災会への加入推進とそれに併せてお助け台帳の整備をすることでした。お助け台帳の整備はもちろんの

こと当時125件ほどあった未加入世帯のうち75件が自主防災会に加入してくれたと聞いています。これは未加入世帯に足を運び、加入をお願いしたことで上げた大きな成果だと思えます。

また、集落支援員によりまとめられた村内のサークルや団体を紹介する冊子を見て、探していたサークルに新たに参加し始めた人もいと聞きました。この冊子が知らなかったサークルや団体を知るきっかけになったのです。有志ではありましたがサークル・団体の代表が情報交換する機会も設けられ、それぞれの活動についてお互いに知ってもらう機会にもなりました。

目に見えてこのような成果もあれば、問題として把握していてもなかなかすぐに成果が見えないものもたくさんあったと推察します。

しかし、行政がやるには限界がありますし、地区に投げかけても負担となってしまうので、集落支援員に活動してもらえる場面は多々あったと思います。

そこで、以下質問です。

お助け台帳の整備にマンパワーが必要だったために配置された集落支援員だったわけですが、整備終了後の集落支援員の活用の仕方についてはどうお考えですか。

2番目です。私は、3月と6月の一般質問で、集落支援員について触れました。その際、地区未加入世帯やその地区特有の問題を把握している集落支援員にこれらの問題に引き続き携わってほしいと要望しました。その後、課をまたいでこれらの問題に取り組むことはできていたのでしょうか。

3、今回の件を踏まえて、今後、外部人材の登用を考えると、村はどんな点に留意して募集及び採用を検討しますか。

この質問に関しましては、6月の一般質問で清沢敬子議員が地域おこし協力隊について質問されています。その答弁の中で、企画財政課長が触れていますが、いま一度お聞かせいただければと思います。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（北村直樹君） ただいまの質問に対して当局の答弁を求めます。

清沢企画財政課長。

〔企画財政課長 清沢光寿君登壇〕

○企画財政課長（清沢光寿君） それでは、清澤あゆみ議員のご質問にお答えいたします。

集落支援員の成果と今後の外部人材の活用の仕方についてでございます。

議員ご承知のとおり、朝日村におきましては、令和3年7月以降、4名の集落支援員を採用し、お助け台帳の整備や防災組織への加入、促進、集落状況調査や集落点検における課題聴取、団体・サークル間の情報交換会や紹介冊子作成等に携わり地域課題の解決に向けたサポート役としてご尽力いただきました。

令和6年度につきましては、1名の集落支援員による活動を実施しておりましたが、先ほど議員も言っていただきましたが、先月、ご都合により退職され、現在は不在となっております。

そこで、(1)の今後の集落支援員制度の活用でございますが、様々な課題が地域にあることは集落支援員さんの聞き取り調査からも私自身も把握してございます。その課題は、各地域・住民で解決していただくこと。住民と行政が話し合っ解決すること。地域の実情に詳しい集落支援員のような方が中間に入って、サポートしながら、皆で解決することなど、幾つかの方法があり、課題ごと、やり方は違うと私自身捉えてございます。

これまでの集落支援員さんが地域から吸い上げた課題は、地区未加入者の世帯があること。また、地区を脱退してしまう世帯があること。役員負担や成り手不足であること。防災組織の在り方など、村全体で考える大きな課題であり、集落支援員がサポート活動で解決できるものではないのが実態でございました。

しかし、通学路の除雪対応やごみ対策などの課題については、役場庁内の関係課と連携を図り、解決に向け話し合い等進められております。

そこで、これまでの活動状況から、すぐに新たな集落支援員さんの採用を予定しては、今、おりませんが、核となる課題が明確にあって、地域や団体間でその課題が住民同士や仲間同士の中で共有、認識され、解決に向けた活動に対してサポートを必要とする場合は、より積極的に採用してまいりたいと私自身は思っております。

そのためには、これまでどおり、地域等のことをよく知っている方、地域活動に積極的な方などを、ノウハウや知見を有した人材を集落支援員として委嘱していくことが必要と考えてございます。

村としましては、引き続き、区や地区、また、各種団体等と連携し、明確な課題や悩み等を確認する中で、集落支援員の活用を考えてまいりますのでお願いいたします。

次に、(2)地区未加入世帯やその区特有の問題を把握する集落支援員の関わりでございますが、その地域の課題はございますが、各地域での話し合い等が行われなければ、なかなか話が進まないなど、集落支援員ではどうしても進められない実態がございます。

ただし、行政内では、集落支援員から聴取いただいた情報や課題の共有を行い、それを解決するため、各課でできることを実施していると、実施してきたというふうに捉えてございます。

(3) 番の外部人材の登用につきましては、どんな前提に留意するかという部分については、(1) でご説明申し上げましたので、これは省略させていただきますのでよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（北村直樹君） 清澤議員。

〔6番 清澤あゆみ君登壇〕

○6番（清澤あゆみ君） ありがとうございます。

1番、取りあえずお助け台帳の整備にマンパワーが必要だったときに、初めは4人から3人というふうに必要だったというところの、その後のことですね。確かに地区の問題とか、そういった問題は集落支援員だけで片付いていく問題ではないですし、以前にもお話をされたので、いつまでもそれに集落支援員がずっと付き添っているわけにはいかないというお話をいただいたんですけども、やはりどういったことをどういうふうに村がしていったらほしいかということを中心に提示できていたのかどうかというところが私はちょっと疑問に残るところであります。

お助け台帳の整備ですとか、それこそそれをやることにやって地区未加入の人が随分減ったということとか、防災会に入っていたいたるところはすごく大きな成果だというふうに思うんですけども、それが一旦終了したその後、私、3月の一般質問で集落支援員の活動に行政が望んでいることは何ですかという質問をさせていただいているんですけども、そのとき、地区住民との話し合いは引き続き行ってもらいながら、どのように活動してもらうか組立て中である、今後、どうあるべきかを考えていきたいと、これは村長よりご答弁いただいたんですけども、その後、その前もそうだと思うんですが、村はどのように集落支援員さんに働いていてもらいたいのかという、そこをきちんとお示しすることができていたのかどうかというところが、すごくどうやって動いていいのか分からないという、特に、今年度は1人体制になっていましたので、その辺のところでは1人でできることには限りがありますし、やはりちょっと戸惑いもあったのかなというふうに思うんですけども、具体的にこういうことをしてほしいですとか、こういうことをやってほしいですとか、例えば相談に行ったとき、その相談が十分に受け止めていただけるような体制だったのかという

ところを、ちょっとお伺いしたいです。

○議長（北村直樹君） 小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） 今、議員がおっしゃるとおりね、集落支援員制度を活用していこうというふうに決めた頃と、今ともう全然違っちゃいました。決めたときには、集落支援員さんはどうやって活躍するかというものの一つとして、地域に入って、例えばこれはある村の例ですけれども、道普請をみんな集落員でやるんだというときに、音頭を取って、砂利の手配から何からということで、その地域が困ったことを行政の代行するような形でやっているというのが、一つの例。

それと、もう一つ例を、あのときに勉強したのは、例えば、あれは木曾の奈良井宿だか、ちょっと場所は忘れちゃいましたが、そこに入り込んで、その地域の衰退している旅館業だとか、飲食業だとか、そういったものを地域の人たちとどうやって復活させていくかというように非常に大きないいテーマがあるということで、じゃ、私たち朝日村もそういったことでやっていこうよと言ったのが、まずは採用のスタートでした。

それで、当時、思い起こせば各区長さんとも相談する中で、どういうことが地域でもってうまく役立ってもらえますかというような、多分、話の中で、今、ちょうどそのときに、いわゆる防災会、自主防災会づくり、いわゆるその1個前が地域未加入問題をどうしようかという問題を区長さんはじめ、みんなで区長さんとテーマを持って話し合ったんですけれども、1年くらい話し合った結果、解決策がなかったんですね。

じゃ、その解決策として少なくとも災害が起きたときに、人の命を守るといういわゆる活動に比重を移そうと、たしかそうなりまして、それが自主防災会を再編成していこうということだったんです、未加入の人も含めてね。

そこに、ちょうど集落支援員さんが、ちょうど同じタイミングでドッキングしたものですから、じゃ、それをまずはやらしてもらおうということで、ほぼ丸2年動いてもらったんです。そのときには、いいテーマがあったもので、動いたんですが、それで、一旦終了してからは、女性1人の集落支援員さんになってしまって、活動もちょっといろんな活動にも、先ほども例が出たボランティアの皆さんに集まってもらおうだとか、サークルの人たちに集まってもらって交流会を開くだとか、冊子を作るというところまではよかったんですが、その後、いいテーマが見つからなかったというのが事実なんです。

ですから、企画課長も非常に悩んでいましてね、どんなことをテーマにしていったら、み

んなが地域でやってくれるかということで、今、本当に悩んでいる最中ですので、もうちょっと時間をいただきたいというのと、これを協働に結びつけていかなければ、あまり成果にならないなということで、さきの清沢正毅議員の話にちょっと触れちゃうんですけれども、ああいうようなところも地域で協働的な活動で、道路がうまく維持できないとかね、そんなようなことも一つの例になるかもしれません。

そういった意味で、今、新しいどういう活動をしたらいかって模索中ですので、お願いします。議員のおっしゃるとおり、いいテーマが見つかっていないんです。

○議長（北村直樹君） 清澤議員。

〔6番 清澤あゆみ君登壇〕

○6番（清澤あゆみ君） ありがとうございます。

いいテーマが見つかっていなかった中で、でも活動してはくちやいけなかったというところかというと、非常に息苦しいといいますか、ちょっと語弊があるかもしれないですけども、どうしていいか分からないというのが、常だったのではないかなというふうに私は思います。

実際、地区にすごく出ていっていたのは私も知っていますし、区長さんとお話しされていたりとか、例えば、住民福祉課がやっているオレンジランチに参加されていたりとか、いろんな自分の中で考えて参加される場所では、すごくいろんな参加をされていたのではないかなというふうに私は思っていたんですけども、その中で、やっぱり吸い上げてきた問題を一応抱えている、その問題をじゃどうするかというその後のときに、課をまたいでできればいいというふうに私は思ったので、以前、一般質問で課をまたいで自由に動ける立ち位置でやってもらうのは可能かというようなお話をさせてもらったときもあったんですけども、そのときの状況ですとか、その方の性格だったりとか、いろいろあるかとは思いますが、やはりそれまでは村の役場の中に席がなくて、外で、マルチメディアのほうに席があったと思うんですけども、4月から役場のほうに席を移して、情報を共有していく課の中でも、じゃ、それはどここの課にというような形で、先ほど課長は情報共有の中でそういった話ができいたということをおっしゃっていましたが、実際は、それをじゃ除雪の問題であれば、産業振興課なので、そこへちょっと行ってみよというふうな、そういうところまでは言わずにいたのか、どうなのかというところを、なかなか自分の中で、勝手に動くということはできなかったのではないかなというふうに思うんですけども、せっかく吸い上げてきた課題、いっぱい抱えていたと思うのですが、その辺のところをもう

少しお聞かせいただけますでしょうか。

○議長（北村直樹君） 清沢企画財政課長。

〔企画財政課長 清沢光寿君登壇〕

○企画財政課長（清沢光寿君） それでは、清澤議員のご質問にお答えいたします。

清澤議員のおっしゃるとおり、この4月から私は企画財政課に来て、初めて集落支援員さんと仕事をやるようになったということですが、まず、役場に来ていただいたということは、やはり情報を一緒に共有するには、私自身、今までの経験の中では、共に一緒にいることのほうが良いという理解の下、村長にもお話をさせてもらいながら、役場のところに席を設けてもらったというのは、私自身のこれまでの経験の中でのことだと思います。

それに、1人を単に違うところに行っていたかどうかというのは、やはりどうしてもなかなか情報共有できませんし、どういった仕事ぶりなのかという部分の管理もできませんので、そういった部分では、庁内にいたことはよかったというふうに思っています。

動きの中は、私自身がいろんな課がやっていることを全て行っちゃいけないよとか、そういったことは全く言ったことはないです。いろんな福祉の仕事であったり、いろんなところにちょっと村外に行きたいということであれば、研修にも行っていただきましたし、そういった部分の中では、ご本人の活躍できるような場を私自身はつくってきたというふうに思っております。

ただ、やり方が少しいけなかった部分があるとすれば、私自身も反省したいと思っています。

この連携という部分は、先ほど申しましたが非常に大きな課題を抱えてきてくれているんです。集落支援員さん、除雪の関係であったり、地区未加入者、これも村全体で進める中でやっていることなものですから、集落支援員さんにお聞きしてきてもらったんだけど、やはりいつかは単にメモをして抱えているだけでした。

しかし、それをどんな課題があったんですかとお聞きしたときに、こういった課題があるんですということをおっしゃっていただいたので、じゃ、それは、集落支援員という立場ではなかなか難しいので、私のほうで各課長さんに話したり、各担当課のほうに回してやっていただきますというようなことで協議をする中で進めてきたということで、なかなか集落支援員さんが独自に進めるというのは非常に難しい話なので、なので、そういった部分については、私自身はカバーしていたというふうに捉えています。

なので、小さくて、本当に小さなことであれば、集落支援員さんにお任せできることがあ

ったんですが、なかなか本当に見えてきた、私自身が教えてもらった課題は大き過ぎたというのがありますので、そんなことでご理解賜ればと思っておりますので、お願いいたします。

以上でございます。

○議長（北村直樹君） 清澤あゆみ議員。

〔6番 清澤あゆみ君登壇〕

○6番（清澤あゆみ君） やはり今お聞きする中で、非常に難しいことだったのかというふう
に、抱えてくるものが大きいから余計そういうことを感じるのかなというふうに思います。
実際に、集落支援員さん、古見の地区のそういった難しい問題に取り組んでいた部分もあり
ましたので、これから、集落支援員であり、外部人材という人たちを登用していくというと
ころで、先ほど、課長もおっしゃっていましたが、集落支援員、今回の方は村外の方
でしたが、だからこそ村内で知らないことを、すごく知ろうと思って動いてくださっていた
部分があったんじゃないかなというふうに私はそこを思うんですけれども、地区長をやられ
た方とか、村のことを知っている方、そういった方を集落支援員として置いておくというの
も一つの手だとか、そういうやり方もあると思うんですけれども、やはりまだ先ほども
出ていますが、これからも増えるのではと懸念される地区未加入の問題ですとか、それこそ
防災会の問題ですとか、そういったことはなかなか行政が手が回らない問題になってくるか
と思いますので、そういったところに登用していくというところの検討の余地はあるのかな
というふうに思います。

まだまだ、村長、先ほどおっしゃったように、どういった形で携わっていってもらうかを
考えている最中だということであるので、しばらくその辺を考えていくということになるの
かと思うんですけれども、外部人材の登用に関しては、やはり必要とする明確な分野を十分
に検討して、受入れ体制を整えた上で、必要とする人材の登用には私は積極的に取り組んで
いていただきたいなというふうに思います。

先ほど言った、地区未加入問題とかもそうですけれども、なかなかこ入れができないの
で、今に至っている部分もあると思いますので、その辺のところ、考えていただけたら
なというふうに思うんですが、監査委員が決算審査報告書の中でおっしゃっているように、
マンパワーの補充にやっぱりなってはいけないというふうには思います。

外部人材を登用する際に、村がその人に何をしてほしいか、明確な目標設定、受入れ体制
とサポート体制の整備、その際、相手がどう感じるかの配慮が私はとても大切だと思います。
事務的で、機械的な関わりではなくて、人間的な関わりで外部人材を迎え入れて、安心して

その人が持っている力を発揮できるように体制を整備することが大事で、きちんと登用することで、それが活用に生きていくのではないかなというふうに思います。

村民は、その人の働きを見ていると思うんですね。その人に対する行政も見ています。その人を通して朝日村を見ていると思います。なので人間的な関わりを持って、心の部分に配慮して迎え入れてほしいと思います。迎え入れたらその部分に配慮して、やはり関わってもらえたらなというふうに思います。

朝日村で、これは外部人材だけに限らず、新人の職員だったり、会計年度職員だったり、皆さんに言えることだと思うのですけれども、朝日村で働けてよかったと思えるような職場環境であってほしい。朝日村で働いてみたい、朝日村のために働きたい、朝日村のために動きたいと思ってくれる人材は本当に貴重です。集落支援員さんもハローワークで募集を見つけて、この思いで来たって、私に教えてくれました。なので、縁あって朝日村に来てくれた人を大切にしてほしいと思います。そして、その人を十分に生かしてほしいと思います。この点に関しては、村長いかがでしょうか。

○議長（北村直樹君） 小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） 今、集落支援員さんというふうになってはいますが、これは全部の職種において、縁が合って朝日村に来ていただいて、そしてまた役場だとか、朝日村の村関係、それは商工会もそうかもしれませんし、そういったところで働いている人はやっぱり来てよかったなというふうになってもらいたいとは思っています。

○議長（北村直樹君） 清澤議員。

〔6番 清澤あゆみ君登壇〕

○6番（清澤あゆみ君） とご答弁いただいたので、村長がそういうお考えであるならば、そういうふう動いていってくれるのではないかなと思います。

私は、今回、話をするという事の、すごい大切さというか、それとお互い相手を知ろうとすることの大切さというのをすごく実感しました。これは職員だけではなくて、村民に対しても同じだと思います。ぜひ、働きやすい環境、風通しのいい環境、お互いに思っているような環境をちょっとどうやったらそうなるかということを追求しながら、職員の皆さん、日々、本当に大変だと思うのですけれども、そんな環境づくりにちょっと工夫していただけたらと思います。これで、私の一般質問を終わります。

○議長（北村直樹君） これで、清澤あゆみ議員の一般質問は終わりました。

◎散会の宣告

○議長（北村直樹君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

皆様、大変ご苦労さまでした。

散会 午後 4時58分

地方自治法第123条の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

令和6年朝日村議会9月定例会 第3日

議事日程(第3号)

令和6年9月13日(金)午前9時開議

開議

議事日程の報告

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 諸般の報告
- 第3 常任委員長の報告
- 第4 常任委員長報告の質疑、討論、採決
- 第5 承認第7号並びに議案第47号から議案第52号まで及び議案第54号から第57号まで並びに認定第1号から認定第7号までの質疑、討論、採決

(追加付議事件)

- 第6 発議第5号 女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書について
- 第7 発議第6号 私立高校への公費助成に関する意見書について
- 第8 発議第7号 政府の責任で医療・介護施設への支援を拡充しすべてのケア労働者の賃上げや人員増を求める意見書について
- 第9 発議第8号 国民健康保険財政への国庫負担の増額を求める意見書について
- 第10 発議第5号から発議第8号までの議案提案説明
- 第11 発議第5号から発議第8号までの議案内容説明
- 第12 発議第5号から発議第8号までの質疑、討論、採決
- 第13 議員派遣について
- 第14 閉会中の継続審査の申出について
- 第15 閉会中の継続調査の申出について

出席議員(10名)

- | | | | |
|----|--------|----|--------|
| 1番 | 齊藤正法君 | 2番 | 中村文映君 |
| 3番 | 羽多野美映君 | 5番 | 豊田恵美子君 |
| 6番 | 清澤あゆみ君 | 7番 | 古池美佐江君 |

8番 小林弘之君 9番 清沢正毅君
10番 清沢敬子君 11番 北村直樹君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	小林弘幸君	副村長	越川豪君
教育長	百瀬司郎君	会計管理者兼 総務課長	上條晴彦君
企画財政課長	清沢光寿君	住民福祉課長	上條裕子君
建設環境課長	小林秀樹君	産業振興課長	大池守君
教育次長	上條靖尚君	保育園長	上條浩充君

事務局職員出席者

議会事務局長 山本珠明君 書記 北林薫君

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（北村直樹君） 皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員数は10名で定足数に達しております。

直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（北村直樹君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（北村直樹君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により

3番 羽多野 美 映 議員

5番 豊 田 恵美子 議員

を指名します。

◎諸般の報告

○議長（北村直樹君） 日程第2、諸般の報告を行います。

入札結果調書、監査実施報告書が別紙のとおり報告されております。

報道関係者から取材の申出がありましたのでこれを許可しました。

これで諸般の報告を終わります。

◎常任委員長の報告

○議長（北村直樹君） 日程第3、常任委員長の報告を求めます。

齊藤正法総務産業委員会委員長。

〔総務産業委員長 齊藤正法君登壇〕

○総務産業委員会委員長（齊藤正法君） 本委員会に付託された陳情1件を審査した結果、次のとおり決定しましたので、会議規則第95条の規定により報告いたします。

委員会は9月6日に開催し、慎重に審議した結果、全会一致で採択すべきものとししました。陳情第6号 女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める陳情について、主な審査の過程を申し上げます。

陳情の内容は、女性差別撤廃条約が1979年に国連総会で採択され日本も批准しました。しかし、1999年に条約の実効性を確保するための女性差別撤廃条約選択議定書が採択されましたが、日本は今も批准していません。この選択議定書に批准することで、差別を受けた本人が国連の女性差別撤廃委員会への通報と同委員会の調査が認められ、国際的な人権基準で女性への人権侵害の救済や性別による不平等をなくすための効果が期待されます。

陳情者から説明を受け、政府がなぜ批准しないかとの質疑には、国連の委員会からの意見や勧告が司法権の独立を侵す可能性があるとの見解を示しているとのことでした。

今後あらゆる分野から意見を挙げてもらえるよう検討していくが、まずは地方議員から理解をしていただきたいとのことで、全委員が陳情の趣旨を理解し、全会一致で採択すべきものとししました。

議員各位には十分ご賢察の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。なお、議決後は関係機関へ意見書案を提出いたします。

以上、報告といたします。

○議長（北村直樹君） 次に、中村文映社会文教委員会委員長。

〔社会文教委員長 中村文映君登壇〕

○社会文教委員会委員長（中村文映君） 本委員会に付託された陳情を審査した結果を次のとおり決定いたしましたので、会議規則第95条の規定により報告いたします。

委員会は9月8日に開催いたしました。主な審査の経過を申し上げます。

陳情第7号 私立学校に対する公費助成をお願いする陳情書について、全会一致で採択すべきものとししました。私学は独自の建学精神に基づき、特色ある教育を行っています。学費

の公費負担については、令和2年度に就学支援制度が大幅に拡充されました。また、長野県では今年度より独自の補助金が拡充され、公立学校との学費負担の格差の是正が少しずつではありますが進んでいる状況です。しかし、依然として公立学校との格差は大きく、また、国・県からの補助金の増額に前進は見られるものの、学校経営は厳しく自助努力では対応し切れない状況にあります。

今年度は、朝日村から中信地区、私学7校へ34名が通学しているということです。公教育の一翼を担う私学振興への支援は必要であると理解しました。

次に、陳情第8号 政府の責任で医療・介護施設への支援を拡充しすべてのケア労働者の賃上げや人員増を求める陳情書についても、こちらも全会一致で採択すべきものとなりました。

陳情の趣旨は、医療や介護現場で働く全てのケア労働者の賃上げと、人員配置増につなげるよう、政府の責任において全額公費による追加の賃上げ、支援策を実行することを求めるものでした。説明員からは、今回政府が行った改定は加算にはならず、公費負担によるベースアップでなければ根本的な解決にはならないと説明がありました。

委員からは陳情する支援策をもっと具体的にしたほうがいいのではないかとの意見もありましたが、医療・介護現場の慢性的な人員不足や、過酷な労働実態や見合わない低賃金の現状を理解できるものとなりました。

次に、陳情第9号 国民健康保険財政への国庫負担の増額を求める陳情について、こちらも全会一致で採択すべきものとなりました。陳情の趣旨ですが、公的医療保険は国民に平等に医療を保障する仕組みであるため、加入する保険により格差があってはならず、保険料に事業主負担のない国民健康保険は相当額を国庫で負担する必要があるものと制度本来の理念があります。現在も国からの公費の投入は行われていますが、非正規職員雇用が拡大し、所得が低い若い世代にとって、国保税は生活を圧迫する切実な問題となっています。趣旨は十分に理解できるものとなりました。

議員各位には、十分ご賢察の上、ご賛同を賜りますようお願い申し上げます。なお、決議後、3つの陳情について関係機関へ意見書案を提案したいと思います。

以上、報告いたします。

◎常任委員長報告の質疑、討論、採決

○議長（北村直樹君） 日程第4、これから常任委員長報告に対する質疑、討論、採決を行います。

初めに、陳情第6号 女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める陳情について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから陳情第6号を採決いたします。

この陳情に対する委員長の報告は採択すべきものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（北村直樹君） お座りください。起立全員です。

したがって、陳情第6号は委員長の報告のとおり採択することに決定をいたしました。

次に、陳情第7号 私立高等学校に対する公費助成をお願いする陳情書について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから陳情第7号を採決いたします。

この陳情に対する委員長の報告は採択すべきものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（北村直樹君） お座りください。起立全員です。

したがって、陳情第7号は委員長の報告のとおり採択することに決定をいたしました。

次に、陳情第8号 政府の責任で医療・介護施設への支援を拡充しすべてのケア労働者の

賃上げや人員増を求める陳情書について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから陳情第8号を採決いたします。

この陳情に対する委員長の報告は採択すべきものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（北村直樹君） お座りください。起立全員です。

したがって、陳情第8号は委員長の報告のとおり採択することに決定をいたしました。

次に、陳情第9号 国民健康保険財政への国庫負担の増額を求める陳情について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから陳情第9号を採決いたします。

この陳情に対する委員長の報告は採択すべきものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（北村直樹君） お座りください。起立全員です。

したがって、陳情第9号は委員長の報告のとおり採択することに決定をいたしました。

◎承認第7号並びに議案第47号から議案第52号まで及び議案第54号から第57号まで並びに認定第1号から認定第7号までの質疑、討

論、採決

○議長（北村直樹君） 日程第5、承認第7号並びに議案第47号から議案第52号まで及び議案第54号から第57号まで並びに認定第1号から認定第7号までの質疑、討論、採決を行います。

初めに、承認第7号 専決処分の承認を求めることについて 令和6年度朝日村一般会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから承認第7号を採決いたします。

本件を承認することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（北村直樹君） お座りください。起立全員です。

したがって、承認第7号は承認することに決定をいたしました。

次に、議案第47号 朝日村保育所条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第47号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（北村直樹君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第47号は原案のとおり可決をされました。

次に、議案第48号 朝日村福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第48号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（北村直樹君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第48号は原案のとおり可決をされました。

次に、議案第49号 朝日村国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第49号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（北村直樹君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第49号は原案のとおり可決をされました。

次に、議案第50号 朝日村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第50号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（北村直樹君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第50号は原案のとおり可決をされました。

次に、議案第51号 松本広域連合の消防費負担金算定基準の変更及び松本広域連合規約の変更についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第51号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（北村直樹君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第51号は原案のとおり可決をされました。

次に、議案第52号 長野県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第52号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（北村直樹君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第52号は原案のとおり可決をされました。

次に、議案第54号 令和6年度朝日村一般会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第54号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（北村直樹君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第54号は原案のとおり可決をされました。

次に、議案第55号 令和6年度朝日村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第55号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（北村直樹君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第55号は原案のとおり可決をされました。

次に、議案第56号 令和6年度朝日村介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第56号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（北村直樹君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第56号は原案のとおり可決をされました。

次に、議案第57号 令和6年度朝日村簡易水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第57号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（北村直樹君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第57号は原案のとおり可決をされました。

次に、認定第1号 令和5年度朝日村一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第1号を採決いたします。

本案は認定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（北村直樹君） お座りください。起立全員です。

したがって、認定第1号は認定することに決定をいたしました。

次に、認定第2号 令和5年度朝日村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第2号を採決いたします。

本案は認定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（北村直樹君） お座りください。起立全員です。

したがって、認定第2号は認定することに決定をいたしました。

次に、認定第3号 令和5年度朝日村介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第3号を採決します。

本案は認定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（北村直樹君） お座りください。起立全員です。

したがって、認定第3号は認定することに決定をいたしました。

次に、認定第4号 令和5年度朝日村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第4号を採決いたします。

本案は認定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（北村直樹君） お座りください。起立全員です。

したがって、認定第4号は認定することに決定をいたしました。

次に、認定第5号 令和5年度あさひプライムスキー場事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第5号を採決いたします。

本案は認定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（北村直樹君） お座りください。起立全員です。

したがって、認定第5号は認定することに決定をいたしました。

次に、認定第6号 令和5年度朝日村簡易水道事業会計決算認定についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第6号を採決いたします。

本案は認定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（北村直樹君） お座りください。起立全員です。

したがって、認定第6号は認定することに決定をいたしました。

次に、認定第7号 令和5年度朝日村下水道事業会計決算認定についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第7号を採決いたします。

本案は認定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（北村直樹君） お座りください。起立全員です。

したがって、認定第7号は認定することに決定をいたしました。

◎報告第5号及び報告第6号の取扱い

○議長（北村直樹君） 報告第5号及び報告第6号につきましては、報告でありますので、報告を受けたものとして処理をいたします。

◎発議第5号から発議第8号までの上程

○議長（北村直樹君） この際、日程第6、発議第5号から日程第9、発議第8号までの議案を上程いたします。

上程されました議案はお手元に配付のとおりであります。

◎議案提案説明

○議長（北村直樹君） 日程第10、ただいま提出されました発議第5号から発議第8号までの提案理由の説明を求めます。

なお、この際、お諮りをいたします。発議第5号から発議第8号までの議案提案理由の説明につきましては、先ほどの委員長報告の際、説明が尽くされており、採択に伴う意見書の提案でありますので、議会会議規則第39条第2項の規定により、提案理由の説明を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） ご異議なしと認めます。

したがって、発議第5号から発議第8号までの議案につきましては、提案理由の説明を省略することに決定をいたしました。

◎議案内容説明

○議長（北村直樹君） 日程第11、発議第5号から発議第8号までの議案内容説明を求めます。

お諮りします。議案内容説明は全員協議会において行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案内容説明は全員協議会で行いますので、暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時26分

〔全 員 協 議 会〕

再開 午前 9時27分

○議長（北村直樹君） これより本会議を再開します。

◎発議第5号から発議第8号までの質疑、討論、採決

○議長（北村直樹君） 日程第12、発議第5号から発議第8号までの質疑、討論、採決を行います。

初めに、発議第5号 女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第5号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（北村直樹君） お座りください。起立全員です。

したがって、発議第5号は原案のとおり可決をされました。

次に、発議第6号 私立高校への公費助成に関する意見書についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第6号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（北村直樹君） お座りください。起立全員です。

したがって、発議第6号は原案のとおり可決をされました。

次に、発議第7号 政府の責任で医療・介護施設への支援を拡充しすべてのケア労働者の賃上げや人員増を求める意見書についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第7号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（北村直樹君） お座りください。起立全員です。

したがって、発議第7号は原案のとおり可決をされました。

次に、発議第8号 国民健康保険財政への国庫負担の増額を求める意見書についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第8号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（北村直樹君） お座りください。起立全員です。

したがって、発議第8号は原案のとおり可決をされました。

◎議員派遣について

○議長（北村直樹君） 日程第13、議員派遣についてを議題といたします。

議会会議規則第127条の規定により、別紙のとおり派遣したいと思いますが、皆様これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） ご異議なしと認めます。

したがって、別紙のとおり派遣することに決定をいたしました。

◎閉会中の継続審査の申出について

○議長（北村直樹君） 日程第14、閉会中の継続審査の申出についてを議題といたします。

社会文教委員長より、目下、委員会において審査中の事件について、会議規則第75条の規定により、お手元に配付のとおり閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りいたします。各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） ご異議なしと認めます。

委員長からの申出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定をいたしました。

◎閉会中の継続調査の申出について

○議長（北村直樹君） 日程第15、閉会中の継続調査の申出についてを議題といたします。

各委員長より、目下、委員会において調査中の事件について、会議規則第75条の規定により、お手元に配付のとおり閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） ご異議なしと認めます。

委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

以上で、本定例会の会議に付された事件は全て終了いたしました。

◎村長挨拶

○議長（北村直樹君） ここで、小林村長から挨拶したい旨申出がありましたので、これを許可いたします。

小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） 発言の機会をいただきましたので、閉会に当たり一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会では、特に決算認定を含め多くの案件にご審議をいただき原案どおり可決いただきました。ありがとうございました。

仮称あさひ診療所の件でございます。提案説明の折、今月半ばにはお話しできると申し上げました建設場所と開業していただく先生について、報告ができる段階となりました。昨日、検討委員会で決定を見ましたが、建設場所は小学校から県道を挟み、ほぼ前に位置する畑で

あります。また、開業していただく先生は、現在松本協立病院に勤務されておられる小山崇先生で、朝日村の医療を真剣に考えてくださる情熱に満ち、医療DXにたい、経験豊かな先生でございます。今後先生のご意見も伺い、建物等全体レイアウトが見える段階となりましたら村民の皆さんに説明会を開催してまいります。なお、令和8年度の開業を目指してまいります。

昨年の融和集会で村民の方よりご意見をいただきました、食料品等の移動販売でございます。オレンジランチの会場で試験的に出張販売をお願いし、実現性について検討していただきました。10月より毎週金曜日に、朝日村内を回り移動販売が開始されます。高齢者の見守りや防犯にも効果があり、村といたしましても、買物先の選択肢が広がることを期待し、高齢者福祉の一環として何らかの支援を検討してまいりたいと思います。ぜひ皆さんにご利用いただけたらと思います。

今年は例年に比べ熊の出没が多く確認されています。これからいよいよキノコ狩りシーズンとなります。山に入るときには特段の注意をお願いいたします。

そして気になることは、台風や秋雨前線による豪雨です。村民の皆様方におかれましては、大雨による避難指示等が出ましたら、自分や家族の命は自分で守る、そのための早め早めの避難行動にご協力をお願いいたします。

お盆を過ぎ、9月も半ばというのに厳しい暑さが続いています。村民の皆様、議員の皆様方もくれぐれもご自愛ください。

今定例会ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（北村直樹君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

以上で、令和6年度朝日村村議会9月定例会を閉会といたします。

皆様大変ご苦労さまでした。

閉会 午前 9時36分

地方自治法第123条の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員